

ルコトノ三條件ヲ欠キタルト是ナリ
(承継人)トハ其贈與物ヲ買受ケタル者ノ如キ凡テ贈與者ガ有セシ權利ヲ受継キタル人ヲ云フ

繼人ヨリ之ヲ請求スルコトヲ得

第三百六十五條

條件ノ不履行ニ基キ贈與ヲ廢罷シタル場合ニ於テハ受贈者ニ對スルト第三者ニ對スルトヲ同ハス未必條件ノ成就ニ因リテ合意ヲ解除シタルトキト同一ノ效力ヲ生ス

第三節

夫婦間ノ贈與ノ特例

(解) 夫婦間ノ贈與ヲ無制限ニテ許可スルキハ相互ノ愛情ノ爲メ一時利害ノ判別心ヲ喪失シ容易ニ贈與ノ契約ヲ爲シ又容易ニ之ヲ取消サントスルノ弊アリ且他ノ一方ヨリ考フレハ夫ノ權威ヲ濫用シ強テ妻ノ財産ヲ贈與セシムル如キナシトセス是等數箇ノ理由アルカ爲メ特ニ本節ヲ設ケテ夫婦間ノ贈與ニ限り適用スル特例ヲ規定シタル所以ナリ

第三百六十六條

未成年ノ夫又婦ハ婚姻ノ許諾ヲ與フ可キ人ノ許諾及ヒ立會ヲ得且夫婦財産契約ヲ以テスルニ非サレハ贈與ヲ爲スコ

トヲ得ス

第三百六十七條

夫婦間ノ贈與ハ何等ノ約款アルニ拘ハラズ婚姻中贈與者隨意ニ之ヲ廢罷スルコトヲ得

贈與ノ廢罷ハ第三者ニ對シテ効力ヲ有セス但贈與ノ登記ニ廢罷ノ訴狀ヲ附記シタル後ニ受贈者ノ遺産所持者ヨリ贈與財産ニ付キ物

權ヲ取得シタル第三者ニ對シテハ此限ニ在ラス

第四節 遺贈

(解)

人ハ元來自己ノ意思ノミチ以テ自由ニ其財産ヲ處分スルヲ得ルノ權利ヲ有ス然レバ則チ己レカ死後ノ財産處分ヲナストモ亦自由ナリト云ハサル可ラズ是法律ガ遺贈ヲ許與セル所以ナリ

然レレ遺贈ハ贈與ト異リ自己ノ財産ヲ遺言ニ因リテ死亡ノ時ニ移轉スル行爲ニシテ一箇ノ契約ニアサルヲ以テ遺贈者ハ死去前ニ於テ何時ニテモ之ヲ取消シ若クハ變更スルヲ得ルモノトス是遺贈

(物權ヲ取得シタル第三者)トハ其物ノ上ニ抵當權質權地上權等ノ物權ヲ得タル者ヲ云フ

ニ忘ルベカラサル性質ニシテ又此取消權ハ決シテ特別ノ合意ヲ以テ拋棄スルヲ得サルモノナリ
 遺贈ニ附着スル他ノ性質ニ付テハ前ニ贈與ト比較シテ其差違ヲ掲ケタル處ヲ對照スレハ自ラ明白ナルベシト信スルカ故ニ今敢テ贅セズ

第一款 遺言ノ方式

(解) 遺贈モ贈與ト同シク法律上ノ方式ヲ以テスルニアラサレハ成立スベカラサル要式契約ノ一ナリトス故ニ若シ法律ノ要求シタル方式ヲ履行セサル遺贈ハ法律上ニ於テハ存在セサルモノト見做スベシ是遺贈者及ヒ遺贈者ノ相續人ノ利益ヲ保護スル精神ニ本キタル法則ニ過ギサルナリ

(秘密ノ方式)トハ自ラ之ヲ筆記シ又ハ他人ニ筆記セシ

第三百六十八條 遺言ハ遺言者ノ自筆ノ證書、公正證書又ハ秘密ノ方式ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

メタル後之ヲ封印シテ他人ニ知ラシメザル方式ヲ云フ

然レトモ二人以上ノ人ハ一箇ノ證書ヲ以テ遺言ヲ爲スコトヲ得ス

第三百六十九條 自筆ノ遺言書ハ遺言者カ其全文、日附及ヒ氏名ヲ自書シテ捺印シタルニ非サレハ其效ヲ有セス

第三百七十條 公正證書ニ依ル遺言ハ公證人一人及ヒ證人二人ノ前ニ於テ遺言者カ遺言ノ旨趣ヲ口授シ公證人之ヲ筆記シ朗讀シタル後遺言者及ヒ證人各其氏名ヲ自書シテ捺印シタルニ非サレハ其效ヲ有セス

(遺言ノ旨趣)トハ何々ノ理由ニ因リ何某ニ何々ノ財産ヲ與フト云事柄ナリ

然レトモ氏名ヲ自書スル能ハサル者アルトキハ其事由テ證書ニ記載スルヲ以テ足ル

第三百七十一條 秘密ノ方式ニ依ル遺言書ハ遺言者ノ自書シタルト他人ノ之ヲ書シタルト問ハス左ノ諸件ヲ具備スルニ非サレハ其效ヲ有セス

(提出)トハ茲ニテハ其人ノ前ニ差出スヲ云フ

他人ノ之ヲ書シタルト問ハス左ノ諸件ヲ具備スルニ非サレハ其效ヲ有セス

第一 遺言者カ氏名ヲ自書シテ捺印シタルコト

第二 遺言書ヲ封シテ遺言者カ之ニ封印シタルコト

第三 遺言者カ公證人及ヒ証人二人ノ前ニ封書ヲ提出シテ自己ノ遺言書タル旨ヲ陳述シタルコト

第四 公證人カ遺言者ノ陳述ト之ヲ聽キタル日附トテ封紙ニ記

シテ遺言者及ヒ証人ト共ニ其各氏名ヲ自書シテ捺印シタルコト但此場合ニ於テ氏名ヲ自書スル能ハサル証人アルトキハ公

証人其事由ヲ封紙ニ記スルヲ以テ足ル

公證人ハ遺言者ノ死亡ノ後其相續人ノ立會ノ上ニ非サレハ開封セサル旨ヲ記シタル領收書ヲ遺言者又ハ其指定シタル証人

中ノ一人ニ授付ス可シ

第三百七十二條 秘密ノ方式ニ依ル遺言トシテ有効ナル爲メ前條ニ

定メタル條件ニ缺クルモノ有リト雖モ其全文、日附及ヒ氏名共ニ

遺言者ノ自書ニ係ルトキハ自筆ノ遺言書トシテ有効トス

第三百七十三條 受遺者、遺言ニ立會フ公證人ノ筆名其他普通ノ無

能力者ハ証人ト爲ルコトヲ得ス

第二款 遺言ノ特別方式

(解) 遺贈ハ要式契約ノ一タル結果トシテ普通ノ場合ニハ必ス前

款ニ規定セル方式ヲ履行セサレバ無効ニ屬ス然レトモ軍人軍屬ガ

遠征中ニ在ルカ又ハ交戦中ニ在ルカ若クハ合圍中軍艦中ニ在ル者

ノ如キ特別ナル場合ニモ猶ホ強テ前款ノ方式ヲ行ハシメントスル

ハ到底實際ニ行フ能ハサル難事ヲ人ニ責ムルモノト云ハサル可ラ

ズ是本款ヲ以テ如此特別ナル場合ニノミ適用スル例外ノ方式ヲ規

定シタル所以ナリトス

第三百七十四條 軍人及ヒ軍屬ニシテ遠征中ニ在ル者又ハ内地ト雖

モ交戦中若クハ合圍中ニ在ル者ハ將校一人証人二人ノ補助ヲ以テ

(合圍中)トハ敵軍

ニ取圍レタルヲテ

云フ

(普通ノ無能力者)トハ未成年者、有夫ノ婦、禁治産者等ヲ云フ

(軍屬)トハ純然タル軍人ニアラサレトモ其身ノ軍人藉ニ在ル者例ヘハ軍醫及ヒ會計軍吏ノ如キチ云フ

(遮斷)トハ各人相互ノ通行ヲ禁スルヲ云フ

遺言書ヲ作ルコトヲ得

第三百七十五條 遠征中、交戦中又ハ合圍中ニ在ル軍人及ヒ軍屬ニシテ疾病又ハ傷痕ノ爲メ病院ニ在ル者ハ其院ノ醫官及ヒ事務官ノ補助ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

第三百七十六條 傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮斷シタル地方ニ在ル者ハ其疾病中ナルト否トテ問ハス警察官一人及ヒ証人一人ノ補助ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

第三百七十七條 航海中ニ在ル者ハ軍艦ニ在テハ將校一人其他ノ船舶ニ在テハ事務員一人及ヒ証人二人ノ補助ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

第三百七十八條 海上ニテ遺言書ヲ作りタルトキハ其旨ヲ航海日誌ニ記載ス可シ

第三百七十九條 本款ノ規定ニ從ヒテ作りタル遺言書ニハ遺言者、

代書者及ヒ立會人各其氏名ヲ自書シテ捺印ス可シ

氏名ヲ自書シ又ハ捺印スル能ハサル者アルトキハ其事由ヲ遺言書ニ記載スルヲ以テ足ル

第三百八十條 外國ニ在ル日本人ハ第三百六十九條ニ定メタル自筆ノ方式ニ依リ又ハ其地ニ用ユル公正ノ方式ニ從ヒテ遺言ヲ爲スコトヲ得

第三百八十一條 外國ニ於テ作りタル遺言書ハ遺言者ノ日本國內ニ有スル住所ノ區裁判所ノ簿冊ニ之ヲ登録シ若シ住所ノ知レサルトキハ最終居所ノ區裁判所ノ簿冊ニ之ヲ登録シタル後ニ非サレハ日本國內ニ在ル財産ニ付キ其遺言ヲ執行スルコトヲ得ス

又其遺言書ニ日本國內ニ在ル不動産ノ處分ヲ包含スルトキハ其不動産所在地ノ區裁判所ニ登記ヲ求メタル後ニ非サレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(第三者ニ對抗スル云々)トハ其遺贈ニ關係ナキ他人ニ對シテハ全ク遺贈ナキト同一ニ見做サル、ヲ云フ

第三百八十二條 日本ニ在ル外國人ハ日本ノ法律ニ從ヒ又ハ其本國ノ法律ニ從ヒテ遺言ヲ爲スコトヲ得

第三款 遺贈ヲ爲スコトヲ得ル財産ノ部分

(解) 遺贈ヲ爲スコトヲ得ル財産ノ部分トハ遺贈者カ自由ニ何人ニモ遺贈スルコトヲ得ル財産ノ謂ヒニシテ相續人ノ爲メニ貯存ス可キ財産ニ對スル語ナリ故ニ前者ヲ遺贈財産ト稱シ後者ヲ貯存財産ト稱スルヲ得

法律ガ特ニ本款ヲ設ケテ遺贈シ得ヘキ財産ノ部分ヲ制限シタルハ必竟何人モ無限ニ遺贈處分ヲ爲スヲ得ルモノトセハ時トシテ全部ノ財産ヲ他人ニ遺贈シ相續人ハ終ニ一物ヲモ得ル能ハサルニ至ルガ如キ不都合ナカラシメンガ爲メニ外ナラサルナリ

第三百八十三條 遺贈ヲ爲スコトヲ得ル財産ト相續人ニ貯存ス可キ財産トノ部分ヲ定ムルニハ家督相續ノ特權ヲ組成スルモノヲ控除

(貯存ス可キ財産) トハ相續人ノ爲メニ殘シ置ク可キ財

産ト云フノ意ナリ故ニ此財產ハ他人ニ遺贈スルヲ得ス(控除)トハ差引クナリ

(尊屬親) トハ尊屬親ニ對スル語ニシテ自己ヨリ卑下ノ地位ニ在ル子孫ノ如キ親屬ヲ云フ

(利益權) トハ通常其權利者カ死亡スル時迄物ヲ使用シ又ハ收益スル物權ノ一種ナリ(遺贈ヲ爲スコトヲ得ル部分) トハ相續人ニ殘スベキ財産ヲ差引キタル殘部ノ財産ヲ云フ

ス

第三百八十四條 法定家督相續人アルトキハ被相續人ハ相續財産ノ半額マテニ非サレハ他人ノ爲メ遺贈ヲ爲スコトヲ得ス

家族ノ遺産ヲ相續スル卑屬親アルトキモ亦同シ

第三百八十五條 利益權ノ如キ其存立時間ノ不確實ナル權利ハ相續ノ時ニ於ケル價額ヲ査定シテ遺贈ヲ爲スコトヲ得ル部分ヲ定ム其權利ノ價額ガ遺贈ヲ爲スコトヲ得ル部分ヲ超過スルトキハ相續人ハ或ハ被相續人ノ遺贈ヲ履行シ或ハ遺贈ヲ爲スコトヲ得ル部分ノ完全ナル所有權ヲ與ヘテ其權利ヲ受戻スコトヲ得

第三百八十六條 遺贈ヲナスコトヲ得ル部分ヲ超過スル遺贈ハ之ヲ其部分マテニ減殺ス

第三百八十七條 減殺ス可キ分量ハ相續ノ時ニ現存スル總テノ財産ノ評價額ヨリ被相續人ノ債務額ヲ控除シタル剩餘額ニ付キ之ヲ算

(包括ノ遺贈)トハ別段ニ遺贈スヘキ財産ヲ指定セズ一總メノマ、ニテ遺贈スルヲ云フ(特定ノ遺贈)トハ右ニ反シ特別ニ何々ノ財産ト指定シテ遺贈シタルヲ云フ

定ス

第三百八十八條 遺贈ノ幾分ヲ滅殺シテ貯存ス可キ財産ノ分量ヲ組成ス可キトキハ包括ノ遺贈ト特定ノ遺贈トヲ問ハス其價額ノ割合ヲ以テ總テノ遺贈ヲ滅殺ス可シ

第三百八十九條 總テ贈與ニシテ贈與者ノ死亡ノ後執行ス可キモノハ遺贈ト其效力ヲ同フス

第四款 遺言ノ效力及ヒ執行

(解) 遺贈ヲ爲スニハ或ハ期限付ニ爲ス可キアリ或ハ單純ニ爲ス可キアリ又遺贈ヲ爲ス物件モ時トシテ動産不動産ノ全部又ハ動産中ノ一部分ト云フガ如キ包括財産ヲ遺贈スルコトアリ或ハ何々ノ物ト云フガ如ク特ニ或物件ヲ限テ遺贈スルコトアリ或ハ米油等ノ如ク他ニ全種類ノ物件存在シ互ヒニ代フルコトヲ得ル代替物ヲ遺贈スルコトアリ此他又何々ノ事件到來セバ汝ニ某物ヲ遺贈セントカ若クハ今汝ニ某物

(合意ノ事項ニ關シテ)トハ財産編第四百八條以下ノ法則ヲ此場合ニモ適用スルト云フ意味ナリ

遺贈スルモノ何月何日迄ニ何々ノ事件到來セハ解除セント云フガ如ク停止又ハ解除ノ未必條件ヲ以テ遺贈スルコトアリ夫レ如此遺贈ヲ爲ス方法及ヒ物件ガ種々アリテ必スシモ一様ニ非ズトモ其遺言ヨリ生スベキ効力及ヒ相續人が先人ノ遺言ヲ履行スル方法モ亦必スシモ一様ニ決定スルヲ得サルヤ明ナリ故ニ本款ハ是等ノ各場合ニ依テ各別ニ詳細ノ法則ヲ定メ人ヲノ疑惑セサラシメントテ期ス若シ夫レ果シテ如何ナル効果ヲ生シ又如何ナル工合ニ之ヲ履行スベキヤニ至テハ讀者以下ノ各條ニ依テ之ヲ知ル可シ

第三百九十條 單純又ハ有期ノ遺贈ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ受遺者ノ知ルト否トヲ問ハス包括ノ遺贈ニ付テハ其包含スル財産及ヒ債務ヲ受贈者ニ移轉シ特定ノ遺贈ニ付テハ其遺贈物ノ權利ヲ受遺者ニ移轉ス然レトモ有期ノ遺贈ハ滿期ニ至ルマテ其執行ヲ止ム停止又ハ解除ノ條件附ニ於ケル遺贈ノ效力ハ合意ノ事項ニ關シテ

(拋棄)トハ遺言ニ依テ或物ヲ自己ノ所有トスルヲ得ル權利ヲ棄テ其物ヲ受ケサルヲ云フ

(惡意ヲ以テ云々)トハ其相續人カ遺言アリタルコトヲ知リナガラ其旨ヲ受遺者ニ通知セズ自ラ之ヲ所得ル場合ナリ

規定シタル如ク其條件ノ成就如何ニ從フ
遺贈ノ目的物カ代替物ナルトキハ其所有權ハ財產編第三百三十二條ノ規定ニ從ヒテ移轉ス

如何ナル場合ニ於テモ受遺者ハ遺贈ヲ拋棄スルコトヲ得

第三百九十一條 遺言者カ不分ノ權利ヲ有スル物ヲ遺贈シタルトキハ受遺者ハ遺言者ト同一ナル權利ヲ取得ス

第三百九十二條 受遺者ハ遺贈物ノ引渡ヲ要求シタル時ヨリ後ニ非サレハ遺贈物ノ果實ヲ收受スル權利ヲ有セス但期限ノ到來シ又ハ未條件ノ成就シタルコトヲ要ス

然レトモ左ノ三箇ノ場合ニ於テハ受遺者ハ遺言者ノ死亡、滿期又ハ條件成就ノ時ヨリ要求ヲ待タスシテ直チニ果實ヲ收受スル權利ヲ有ス

第一 遺言者カ果實ヲ收受スル權利ヲ明示シタルトキ

第二 遺贈カ養料ノ性質ヲ有スルトキ

第三 相續人カ惡意ヲ以テ遺言ヲ隱蔽シタルトキ

第三百九十三條 遺贈物ハ其遺贈ノ單純ナルトキハ當然ノ附從物ト

共ニ遺言者ノ死亡ノ時ニ於ケル現狀ニテ之ヲ引渡ス可シ其遺贈ノ有期又ハ未條件附ナルトキハ引渡ヲ請求スルコトヲ得ヘキ時ニ於ケル現狀ニテ之ヲ引渡ス可シ

相續人カ遺贈物ニ加ヘタル改良又ハ毀損ハ相續人ト受遺者トノ間相互ニ賠償ヲ請求スル權利ヲ生ス

解除ノ未條件ヲ以テ遺贈ヲ爲シタル場合ニ於テ其條件ノ成就シタル并ハ受遺者又ハ其相續人ヨリ遺贈物ヲ現狀ニテ返還ス可シ但人爲ニ因ル改良又ハ毀損ニ附キ相方ノ間ニ於ケル相互ノ賠償ヲ妨ケス

第三百九十四條 遺言者カ遺言ノ後ニ取得シタル土地又ハ建物ハ遺

(當然ノ附從物)トハ樹木ニ生スル果實、債權ヨリ生スル利息、獸類ヨリ生スル亂毛等ノ如キヲ云フ
(相互ノ賠償)トハ費用ヲ出シテ修繕又ハ改造シタル者ヨリ他ノ一方ニ其費用ノ償還ヲ求メ若クハ其物件ヲ毀損シタル者ハ他ノ一方ニ之カ爲メ生ゼシ損害高チ償フヲ云フ

贈ノ不動産ニ接著シ又ハ其不動産ノ利用ヲ改良スル爲メニ供ヘタルモノト雖モ其不動産ノ受遺者ヲ利セス

第三百九十五條 遺言書ハ公正證書ヲ除ク外相續地ノ區裁判所ノ檢認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス
封印アル遺言書ハ區裁判所ニ於テスルニ非サレハ開封スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ニ違フ者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

第三百九十六條 遺言ノ執行及ヒ遺贈物ノ引渡ニ關スル費用ハ相續財産ノ負擔トス但貯有財産ニ負擔セシムルコトヲ得ス

第三百九十七條 不動産物權ノ遺贈ハ遺言者ノ死亡ノ後受遺者カ其遺贈ヲ知りタル時ヨリ三十日內ニ之ヲ登記シタルコト非サレハ遺言者ノ死亡ノ日ニ遡リテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
登記ノ費用ハ受遺者ノ負擔トス

代理人ノ普通義務トハ財産取得編第二百三十七條以下ニ規定スル義務ヲ指ス

第三百九十八條 遺言者ハ合意又ハ遺言ヲ以テ遺贈ノ執行ヲ一人又ハ數人ニ委託スルコトヲ得

遺言執行者ハ代理人ノ普通義務ニ服ス
第五款 遺言ノ廢罷及ヒ失効

(解) 遺贈ハ遺言者ノ死亡ニ由リテ其財産ノ所有權ヲ移轉スル行爲ナルカ故ニ遺言者ノ死亡スル迄ハ他ノ一方ニ何等ノ權利モ生ゼサルモノトス從テ遺言者ハ自己ノ生存中何時ニテモ明示又ハ默示ニテ遺言ヲ廢罷スル權アリ又若シ受遺者ガ遺言者ヨリ命セラレタル條件ヲ履行セサルカ或ハ遺言者ヲ死ニ致スガ如キ事アレハ相續人ヨリ遺言ノ廢罷ヲ請求スルヲ得ベシ是法律ハ受遺者ニ不正ノ富ヲ得セシムルヲ欲セサルヲ以テナリ
此他又方式上完全ニ成立シタル遺言ノ無効ニ歸スルニケル場合アリ即チ第四百四條ニ之ヲ明示ス讀者宜ク參照ノ勞ヲ採レ

(廢罷)トハ取消ス
ト云フ
(失効)トハ其遺言
ガ無効トナリ始メ
ヨリ遺言アラサリ
シ者ト見做サル、
ナ云フ

(其條件ノ成就前

云々)トハ例ヘハ
汝子裁判官ト爲
バ某物ヲ贈ラント
遺言シタルニ其者
ガ裁判官ニ任セラ
レサリシ前ニ死去
セントキハ其言ハ
無効ニ歸スル如キ
ナ云フ

第三百九十九條 遺言ハ遺言者隨意ニ之ヲ廢罷スルコトヲ得廢罷ハ

明示又ハ默示ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第四百條 遺言者カ遺言ノ方式ニ從ヒ遺言ノ全部又ハ一分ヲ廢罷ス

ル意思ヲ證書ニ記載シタルトキハ其廢罷ハ明示ノモノトス

第四百一條 後ノ遺言ヲ以テ前ノ遺言ニ包含スル特定物ヲ處分シタ

ルトキハ其物ニ付テハ前ノ遺言ヲ默示ニテ廢罷シタルモノトス

遺言者カ生存中遺言ニ包含スル特定物ヲ有償又ハ無償ニテ處分シ

タルトキモ亦同シ

第四百二條 廢罷ニ歸シタル遺言ハ前條ノ處分ノ無効ト爲ルトキト

雖モ有效ニ復セス

第四百三條 遺言ハ受遺者ノ條件不履行ノ爲メ又ハ遺言者ヲ死ニ致

シタル原因ノ爲メ相續人ヨリ廢罷ヲ請求スルコトヲ得

第四百四條 遺言ハ方式上完全ノモノト雖モ左ノ場合ニ於テハ其效

ヲ失フ

第一 受遺者カ遺言者ヨリ先ニ死亡シタルトキ

第二 停止條件附ノ遺言ニ付キ其條件ノ成就前ニ受遺者ノ死亡

シタルトキ

第四百五條 廢罷又ハ失効ニ歸シタル遺言ノ部分ニ付テハ曾テ遺言

アラサリシモノト看做ス但遺言者カ明示ヲ以テ其部分ヲ利得ス可

キ者ヲ指定シタルトキハ此限ニ在テス

第五節 包括ノ贈與又ハ遺贈ニ基ク不分明財產ノ分割

(解) 特ニ何々ノ財產ト指定シテ贈與又ハ遺贈ヲ爲シタルトキハ

別ニ何等ノ困難モアラサレモ若シ家産ノ全部若クハ動産不動産ノ

一部ト云フガ如ク包括財產ノ贈與又ハ遺贈ヲ爲シタル片及ヒ同一

ノ物ヲ數人ニ贈與シ若クハ遺贈スル時ハ此ニ始テ不分明財產ナル者

ヲ生ズ此場合ニ當リテハ贈與者ト受贈者又ハ相續人ト受遺者トノ

間ニ於テ一箇ノ不分共有ノ財産トナルモノナレバ凡ソ財産ハ之ヲ各自ニ分割シテ獨立セシムルヲ利益アリトシ不分ノ形狀ニ置クハ不利益ナリ何トナレハ若シ一人ニテ之ヲ所有スルトキハ總テ其利害ヲ一身ニ負担セサル可ラザルカ故ニ成ルヘク其使用ニ注意ヲ爲シ且若シ毀損スルヲアレハ速ニ修繕ヲナスヲ怠ラス然ルニ今他人ト之ヲ共有スルニ於テハ互ニ其修繕及ヒ改良ヲ施スヲ譲リ合ヒ自ラ進ンデ費用ヲ投スルヲ欲セサルニ至ルハ人ノ常情ナレハナリ故ニ曰ク財産ヲ長ク不分ノ地位ニ置クトキハ大ニ改良ヲ妨ケテ社會經濟上實ニ不利益ノ甚シキモノナリト

夫レ斯クノ如ク財産ヲ不分ノ地位ニ置クハ社會ノ經濟上ニ不利益ナリトセバ法律ハ成ル可ク之ヲ分割セシメテ普通獨立ノ地位ニ復スルヲ希望スルハ勿論ニシテ是實ニ本節ノ設アル所以ナリ

第四百六條 包括ノ贈與又ハ遺贈ヲ爲シタルニ因リ贈與者又ハ相續

人ト受贈者又ハ受贈者トノ間ニ不分財産ヲ生シタルトキハ下ノ規定ニ從ヒ之ヲ分割ス受贈者又ハ受遺者數人アルトキモ亦同シ

第一款 分割

(解) 前述ノ理由アルニ依リ不分財産ノ分割ハ成ルヘク之ヲ容易ナラシムルヲ要ス故ニ若シ各自ノ間ニ分割セサル特約アルトキ猶其不分財産所有者ノ各自ハ何時ニテモ分割ヲ要求スルヲ得ルモノトス但シ事情ニ依テハ五ヶ年間ヲ限リ分割セサル特約ヲナスヲ得ルヲ以テ此場合ニハ例外トシテ其特約ヲ守ラサル可ラス(財産編第三十九條參照)

分割ハ必ス双方ノ意思ヲ明カニ發表シテ爲スヲ必要トシ事情ニ依リ之ヲ推定スルヲ得ズ又分割ハ通常各自ノ合意ヲ以テ自由ニ之ヲ爲スヲ得ルモノナレバ時トシテハ必ズ裁判所ノ判決ヲ以テスルニアラサレハ分割ヲ爲スヲ得サルヲアリ(第四百九條參照)

(財産ヲ區別シテ云々)トハ實際其物ヲ別々ニ使用シ又ハ收益スルトモ未ダ明カニ分割セサル間ハ猶不分財産ト見做スチ云フナリ

第四百七條 不分財産ノ所有者ノ各自ハ其財産ノ分割ヲ要求スルコトヲ得但財産編第三十九條ノ規定ニ從ヒテ分割セサルコトヲ約シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百八條 分割ハ明示ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス財産ヲ區別シテ收益スル事實ハ分割トセス

第四百九條 不分財産ノ分割ハ所有者各自ノ合意ヲ以テ自由ニ之ヲ爲スコトヲ得然レトモ左ノ場合ニ於テハ裁判ヲ以テスルコト非サレハ其分割ヲ爲スコトヲ得ス

第一 所有者中ニ未成年者、禁治産者又ハ癡癩者アリテ其後見人又ハ假管理人アラサルトキ

第二 所有者中ニ不在者アリテ有效ニ分割ヲ承諾スル權限ヲ有スル合意上ノ代理人アラサルトキ

第三 所有者中ニ合意上ノ分割ヲ承諾セサル者アルトキ

第四百十條 裁判上ノ分割ヲ要スルトキハ相續地ノ區裁判所ハ相續人、債權者又ハ檢事ノ請求ニ因リ封印ヲ爲シ及ヒ目錄ヲ作ラシム可シ

第四百十一條 裁判上ノ分割ヲ要セサルトキト雖モ債權者ハ區裁判所ノ許可ヲ得テ封印及ヒ目錄調製ヲ請求スルコトヲ得但執行力アル證書ヲ有スルトキハ此許可ヲ要セス

第四百十二條 所有者ノ各自ハ不分財産ノ現物ニテ其部分ノ引渡ヲ要求スルコトヲ得但債權者其引渡ヲ差押ヘタルトキ又ハ所有者ノ多數ヲ以テ其財産ノ負擔スル債務及ヒ費用ヲ豫メ辨濟スル爲メ賣却ヲ必要ト決シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百十三條 未成年者、禁治産者、癡癩者又ハ不在者ノ爲メ定メ

(執行力アル證書トハ公証人ガ嚴正ナル法式ニ依リ作リタル証書ニシテ別ニ裁判所ノ言渡ヲ受ケサルモ其証書通リ直チニ執行スルヲ得ルモノナ

(假定)トハ未タ確

然ト定ラサル分割
言ヒ換フレハ後日
ニ猶ホ變更スルヲ
得ル分割ト云フノ
意味ナリ

タル規則ニ違ヘル分割ハ其者ノ利益ニ於テノミ假定ノ者トス、

第四百十四條 分割ノ際利益ノ相反スル無能力者又ハ不在者ノ數人

アルトキハ其各自ノ爲メ臨時保佐人又ハ管理人ヲ指定ス可シ

第四百十五條 分割ノ結了シタルトキハ各所有者ハ其領收シタル物

ノ證書ヲ保有ス

所有者ノ總體又ハ數人ニ分割シタル一箇ノ物ノ證書ハ其最大ノ部

分ヲ領收シタル者之ヲ保有ス最大ノ部分ヲ領收シタル者ナキトキ

ハ各所有者ノ協議ヲ以テ其保有者ヲ定ム若シ協議ハザルトキハ裁

判所之ヲ指定ス

何レノ場合ニ於テモ證書ノ保有者ハ他ノ所有者ノ求メニ應シテ之

ヲ便用セシム可シ

第四百十六條 所有者ハ各自ニ受クル部分ノ割合ヲ以テ債務ヲ分擔

ス

第二款 分割ノ效力及ヒ擔保

(解) 不分財產ヲ分割スルトキハ其効力既往ニ遡ルモノトス例

ハハ甲者ヨリ乙者ニ一月一日包括財產ノ贈與ヲ爲シ二人間ニ不分

財產ヲ生シタルヲ以テ六月一日ニ至リ互ニ之ヲ分割セリ此場合ニ

ハ乙者ハ一月一日ヨリ其分割ヲ受ケタル物件ノ所有者ト見做シ六

月一日ニ所有權ヲ得タルモノト見做サズ是分割ノ効力ナリ

又分割ヲ爲セル各自ノ者ハ相互ニ分割前ノ原因ニ基ク妨礙及ヒ追

奪ノ擔保ヲ爲サル可ラズ是法律ガ分割ノ平等ナランヲ希望ス

ル各自ノ意思ヲ推測シタルヨリ生シタル規定ニ過キス

第四百十七條 分割ノ効力ニ付テハ第五百十五條ノ規定ヲ適用ス

第四百十八條 各所有者ハ分割前ノ原因ニ基ク分割物ノ妨礙及ヒ追

奪ニ付キ互ニ擔保ノ責ニ任ス但別段ノ合意ヲ以テ擔保ヲ免除シタ

ルトキハ此限ニ在ラス

(妨礙)トハ單ニ妨
ケセラルハト云
ヒ(奪取)トハ真正
ノ所有者ニ取戻サ
レタルヲ云フ

第四百十九條 債權ニ付テハ分割ノ當時ニ於ケル債務者ノ資力ノ限度マテコ非サレハ各所有者擔保ノ責ニ任セス

第三款 分割ノ領除

(解) 分割亦一ケノ合意ナルヲ以テ若シ財産編第三百四條ニ示セル成立條件ヲ欠キ或ハ第三百五條ニ示セル有効條件ヲ欠クトキハ之ヲ銷除シ得ヘキハ勿論ノコトナレトモ此他又分割ヲ受ケタル者ノ一人ガ四分ノ一以上ノ缺損ヲ被リタル片ハ之ヲ以テ分割取消ノ一原因トスルコト得ベシ蓋シ賣買其他有償ノ合意ニ付テハ通常缺損ヲ以テ銷除ノ原因トスルトキハ際限ナキノ恐アレトモ此場合ノ如キ無償ノ行為ニ付テハ當事者ニ毫モ射利ノ思想ナク只平等ニ之ヲ分割スル精神ノ存スルノミナルガ故ニ法律モ斯クノ如キ特別ナル銷除ノ原因ヲ認メタルニ外ナラサルナリ

第四百二十條 分割ハ財産編第三百四條以下ニ定メタル區別ニ從ヒ

不成立又ハ無効タル外尙ホ所有者ノ一人ガ其領收シタル部分ニ付キ四分一以上ノ缺損ヲ被フリタルトキハ其缺損ノ爲メ之ヲ銷除スルコトヲ得

缺損ノ査定ハ分割ノ時ニ於ケル物ノ價格ニ從ヒテ之ヲ爲ス可シ

第四百二十一條 分割銷除ノ訴權ハ財産編第五百四十四條以下ニ定メタル時効及ヒ認諾ニ因リテ消滅ス

第十五章 夫婦財産契約

(解) 本章ニ於テ第一ニ注意ス可キハ婚姻ト夫婦財産契約トヲ混全セサルニ在リ即チ婚姻トハ法律ニ規定シタル夫婦間ノ權利ト義務トヲ承諾シタル男女二人ガ法式ニ從テ取結ブ一箇ノ主タル契約ナレトモ之ニ反シ夫婦財産契約ハ公証人ヲシテ其証書ヲ作ラシメ夫婦トナル可キ雙方ノ者ノ財産上ノ利益ヲ定ムル一ノ從タル契約ニ過キズ故ニ婚姻ノ無効トナルトキハ夫婦財産契約モ亦從テ無効ト

(時効)トハ法律ノ要スル條件ヲ具ヘテ或時間ノ經過ニ因リ權利ノ得喪ヲ法律ニテ推定スルコトヲ云フ

ナレバ夫婦財産契約ノ成立セサルガ爲メニ婚姻迄モ無効トナルモノニアラザルナリ

夫婦財産契約ヲナス可キ時及ヒ方式ノ如何ヲ知ラント欲セハ宜ク第四百二十二條以下ノ條文ヲ参照スベシ

第一節 總則

(解) 本節ハ夫婦財産契約ノ一般ニ適用ス可キ法則ヲ記ス故ニ名ケテ總則ト云フ

婚姻ノ儀式ノハ人事編第四十二條以下ニ在リ

第四百二十二條 夫婦財産契約ハ婚姻ノ儀式前ニ之ヲ爲シ及ヒ公證

人ヲシテ其證書ヲ作ラシムルニ非サレハ成立セス
婚姻ノ儀式後ハ契約ヲ變更スルコトヲ得ス

婚姻ノ許諾ヲ與フベキ尊屬親トハ父母又ハ後見人ノ如キヲ云フ

第四百二十三條 婚姻ヲ爲スコトヲ得ル未成年者ハ婚姻ノ許諾ヲ與フ可キ尊屬親又ハ後見人ノ立會ニテ財産契約ヲ爲スコトヲ得
第四百二十四條 財産契約ヲ爲サスシテ婚姻ヲ爲シタルトキハ財産

ノ關係ハ法定ノ制ニ從フ

第四百二十五條 日本ニ於テ財産契約ヲ爲サスシテ婚姻ヲ爲シタル外國人ハ夫タル者ノ本國ニ行ハルル普通ノ制ニ從ヒタルモノト看做ス

第二節 法定ノ制

(解) 夫婦トナル可キ二人ノ男女ガ婚姻ノ儀式前ニ於テ夫婦財産契約ヲ爲ストキハ其夫婦間ノ權利義務ハ素ヨリ之ニ從テ決定スベキモノナレバ若シ特別ニ斯クノ如キ契約ヲ爲サザル場合ニハ何ニ依テ其夫婦間ノ權利義務ヲ定ムル標準トナスベキ乎實ニ茫漠トメ其適從スル處ヲ知ルヲ得サルベシ是本節ヲ特ニ定メシ所以ナリ故ニ本節ニ規定スル法則ハ必ス夫婦財産契約ノ存在セサル場合ニノミ適用スルモノト知ラサル可ラス

第四百二十六條 婦又ハ入夫カ婚姻ノ儀式ノ時ニ於テ現ニ所有シ又

(用益者ノ權利)ハ民法財産編第四十カ條以下ニ在リ(用益者ノ負擔)ハ(用益者)トハ財産編第八十六條以下ニ規定ス

ハ將來ニ所有ス可キ特有財産ヨリ婚姻中ニ生スル果實及ヒ自己ノ勞力ニ因リテ婚姻中ニ得タル所得ハ婚姻中ノ費用分擔ノ爲メニ之ヲ配偶者ニ供出ツタルモノト看做ス

第四百二十七條 夫又ハ戶主タル婦カ配偶者ノ特有財産ニ付テ有スル權利ハ用益者ノ權利ニ同シ

又配偶者ノ特有財産ニ關シテ收益ヲ爲ス夫又ハ戶主タル婦ハ用益者ノ負擔スル修繕其他收益ヲ以テ辨濟ス可キ義務ヲ負フ

第四百二十八條 夫ハ婦ノ特有財産入夫ハ戶主タル婦ノ財産ヲ管理ス

第四百二十九條 夫又ハ入夫ハ婦又ハ戶主タル婦ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ婦ノ特有財産又ハ戶主タル婦ノ財産ヲ讓渡シ又ハ之ヲ擔保

ニ供スルコトヲ得ス但人事編第二百二十九條及ヒ第二百七十五條ノ場合ハ此限ニ在ラス

(擔保ニ供スルトハ)ニスル如キヲ云フ

第四百三十條 入夫ハ戶主タル婦ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ婚姻中ノ所得ヲ讓渡シ又ハ之ヲ擔保ニ供スルコトヲ得ス但其特有財産ヨリ生スル果實及ヒ自己ノ勞力ニ因リテ得タル所得ハ此限ニ在ラス

第四百三十一條 夫カ婦ノ特有財産ニ付キ入夫カ戶主タル婦ノ財産ニ付キ其承諾ヲ得スシテ爲ス貸借ニ關シテハ財産編第一百十九條以下ノ規定ヲ適用ス

(管理ノ失當)トハ能ク其物ノ管理ニ注意セズ正ニ爲スベキヲモ爲ササルヲ云フナリ

第四百三十二條 管理ノ失當ニ因リ夫又ハ入夫カ婦ノ特有財産又ハ戶主タル婦ノ財産ヲ危險ニ置クトキハ婦又ハ戶主タル婦ハ自ら其財産ヲ管理セント請求スルコトヲ得

第四百三十三條 婦又ハ入夫カ婚姻ノ儀式ノ時ニ於テ負ヘル債務及ヒ婚姻中ニ生スル債務ニ付テハ債權者ハ婦又ハ入夫ノ特有財産ニ對シテ權利ヲ行フコトヲ得

第四百三十四條 婦ノ名ヲ以テ生セシメタル債務ニ付テハ債權者ハ

(家事管理ノ爲メニ云々)トハ全ク

其一家全体ノ利益
ノ爲メニ爲シタル
行爲ニテ自己一
人ノミノ爲メニ債
務ヲ負ヒタルニ
ラサルヲ云フ

其債務カ家事管理ノ爲メニ生シタルコトヲ證スルトキニ限り夫ニ
對シテ其辨濟ヲ請求スルコトヲ得
入夫ノ名ヲ以テ生セシメタル債務ニ付テハ債權者ハ其債務ノ財産
管理ノ爲メニ生シタルコトヲ證スルトキニ限り戸主タル婦ニ對シ
テ其辨濟ヲ請求スルコトヲ得
第四百三十五條 婦又ハ入夫ノ特有財産タルコトヲ證セサル財産ハ
總テ夫又ハ戸主タル婦ニ屬スルモノト看做ス

人事編

(解) 我立法者ハ民法ヲ分テ五篇ト爲セリ人事篇、財産篇、財産
取得篇、債權擔保篇、證據篇即チ是ナリ
人事篇トハ權利義務ノ主體タル人ニ關スル法律上ノ事項ヲ規定セ
ルモノナリ

此ニ規定セルハ人ノ法律上ノ事項ノミニ限ルガ故ニ法律外ノ事項
、例之ヘバ德義ニ關スル事項ノ如キ事ハ固ヨリ此人事篇中ニ包含
セラレザルナリ
又所謂人トハ法律ノ上ヨリ觀テ言ヘル所ノ語ナルガ故ニ性質上ニ
所謂人トハ同シカラザルコトヲ知ラサルベカラズ性質上ニ於テハ
四肢ヲ備ヘ五體ヲ具シ横目豎鼻ニシテ坐食立歩シ能ク言ヒ能ク語
ルモノ之ヲ稱シテ人ト言フト雖ドモ法律上ニ於テハ則チ之レニ異

ナリ權利義務ノ主體タルヲ得ル凡ベテノ者ヲ言フカ故ニ之ヲ以テ
 性理上ノ人ニ比スル時ハ其範圍ヤ大ヒナリ何トナレバ法律上ニ所
 謂ル人ノ中ニハ性理上ノ人ノ外ニ法律ノ擬制ニヨレル人、即チ法
 人（無形人）ナルモノカアリテ存スレバナリ
 然レドモ此法人ナルモノハ本來獨立シテ存在スルモノニアラズ法
 律ノ擬制ヲ待テ始メテ存スルモノナルガ故ニ法律ナケレバ法人ナ
 シト謂ハサルベカラズ而シテ又此法人ハ或ル必要ヨリシテ法律ノ之
 チ假設セルモノニ過キサレバ唯々制限セラレタル權利ヲ有スルノ
 ミ其ノ性質ニ適ハザルノ權利、就中、親屬ノ權及ビ之レヨリ生ズ
 ル相續ノ權利ノ如キハ無形人ニ存セサルヲ知ラサルベカラズ
 法人ノ設定ハ多クハ財産上ノ必要ニ基クガ故ニ財産ニ關スル權利
 ハ之ヲ有セザルモノ少ナキモ身分ニ屬スル權利ハ之ヲ有セザルモ
 ノ甚ダ多キヲ見ルベシ

余輩ハ法律ニ所謂ル人ニ關シテ其大要ヲ陳べ了リタレバ此人ノ有
 スル權利身分能力ノコニ就テ一言何物タルカヲ辨明スベシ
 權利トハ法律ガ人ニ與ヘタル利益及ビ能力ヲ謂フ之ヲ分テ二ト爲
 ス政權及私權即チ是レナリ
 政權トハ國家ノ公務ニ干與シ得ル權利ヲ云フ選被選ノ權利、司法官
 ト爲ルノ權利ノ如キ其尤ナル者ナリ私權トハ人カ人ト人トノ干係
 ニ於テ有スル權利ヲ云フ民法商法等ニ規定セル諸權ノ如キ刑法ニ
 於テ刑罰以テ保證セララル身體生命ノ權利ノ如キ即チ之ニ屬ス
 身分トハ人カ社會ニ於テ法律上有スル所ノ地位階級ヲ云フ此身分
 ハ各人皆ナ同一ナル者ニアラズ其性ヲ異ニシ其國ヲ異ニスルニヨ
 リ異ナリ婚姻ヲ爲セルト未ダ之ヲ爲サザルト嫡子タルト私生タル
 トニヨリテ異ナリ丁年タルト幼年タルトニヨリテ同シカラサルモ
 ノトス

能力トハ權利義務ノ主體タルベキ法律上ノ能ヲ云フ換言セバ爲シ
 又ハ爲ササルニ付キ人ノ有スルカト云フヲ得ベシ例之ヘハ彼レハ
 婚姻ヲ爲スノ能力ヲ有シ又ハ契約ヲ爲スノ能力ヲ有セスト云フト
 キハ婚姻ヨリシテ生スル權利義務ノ主體タル能ヲ有スルヲ言ヒ又
 ハ契約ヨリシテ生スル權利義務ノ主體タルベキ力ヲ有セサルヲ言
 フガ如シ

第一章 私権ノ享有及ヒ行使

(解) 讀者ハ私権ノ享有ト其行使トヲ混同セサルヲ要スルナリ
 私権ノ享有トハ之ヲ己レニ獲得スルヲ謂ヒ其行使トハ其活動運行
 ナ指ス人ハ皆ナ私権ヲ享有セザル者ナキモ常ニ皆之ヲ行使スル者
 ニ非サレバ(第一條)此區別ヲ爲スハ甚ダ重要ナリトス例之ヘハ此
 二人ノ生ルルコトアルニ於テハ此者ハ直チニ完全ニ私権ヲ享有スル
 ガ故ニ其父母兩者又ハ其一方ガ死セル時ハ其者ノ相續ヲ爲スヲ得

(胎内ノ子)トハ未
 ダ分娩セラレザル
 兒ヲ云フ

ベク或ハ又此者ニ向テ贈與ヲ爲スヲ得ベク其此ノ如クナルハ私権
 ナ有スルニ因ル者ナルモ此者ハ常ニ之ヲ行使スルヲ得ルモノニア
 ラサルナリ後見人ニ依ラズシテ財産ノ讓渡ヲ爲スコト能ハサルコ
 アリ契約ヲ爲シ訴訟ヲ爲スニ付テハ法律ノ必要ナリトスル人ノ承
 諾認可ヲ得ザルベカラザル者アリ此ノ如キ者ヲ稱シ無能力者ト云
 フ然レ正權利ヲ有スル者ハ之ヲ使用シ得サルベカラズ之ヲ使用ス
 ルヲ得セシメサルハ人ノ自由ヲ殺ク者ナリ是レ其原則ヲ屈撓スル
 例外ナリ例外ハ獨リ自カラ存スル能ハサルモノナレハ法律ノ規定
 アルニアラザレバ存スルコトアラザルナリ

第一條 凡ソ人ハ私権ヲ享有シ法律ニ定メタル無能力者ニ非サル限
 リハ自ラ其私権ヲ行使スルコトヲ得

第二條 胎内ノ子ト雖モ其利益ヲ保護スルニ付テハ既ニ生マレタル
 者ト看做ス

(利益ヲ保護スルニ付テハ)トハ其利益ノ爲メニハト云フニ同ジ

(法人)トハ人ノ所謂ル無形人ニシテ法律ノ假設ニ成レル人ヲ云フ

(外國法人)トハ日本ニ屬セサル法律上ノ人ノ謂ヒナリ

第三條 私權ノ行使ニ關スル成年ハ滿二十年トス但法律ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス

第四條 外國人ハ法律又ハ條約ニ禁止アルモノヲ除外私權ヲ享有ス

第五條 法人ハ公私ヲ問ハス法律ノ認許スルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

第六條 法律ハ外國法人ノ成立ヲ認許セス但條約又ハ特許アル片ハ此限ニ在ラス

成立ノ認許ヲ得タル外國法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私權ヲ享有ス但條約中又ハ特許中ニ其權利ヲ制限シタル片ハ此限ニ在ラス

第二章 國民分限

(解) 國民ノ分限トハ國民ノ身分及ビ權限ト云フノ義ナリ本條ハ則チ此國民タルモノノ有スル身分ト權利トニ付キ規定ヲ爲セルモノナリ

物ニハ大小アリ事ニハ寬急アリ情ニ愛ニ豈ニ親疎ナカラサルヲ得ンヤ既テニ之レアラサルベカラズトセバ大ヒナルモノハ小ナルモノト一ニ取扱フコト能ハズ寬ナル事ハ急ナル事ト同シク處スルコト能ハサレバ親シキモノハ之ヲ疎遠ナルモノト齊シク保護スベカラサルナリ之ヲ以テ自國民ハ之ヲ外國人民ヨリモ厚ク保護セサルベカラズ且ツ夫レ自國民ハ之ヲ外國人ニ比スル時ハ多クノ義務ヲ負フモノナリ負擔スル所ノモノ多ケレバ多キ丈々多クノ權利ヲ興ヘサルベカラザルガ故ニ内國民ノ外國人民ヨリモ多クノ權利ヲ有セサルベカラサルヤ明ラカナリ良シヤ法律上負フ所ノ義務ハ内外國人ノ間ニ別ニ差異ナシトスルモ凡ソ人ハ親シキ者ニハ厚ク切ニ

疎キモノニハ厚カラズ切ナラザルモノナルガ故ニ生レシ邦土ヲ異ニスル所ノモノニ國政ニ參與シ其他國家ノ生存ニ關スル事項ニ干與セシムルアラシカ此等ノモノハ國家ノ盛衰興亡ニ付キ直接ノ利害ヲ有セザルカ故ニ眞ニ其利益ヲ計ルコトハナカルベク自己ノ利益ノ爲メニハ國家ノ利益ヲ犧牲ニスルコトヲ憚カラザルノ恐レアレバ内國民ト外國民トノ區別ヲ爲シ彼此ノ間ニ其有スル權利ニ付キ等差ヲ立テサルベカラズ於是乎如何ナルモノヲ以テ國民トスルカ如何ナルモノヲ以テ外國人トスルカノコトヲ規定スルノ必要ヲ生スルナリ本章ハ則チ此必要ニ應ジテ起レル者ナルガ之ヲ分テ三節ト爲ス國民分限ノ取得國民分限ノ喪失及ビ回復並ビニ國民分限變更ノ方式及ビ効力即チ是レナリ

第七條 日本人ノ子ハ外國ニ於テ生マレタルトキト雖トモ日本人トス

(選擇)トハ單ニ選
ブト云フニ同ジ何
レニテモ其中ノ一
ヲ取ルヲ云フナリ

(認知)トハ茲ニテ
ハ其私生子ガ己レ

父母分限ヲ異ニスルトキハ父ノ分限ヲ以テ子ノ分限ヲ定ム
父ノ知レサルトキハ子ハ母ノ分限ニ從フ
父母共ニ知レサルトキハ日本ニ於テ生マレタル子ハ日本人トス若シ其出生地ノ知レサルトキハ現ニ日本國內ニ在ル者ハ日本人トス

第八條 左ノ場合中ノ一ニ在ル子ハ日本人ノ分限ヲ選擇スルコトヲ得

- 第一 父カ外國人タルモ母ノ日本人タルトキ
- 第二 外國人ノ子タルモ日本ニ生マレタルトキ
- 第三 日本人ノ分限ヲ失ヒタル者ノ子ニシテ其分限喪失ノ後ニ生マレタル者ナルトキ

第四 歸化人ノ子ニシテ成年者ナルトキ

第九條 日本人ノ分限ヲ選擇セント欲スル子ハ本國法律ニ從ヒテ成

ノ子ナルヲ承認スルヲ云フ

〔婚姻解消〕トハ婚姻ノ解除ト其消滅ヲ指ス解除トハ則チ取消ニシテ其効ハ斷絶止息ノ義ニテ其効唯々將來ニ止マル

〔特別法〕トハ特別定メラレタル別段ノ法律ヲ云フ

年ニ至リシ時ヨリ一ケ年内ニ其意思ヲ申述シ且其申述ヨリ一ケ年内ニ住所ヲ日本ニ定ム可シ

成年ノ後ニ至リテ外國人ノ認知シタル私生子ハ認知ヨリ又歸化人ノ子ハ歸化ヨリ一ケ年内ニ右ノ申述ヲ爲スコトヲ得

第十條 日本人ト婚姻スル外國ノ女ハ日本人ノ分限ヲ取得シ婚姻解消ノ後ト雖モ其分限ヲ保有ス

第十一條 外國人ハ歸化ニ因リテ日本人ノ分限ヲ取得スルコトヲ得其條件及ヒ方式ハ特別法ヲ以テ之ヲ規定ス

歸化人ノ婦及ヒ未成年ノ子ハ日本ニ住居ヲ定メタルトキハ日本人ノ分限ヲ取得ス

第一節 國民分限ノ取得

〔解〕 本節ハ即チ國民分限ノ取得ヲ規定セルモノナルガ之ヲ取得スルノ原由四アリ出產、婚姻、歸化、附屬即チ是レナリ

蛙ノ子ハ蛙ニシテ瓜ノ蔓ニハ茄子ハ實ヲサルカ故ニ日本人ノ産メル子ハ假令之ヲ産メルノ地カ本土ニアラザルモ之ヲ日本人トセサルベカラサルナリ蓋シ國民族ハ則チ日本人タル資格ノ本源ヲ爲スモノナルガ故ニ人其精液ヲ注入シテ子ノ産出ヲ爲セル時ハ則チ併セテ其國民タルノ資格ヲ注入スルモノナリ

原則ハソレ此ノ如クニ簡單ナリト雖モ此適用ハ甚ダ困難ニ且ツ錯雜ナリ之ヲ以テ古來學者ノ頭腦ヲ痛マシメシモノ少ナカラズ然レドモ我立法者ハ詳カニ之ヲ規定シ置キタレハ吾人ハ甚ダ煩累ヲ爲スヲ要セサルナリ(第七條乃至第九條)

結婚ハマタ是レ國民タル分限ヲ取得スル一ノ原由タリ(第九條)蓋シ子ノ親ノ身分ニ從フ可キガ如ク夫權ノ下ニ服從スル婦ハ其夫ノ分限ニ從ハサル可ラサルナリ既ニ結婚ニヨリ國民タルノ分限ヲ獲得センカ此得タル權理ハ法律ニ定メラレタル原由アルニアラサ

レバ喪失スベカラサルモノナルカ故ニ婚姻ノ解消セル時ト雖、仍ホ之ヲ保有スルモノトス
 次キハ歸化ナリ歸化ハ外國人ガ依テ以テ日本人民タルノ資格ヲ得ル一方法ナリ此事ハ時勢ニヨリ異ナラサルベカラザルモノナルカ故ニ我立法者ハ之ヲ特別法ノ規定ニ讓ルコト爲セリ
 他國ノ領土ガ條約又ハ戰爭其他ノ原因ニヨリ日本帝國ノ有ト爲ル時ハ之ニ住セル人民ハ土地ノ運命ニ從ヒ土地ト共モニ日本人民タラサルベカラサルカ故ニ土地ノ附屬ハ又是レ人ガ國民タルノ分限ヲ取得スル一方法ト謂ハサルベカラズ然レドモ我立法者ハ之ヲ此ニ規定セザリ

第二節 國民分限ノ喪失及ヒ回復

(解) 新タニ國民タルノ分限ヲ得ルコトアル以上ハ又タ之ヲ失フコトアラサルベカラズ蓋シ之ヲ得ルノ原因ハ則チ之ヲ失フノ原因タル

(任意)トハ隨意ト云フコトヲ其所好ニ出ヅルヲ云フ(官職ヲ受クル)トハ官職ト爲リ及ビ職務ヲ受クルノ謂ヒニアラズ官吏ト爲リ又ハ職務ヲ奉スルヲ言フモノナラガ故ニ單ニ公職ヲ奉セルノミニテ官吏ヲサル時モ分限喪失ノ原因タルベシ

「其常ナレバナリ既デニ之ヲ失フコトアリ之ヲ回復スルノ原因アラサルベカラズ本節ハ則チ此等ノ事ニ付キ規定ヲ爲セル者ナリ然レドモ人ハ其一旦得タル權利ハ容易ニ之ヲ失フベキモノニアラズ其失ヒルモノハ又タ容易ク之ヲ復シ得ベキ所以アルコトナケレバ民權ノ喪失回復ハ共モニ法律ニ定メタル原因ノ外ニ存セサルモノト言ハサルベカラズ

第十二條 日本人ハ左ノ場合ニ於テ其分限ヲ失フ

第一 任意ニ外國人ノ分限ヲ取得シタルトキ

第二 日本政府ノ允許ナクシテ外國政府ノ官職ヲ受ケ又ハ外國ノ軍隊ニ入りタルトキ

第十三條 前條ノ場合ニ於テ日本人ノ分限ヲ失ヒタル者其分限ヲ回復セント欲スルトキハ日本政府ノ允許ヲ得タル上歸國シテ其意思ヲ申述シ且一ヶ年内ニ住所ヲ日本ニ定ムルトキハ其分限ヲ回復

ス

第十四條 日本人ノ分限ヲ失ヒタル者ノ婦及ヒ未成年ノ子ハ引續キ日本ニ住居スルニ非サレハ日本人ノ分限ヲ失フ但婦ハ第十五條第二項ノ規定ニ從ヒ又未成年ノ子ハ第九條第一項ノ規定ニ從ヒ其分限ヲ回復スルコトヲ得

第十五條 外國人ト婚姻スル日本ノ女ハ日本人ノ分限ヲ失フ然レトモ婚姻解消ノ後日本ニ住居シ又ハ復歸シ且日本ニ住所ヲ定ムルコトヲ申述スルトキハ其分限ヲ回復ス

第三節 國民分限變更ノ方式及ヒ効力

解 方式ハ約シテ之ヲ言ヘバ手續ト言フニ同シ一事ヲ爲スニモ手續ナカル可ラズ一物ヲ取ルニモマタ手續ヲ存セサルベカラズ蓋シ手續ハ事ヲ爲スノ次第ヲ言フ者ナルガ故ニ手續ニシテ整ハシカ事務舉リ而シテ整フベキモ手續ニシテ整ハサランカ事務ノ滯滞ヲ

來スノミナラズ殆ント之ヲ收ムルニ由ナカルベク加之手續ニシテ定メラレサルニ於テハ或事ヲ爲スベキ權利ヲ有セルコトヲ認メラルルモ之ヲ爲スコト能ハサルコトナキニ非サレバ手續ハ必ラズ之ヲ定メサルベカラサルナリ要ハ唯々繁雜ニ涉ルコトヲ避ルニ在リトス否ラズンハ手續ヲ定メテ却テ弊害ヲ惹起スルニ至ルベキナリ然レドモ民法ハ只其要項ヲ規定セルノミ細目ニ涉ラサルモノナルカ故ニ詳細ノコトハ固ヨリ此ニ規定スベキニアラサルナリ

外國ニハ我邦ノ身分取扱吏ナル者アラサルカ故ニ領事館ニ申述スルヲ以テ國內ニ置ケルノ人ガ身分取扱吏ニ申述セルト同一ノ効アラシムルハ一ニ申述者ノ利益ニ從ヒタルモノトス
 既生ノ事實、既存ノ狀況ハ後ニ訴ホリテ之ヲ滅却シ得ベキニアラサレバ國民分限ノ變更ニヨリ生スベキ効力ノ將來ニノミ及ビテ既往ニ訴ボラサルハ別ニ論ヲ待タザルナリ

(身分取扱吏)トハ
 人ノ身分ニ關スル
 主要ノ事項ヲ證シ
 其証書ヲ調製シ
 項ヲ記載スルヲ指
 當スル公吏ナリ
 外國ニ於テ其委任
 セラレタル國及其
 人民ノ利益并ニ通
 商ニ關スル事務ヲ
 統所ノ吏員之ヲ
 (領事)ト云ヒ其職
 務ヲ取ル所ノ之ヲ
 (領事館)ト曰フ
 (部理代人)トハ特
 別ノ事項ニ付テハ
 ミ權力アル代人ヲ
 云フ

第十六條

國民分限ノ變更ニ關スル申述ハ日本ニ在リテハ住居地ノ身分取扱吏ニ外國ニ在リテハ日本公使館又ハ日本領事館ニ之ヲ爲ス可シ

此申述ハ部理代人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十七條

國民分限ノ變更ハ將來ニ非サレハ其効力ヲ生セス

第十八條

國民分限ハ出生ノ時ヲ以テ之ヲ定ム然レトモ懷胎ヨリ出生マテノ間父又ハ母ノ分限ニ變更アリタルトキハ子ハ日本ニ住居スル場合ニ限り日本人ノ分限ヲ保有ス

第三章 親屬及婚姻

(解) 血統ノ相聯結スル者ノ關係之ヲ親屬ト謂ヒ結婚ニ因リテ夫婦ノ一方ト其配偶者トノ關係之ヲ姻屬ト謂フ是レ法律ノ第十九條及ビ第二十四條ニ於テ明ラカニ定ムル所ナリ故ニ親子兄弟姉妹從兄弟從姉妹再從兄弟再從姉妹等ハ互ヒニ親屬ノ關係アルモノト謂

フベク夫婦舅姑、夫又ハ婦ノ父母兄弟姉妹從兄弟從姉妹等ハ皆ナ
 姻屬ノ範圍内ニ包含セラルル名稱ナリト知ルベシ何トナレバ前者
 ハ泉源ニ派ボルトキハ血胤ヲ同フニ兩者ノ間ニ聯結スルモノアル
 モ後者ニ在リテハ然ラザレバナリ併シ從兄弟從姉妹間ニハ結婚ヲ
 爲スコトヲ妨ケサルカ故ニ一方ニ於テハ姻屬ノ關係ヲ有シ他方ニ
 於テハ親屬ノ關係ヲ有シ一身ニ姻屬ト親屬トノ關係ヲ有スルモノ
 アル見ルベシ

其第二十四條末項ニ於テノ姻屬ノ中ニ一例外ヲ設クルモノハ夫又
 ハ婦ノ家ニ入レル夫又ハ婦ハ其入レル家ノ養子ニ異ナルコトナキニ
 由ル(第二十二條)

親屬又ハ姻屬ノ關係ノ有無及ヒ其遠近疎密ハ法律ノ効果ニ影響ヲ
 及ホスコト多シ親屬相盜ニ刑ヲ科セラレサルコトハ事、公法ニ屬
 スレハ之レヲ問ハズトスルモ相續ノ如キ婚姻ノ上ニ及バズ妨害ノ

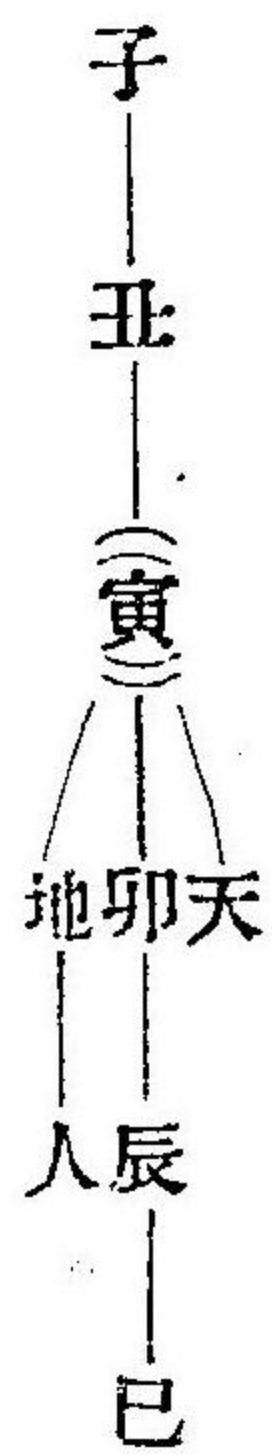
點ノ如キ契約ヲ爲シ得ル能力ノ一ノ如キ皆ナ能ク人ノ知ル所ナリ
 果シテ然レバ如何ナルモノヲ以テ法律上ニ所謂ル親屬又ハ姻屬ト
 スベキヤ如何ナル親屬又ハ姻屬カ他ノ親屬又ハ姻屬ニ優レル特權
 ヲ有スルカ其遠近疎密尊卑上下ヲ分ツノ方法ハ如何姻屬又ハ親屬
 ノ關係ハ或事ヲ爲セルノ結果トシテ當然ニ生スルモノアルガ(第
 二十二條乃至二十五條)此等ノモノハ親屬又ハ姻屬ノ關係ヲ生セ
 シメタル事實ノ變動ニヨリ影響ヲ受クルコトナキカ之レアリトセハ
 其影響ハ如何ナルカ親屬姻屬相互ノ間ノ權利義務ノ關係ハ如何等
 大凡ソ此等ノ一ハ法律ヲ以テ之ヲ明定スルニアラザレバ之ヲ知ル
 一能ハザルガ故ニ立法者ハ之レニ就キテ明定スル所ナカルベカラ
 ザルナリ是レ即チ本章ノ規定ノ依リテ起レル所以ナリ
 親屬ノ關係ノ遠近疎密ハ法律上大ヒナル効チ有ス何トナレバ其遠
 クシテ疎ナル一甚ダシキモノハ法律上其關係ノ存スルコトヲ認メス

(第十九條第二項)其密ニシテ近キモノハ遠ク疎ナルモノヲ排シテ
 相續ヲ爲スコトヲ得レバナリ故ニ親屬ノ關係ノ遠近疎密ハ如何ニシ
 テ之ヲ定ムルカノ一ヲ知ルハ甚ダ利益多キモノト謂フベシ法律ハ
 之ヲ第二十條ニ於テ規定セリ此規定ニ依ルトキハ親屬ノ遠近ハ世
 數ヲ以テ之ヲ定メ一世ヲ以テ一親等トスルガ故ニ自己ヨリ他ノ一
 人ニ下リ又ハ溯ホル其間ノ世數ノ多少ニ依リテ定マル即チ

利——亨——元——(大)——乾——坤——巽

右ノ圖ニ付テ之ヲ言ヘハ(天)ヨリ(利)又ハ(巽)ニ至ル其間ニ
 ハ(元)(亨)又ハ(乾)(坤)ノ二世ヲ隔ルガ故ニ(利)又ハ(巽)
 ヨリ(天)ニ對シテ言フトキハ其距離等シキモ(坤)ヨリ(天)
 ニ對スルトキハ(利)ヨリ(天)ニ對スル時ヨリ遠キモノト言ハ
 サルヘカラズ何トナレバ(利)ト(天)トノ間ニハ(亨)及ビ(元)
 ノ二世アリテ之レヲ隔ツルモ(坤)ト(天)トノ間ニハ唯(乾)

ノ一世アリテ介スルニ過ギザレバナリ
 右ハ直系ノ親屬ノ等級ノ遠近ヲ計ル方法ヲ示セルモノナルモ傍系
 ニ於テモ亦之レニ異ナルヲハアラサルナリ



右ノ圖ニ付テ之ヲ言ヘバ(寅)ハ(丑)ヨリ出テ(丑)ハ(子)ヨ
 リ出デシモノナレバ(子)ト(丑)トハ(寅)ノ尊屬親ニシテ
 (卯)(辰)(巳)ノ三人ハ其源ヲ(寅)ニ汲メハ之ヲ(寅)ノ卑
 屬親ト言ハサルヘカラズ又(天)ト(地)トハ(卯)(辰)(巳)
 等ニ異ナリ其系統ヲ直下セザルモ其出所ヲ同フナルカ故ニ之ヲ傍
 系親ト言ハサルヘカラズ而シテ(地)又ハ(天)ヨリ(寅)ニ至ルノ間ハ
 其間ニ別ニ隔ツルモノアルヲナケレバ其距離相同シキモ(地)ノ卑
 親屬タル(人)ヨリ(寅)ニ至ルノ間ニハ(地)ナル一世アリテ之ヲ隔

(民法上ノ効力ヲ
 生セズ)故ニ親屬
 トシテ交通往來ス
 ルトハ則チ妨ゲア
 ルトナシ

(世數)トハ代數ト
 云フニ等シ人ガ戸
 主タルノ地位ヲ占
 得セルヨリ死亡隱
 居等ノ爲メニ此地
 位ヲ去ルニ至ル迄
 ノ間チ(二代)トハ
 云フナリ
 一親等ノ所謂ル
 (等)ハ二人ノ親族
 間ニ存スル離隔ヲ
 言ヒ顯セル語ナリ
 (系)トハ甲ハ乙ヨ
 リ或ヒハ又共同祖
 先ヨリ降誕シ來タ
 レル系統親ノ聯絡
 ナ云フ而シテ此系

ルカ故ニ之ヲ以テ(天)ト(寅)トノ關係ニ比スレハ其關係ヤ疎ニシ
 テ遠キモノト謂フヘシ

第十九條 親屬トハ血統ノ相聯結スル者ノ關係ヲ謂フ

六親等ノ外ハ親屬ノ關係アルモ民法上ノ効力ヲ生セス

第二十條 親屬ノ遠近ハ世數ヲ以テ之レヲ定メ一世ヲ以テ一親等ト
 ス

親等ノ連續スルヲ親系ト爲ス彼ヨリ此ニ直下スル者ノ親系ヲ直系
 ト謂ヒ其直下セスシテ同始祖ニ出ツル者ノ親系ヲ傍系ト謂フ

直系ニ於テ自己ノ出ツル所ノ親族ヲ尊屬親ト謂ヒ自己ヨリ出ツル
 所ノ親族ヲ卑屬親ト謂フ

第二十一條 直系ニ於テハ親族ノ世數ヲ算シテ親等ヲ定ム
 傍系ニ於テハ親族ノ一人ヨリ同始祖ニ遡リ又其始祖ヨリ他ノ一人
 ニ下タル其間ノ世數ヲ算シテ親等ヲ定ム

ニ直系ト傍系トノ
二系アルハ如シ
ニ言ハルガ如シ
(始祖)トハ祖先ト
云フニ同シ

所生ノ母ヲ(嫡
母)ト云ヒ其實ハ
己レヲ産ミ又ハ産
マシメタルモノニ
アラザルモ父タリ
母タルモノ之ヲ
(繼父)又ハ(繼母)
ト曰フ
(配偶者)トハ夫婦
中ノ一方ヨリ他ノ
一方ヲ觀察セル稱
呼ナリ

(養料)トハ生存ヲ

第二十二條 養子縁組ハ養子ト養父母及ヒ其親族トノ間ニ親屬ニ同

シキ關係ヲ生ス但養子トハ男女ヲ總稱ス

第二十三條 嫡母、繼父又ハ繼母ト其配偶者ノ子トノ關係ハ親子ニ
準ス

第二十四條 姻屬トハ婚姻ニ因リテ夫婦ノ一方ト其配偶者ノ親族ト
ノ間ニ生スル關係ヲ謂フ

然レトモ婦ノ夫家ニ於ケル又入夫ノ婦家ニ於ケル尊屬親トノ關係
ハ親屬ニ準ス

第二十五條 夫婦ノ一方ノ親族ハ其親系及ヒ親等ニ於テ配偶者ノ姻
族トス

婚姻ノ關係ハ婚姻無効ノ判決又ハ離婚ニ因リテ止ム又生存配偶者
其家ヲ去ルニ因リテ止ム

第二十六條 直系ノ親族ハ相互ニ養料ヲ給スル義務ヲ負擔ス

保ツニ必要ナル給
養費ヲ云フ

(本人ノ責ニ歸セ
サル事故云云)
ハ養料ヲ享ケルチ
要スル地位ニ至リ
タル原因ガ其者ノ
過失又ハ故意ニ出
デズ不幸ニシテ茲
ニ至レル者ニ限ル
ノ意ナリ

(順位)トハ次第ト
云フカ如シ先ニ爲
ルベキモノト後ニ
爲ルベキモノトノ
順序ヲ指ス

(必需)トハ必然要
スル需用ノ謂ヒナ
リ
(資産)トハ身代ト
云フニ異ナラズ

嫡母、繼父又ハ繼母ト其配偶者ノ子トノ間及ヒ婦又ハ入夫ト夫家
又ハ婦家ノ尊屬親トノ間モ亦同シ

第二十七條 兄弟姉妹ノ間ニハ疾病其他本人ノ責ニ歸セザル事故ニ
因リテ自ラ生活スル能ハサル場合ニ限り相互ニ養料ヲ給スル義務
アリ

第二十八條 養料ノ義務ヲ負擔ス可キ者ノ順位ハ左ノ如シ

第一 第二十六條ニ掲ケタル者

第二 兄弟姉妹

直系ノ親族ノ間ハ其親等ノ最モ近キモノ養料ノ義務ヲ負擔ス

第二十九條 養料ハ之ヲ受ク可キ者ノ必需ト之ヲ給ス可キ者ノ資産
トニ應シテ其額ヲ定ム

第四章 婚姻

(解) 婚姻トハ異性ノ兩人即チ男ト女トカ新タニ家族ヲ設立スル

ト相扶ケ相濟フノ目的ヲ以テ正當ニ爲ス所ノ結合ニ名ヅク
 人ハ土地ト共モニ國家ヲ組成スルノ元素ニシテ而シテ男ト女トカ
 或ル目的ヲ有シテ成ス所ノ結合ハ人類ノ増殖ヲ爲ス根元タルガ故
 ニ國家ハ其成立存在ヲ鞏固ナラシムルガ爲メニハ此基礎ニ於テ斟酌
 ナ加フル所ナカルベカラズ然ラサルニ於テハ直接ニハ親屬ヲ害
 シ間接ニハ國家ノ健康ヲ傷ヒ其弊ニ耐エサルノコトアルベシ婚姻契
 約法於是乎制定セラルルノ必要ヲ見ルナリ

第一節 婚姻ヲ爲スニ必要ナル條件

(解) 婚姻ノ國家社會ニ重要ノ關係ヲ有スルコトハ右ノ如クナリト
 セバ如何ナルモノニハ之ヲ禁ジ如何ナルモノニハ之ヲ許スベキヤ
 婚姻ヲ爲シ得ル年齢ノ早キト遅キハ攝生ノ上ニ關係ヲ有スルコト大
 ヒニシテ其結果ハ援テ國家ノ健康ニ及ブカ故ニ法律ハ之ヲ人ノ欲
 スルニ放任スヘカラザルナリ其他前婚トノ關係ノ有無、承諾ヲ與

(重子テ云云) 故ニ
 前キノ關係ノ解消
 セサル上ハ更ラニ
 又他ノ關係ヲ作ル
 ナ得サルナリ

(再婚) 一度婚姻ヲ
 爲セルモノ其解消
 セル上ニテ更ラニ

フベキノ人等之レヲ規定セザルヘカラズ本節ノ事項ハ即チ此必要
 ニ應スル諸種ノモノナルガ今之ヲ列テ示セバ第一、婚姻ヲ爲スモ
 ノハ異性ノ二人ナラサルベカラズ第二、其二人ハ或年齢ニ達セザ
 ルベカラズ、第三、其二人ハ各存在セル婚姻ノアラザルコト、第四
 或人ノ承諾又ハ協議ヲ經ベキコト第五、其二人ハ法律ノ婚姻ヲ爲ス
 コトヲ禁セルモノニアラザルコト及ビ之レニ就テハ之ヲ爲ス二人ノ者
 ノ間ニ合意ノ存セサルベカラザルコト即チ是ナリ法律ハ婚姻ヲ爲ス
 ニ就テハ此等ノ條件ノ具備スルコトヲ必要ナリトシタレバ之ヲ具ヘ
 テ一身ニ有スルニアラザレバ即チ婚姻ヲ爲スコト能ハザルナリ

第三十條 男ハ滿十六年女ハ滿十五年ニ至ラザレハ婚姻ヲ爲スコト
 ナ得ス

第三十一條 配偶者アル者ハ重子テ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第三十二條 夫ノ失踪ニ原因スル離婚ノ場合ヲ除ク外女ハ前婚解消

又他ノ者ト婚姻ヲ爲スチ云フ故ニ重婚トハ同ジカラザルナリ

(姦通)トハ有夫ノ婦ガ他ノ男ト交接スルヲ言フ(裁判)トハ諍訟ニ對シテ與フル判事ノ決定ナリ

ノ後六ヶ月内ニ再婚ヲ爲スコトヲ得ス

此制禁ハ其分婉シタル日ヨリ止ム

第三十三條 姦通ノ原因ニ由リテ離婚ノ裁判ヲ言渡サレタル曲者ハ

相姦者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 直系ニ於テハ尊屬親ト卑屬親トノ間婚姻ヲ禁ス

第三十五條 傍系ニ於テハ兄弟姉妹及ヒ伯叔父姑甥姪間ノ婚姻ヲ禁ス

第三十六條 直系ノ姻族ノ間ハ其關係ノ止ミタル後ト雖モ婚姻ヲ禁ス

第三十七條 養子ト養父母又ハ其尊屬親トノ間及ヒ養父母又ハ其尊屬親ト養子ノ配偶者又ハ其卑屬親トノ間ハ離縁ノ後ト雖モ婚姻ヲ禁ス

第三十八條 子ハ父母ノ許諾ヲ受クルニ非サレハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

得ス

父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方ノ許諾ヲ以テ足ル

繼父又ハ繼母アル場合ニ於テ其配偶者タル母又ハ父ノ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ繼父又ハ繼母ノ許諾ヲ受ク可シ其許諾ニ付テハ第九章第三節ノ規定ヲ適用ス

第三十九條 父母共ニ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ其家ノ祖父母ノ許諾ヲ受ク可シ

祖父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方ノ許諾ヲ以テ足ル

第四十條 父母、祖父母悉ク死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ滿二十年ニ至ラサル者ニ限り後見人ノ許諾ヲ受ク可シ

第四十一條 父母ノ知レサル子ハ二十年未滿ニ限り後見人ノ許諾ヲ

(育兒院)ハ棄兒其
他養育シ得サル者
ノ子女ヲ救養濟育
スル慈善所ナリ

受ク可シ

第四十二條 育兒院ニ在リテ父母ノ知レサル子ノ婚姻ハ二十年未滿
ニ限リ院長ノ許諾ヲ受ク可シ

第二節 婚姻ノ儀式

(解) 婚姻ヲ爲スノ儀式ハ内國ニ於テ之ヲ爲セル時ト外國ニ於テ
之ヲ爲セル時トニヨリ異ナル其外國ニ於テ爲ス婚姻ノ儀式ハ即チ
後節ニ規定スル所ナリ

内國ニ於テ爲ス婚姻ノ儀式ハ之ヲ爲ス前ニ爲スベキモノト之ヲ爲
スノ時ニ爲スベキモノトノ二アリ婚姻ヲ爲サントスルモノガ之ヲ
爲ス者ノ居リ又ハ住スル地ノ身分取扱吏ニ婚姻ヲ爲サントスル
ノ申出ヲ爲スニ在リ此申出ヲ爲サシムルハ婚姻ヲ爲サントスルモ
ノハ婚姻ヲ爲スニ要スル條件ヲ具備セルモノナルヤ否ヤヲ調査シ
若シ之ヲ爲スニ妨タルベキ理由ノ存セル時ニ之ヲ行ハシメザラン

(當事者)トハ親シ
ク其事ニ干與セル
者ヲ云フ

トスルニ在リトス故ニ此申出ヲ爲スニ就テハ其調査ヲ爲スニ容易
ナラシムルガ爲メニ出生證書、前婚ノ解消ヲ証スル證書、婚姻
ニ必要ナル許諾書又ハ其許諾書ヲ得ル能ハザル事由ヲ証スル書類
ヲ添ヘザル可ラザルナリ(第四十四條)然レドモ時ニヨリテハ出生
ノ證書ヲ有セザルコトナシトセズ出生ノ證書ヲ有セサルガ爲メニ婚
姻ヲ爲スコトヲ禁止スベキノ所以アルコトナケレバ此場合ニ處スルノ
方法ヲ定メサルベカラズ是レ即チ第四十五條ノ規定ノ起レル所以
ナリトス而シテ婚姻ヲ爲スニ依リテ爲スベキ結婚ノ儀式ハ立法者
之ヲ証人二人ノ立會ニ依ルノ時ハ凡ベテ慣習ニ從フベキコト許セ
ルカ故ニ婚姻ヲ爲サントスルモノハ其地ニ行ハル、所ノ慣習ニ依
リテ之ヲ爲スヲ得ベシ

第四十三條 婚姻ノ儀式ハ當時者ノ一方ノ住所又ハ居所ノ地ニ於テ
之ヲ行フ可シ

(代理人)トハ委任
セラレタル者ニ代
ハリ其者ノ名ヲ以
テ事ヲ執ル者ヲ云
フ

(呈示)トハ呈出シ
示スヲ云フ
(保證書)トハ眞正
ナキヲ確保スル
書付ナリ
(證人)トハ眞實ヲ
保スル人ニ名ク

雙方ハ婚姻ノ儀式ヲ行フ前ニ其地ノ身分取扱吏ニ婚姻ヲ爲サント
スル申出ヲ爲スコトヲ要ス但此申出ハ代理人ヲ以テ之ヲ爲スコト
ヲ得

第四十四條 雙方ハ前條ノ申出ヲ爲ス時ニ於テ左ノ書類ヲ差出タス
可シ

第一 出生證書

第二 前婚ノ解消ヲ證スル證書

第三 婚姻ニ必要ナル許諾書又ハ其許諾ヲ得ル能ハサル事由ヲ
證スル書類

證スル書類

第四十五條 雙方又ハ一方カ出生證書ヲ呈示スル能ハサルトキハ

出生地、住所又ハ居所ノ區裁判所ノ授付シタル保證書ヲ以テ出生

證書ニ代用スルコトヲ得

保證書ハ男女ヲ問ハス又親族ト否トヲ問ハス證人二人カ左ノ諸件

ニ付キ區裁判所ニ爲シタル申述ヲ記載ス

第一 本人ノ氏名、職業住所及ヒ居所並ニ其父母分明ナルトキ

ハ其氏名、職業、住所及ヒ居所

第二 本人ノ出生ノ地及ヒ年月日

第三 本人ノ出生證書ヲ呈示スル能ハサル原因及ヒ證人ノ其事

實ヲ聞知シタル緣由

第四十六條 身分取扱吏ハ婚姻ノ儀式ヲ行ナフ障礙ト爲ル可キ法律

上ノ原因アルコトヲ知リタルトキハ其儀式ヲ行フコトヲ差止ム可

シ

此場合ニ於テハ身分取扱吏ハ理由ヲ記シタル差止書ヲ授付ス可

シ

當事者此差止ヲ不當ナリト思料スルトキハ區裁判所ニ抗告シテ其

取消ヲ求ムルコトヲ得

(障礙)トハ障ハリ
妨ゲト云フニ異ナ
ルコトナシ
(法律上ノ原因)ト
ハ法律ヲ以テ定メ
ラレタル原因ヲ云
フ
(抗告)トハ決定セ
ラレタル事ヲ破ラ
スルベク其事ヲ管轄
スル權アル上班官
吏又ハ官廳ニ爲ス
所ノ申告ナリ

(休暇事件)トハ休暇中ト雖モ執ラサルベカラサル事件ノ謂ヒナリ
(習慣)トハ同一ノ場合ニハ必ラズ適用セラル、先例ナリ

裁判所ハ休暇事件ト同シク之ヲ取扱フ可シ

第四十七條 婚姻ハ證人二人ノ立會ヲ得テ慣習ニ從ヒ其儀式ヲ行フニ因リテ成ル

當事者ノ承諾ハ此儀式ヲ行フニ因リテ成立ス

第四十八條 婚姻ノ儀式ハ其申出ノ日ヨリ三日後三十日內ニ之ヲ行フコトヲ要ス

第四十九條 婚姻ノ儀式ヲ行ヒタルトキハ雙方ヨリ十日內ニ身分取扱吏ニ其届出ヲ爲スコシ但此届出ハ代理人ヲ以テ之レヲ爲スコトヲ得

第三節 日本人外國ニ於テ爲シ及ヒ外國人日本ニ於テ爲ス婚姻

(解) 四海皆兄弟ノ語ヲ實際ニ行ヒ世界各國相互ヒニ其有無ヲ通

ヲ來リテ住スルモノ行テ滞留スル者ノ頻繁ナル今日ニ在リテハ日

本人ニシテ外國ニテ婚姻ヲ爲スアルベク外國人ニシテ我邦ニテ婚姻ヲ爲スアルベシ外國ニ於テハ日本ノ法律ニテ必要ナル儀式ヲ行ハントスルモ之ヲ行フニ由ナキアルガ如クニ日本ニ於ケル外人ハ日本ニ於テ婚姻ヲ爲サントスルモマタ其本國ノ法律ニ於テ必要ナリトスル方式ヲ踐ム能ハサルコトアルヘシ故ニ外國ニテ爲ス日本人ノ婚姻ト日本ニテ行フ外國人ノ婚姻ニ付テハ或ル特別ノ規定ヲ爲ササルヘカラサルナリ本節ハ即チ此事ニ就テ規定ヲ爲シ外國ニ於テ日本人ノ間又ハ日本人ト外國人トノ間ニ婚姻ヲ爲ス時ニハ其國ノ儀式ニ從テ婚姻ヲ爲ステ得ルモ本章第一節ニ定メタル規定ニ違ハサルヲ要スト謂ヒリ是レ身分ト能力ニ關スル規則ハ縱令外國ニ在ル時ト雖ドモ內國人ヲ支配ストノ原則ト處ハ所爲ヲ支配ストノ格言ヲ適用セルモノニ外ナラズ其ノ日本ニ於テ爲サントスル外國人ノ婚姻ニ關シテ定メタル第五十二條ノ規定モ亦之レ

ト其旨趣ヲ同フス

第五十條 外國ニ於テ日本人ノ間又ハ日本人ト外國人トノ間ニ婚姻ヲ爲ストキハ其國ノ規則ニ從ヒテ儀式ヲ行フコトヲ得但本章第一節ニ定メタル條件ニ違背セサルコトヲ要ス

第五十一條 外國ニ於テ日本人ノ間ニ日本ノ規則ニ從ヒテ婚姻ヲ爲ストキハ其國ニ在ル日本公使館又ハ日本領事館ニ婚姻ノ申出ヲ爲スコトヲ要ス

婚姻ノ儀式ヲ行ヒタルトキハ第四十九條ノ規定ニ從ヒテ其届出ヲ爲ス可シ

第五十二條 日本ニ於テ外國人カ婚姻ヲ爲サントスルトキハ其能力ハ本國ノ法律ニ從フ但第三十一條乃至第三十七條ノ條件ニ違背セサルコトヲ要ス

外國人ハ婚姻ノ申出ヲ爲ス時ニ於テ婚姻ヲ爲スニ障礙ナキコトヲ

一國政府ヲ代表シテ外國ニ在ル使臣之ヲ公使ト云ヒ其公使ノ職務ヲ執ルノ處之ヲ公使館ト云フ

(證據)トハ茲所ニテハ眞實ノ証明ヲ爲ス方法ニ名ツク

證スル本國相當官署ノ認定書ヲ差出タス可シ

第四節 婚姻成立ノ證據

(解) 凡ソ新タニ或ル事實ノ存在又ハ存セザルコトヲ主張シ人ニ對シテ法律上ノ効アラシメントスルモノハ其要求ノ基ク事實ノ証明ニ當ラサルヘカザルモノナルガ故ニ婚姻ノ成立セルコトヲ主張シ婚姻ヨリ生スル民法上ノ効果ノ存在ヲ主張スルモノハマタ其主張スル所ノ正當ニシテ確實ナルコトヲ証明セサルベカラザルナリ第五十三條ハ婚姻證書ヲ以テ證據方法ト爲セリ蓋シ正確ニ明了ニ婚姻ノ成立ヲ証スルモノハ之レニ優ルモノアラザルベシ然レドモ不能ノコトハ之ヲ人ニ求ムベカラザレバ第二百九十一條ニ豫想スルカ如ク責ヲ其人ニ歸スベカラザル原由ノアリテ存セル場合ハ之ヲ同一ニ處スルコト能ハザルナリ而シテ又婚姻證書ヲ増減シ毀棄シ隱匿シ又ハ片紙ニ記セルニヨリ刑事又ハ民事ノ訴訟ヲ受ケタル場

(片紙)トハ零紙ト云フニ等クバラニナリ居リ綴リ込ミアラサル紙ナク云フ

(刑事訴訟)トハ刑事裁判所ニテ爲ス刑ノ適用ヲ求ムル訴ヲ云ヒ(民事訴訟)トハ民事裁判所ニテ爲ス一個人ノ訴ヲ云フ

合ニ於テハ裁判所ニ於テ充分ニ審査ヲ盡サレシモノナレバ誤認謬定ノアルガ如キハ之レナキモノト推定セサルヲ得ザレバ其裁決ニ婚姻証書ニ代ハルノ効アラシムルモ不當ナルヲハアラサルナリ

第五十三條 婚姻成立ノ證據ハ婚姻証書ヲ以テ之ヲ舉ク可シ但第二百九十一條ニ規定スルモノハ此限ニ在ラス

第五十四條 婚姻証書ヲ増減シ毀棄シ隱匿シ又ハ片紙ニ記載シタル場合ニ於テ刑事又ハ民事ノ訴訟ニ因リテ婚姻ノ成立ヲ認めタル判決ハ之ヲ婚姻証書ニ代用スルコトヲ得

第五節 婚姻ノ不成立及ヒ無効

(解) 婚姻ノ無効ト其不成立トハ之ヲ混同スルヲナキヲ要ス不成立トハ文字自身が既デニ之ヲ言ヒ顯ハスガ如ク婚姻アリト見做サレサルモノ即チ絶無チ言フモノナルモ無効トハ唯之ヲ取消シテ以テ不成立即チ絶無ノ地位ニ至ラシムルヲ得ルモ其然ラザル間ハ成

立シ存在スルヲ妨ケザルヲ言フ

無ハ到底有ト化シ又ハ有チ生スル丁能ハザルカ故ニ婚姻ニシテ不成立ナリトセンカ如何ニ永キ時間ヲ經過スルモ矢張不成立ナラサルベカラズ時ノ爲メニ變化セラレテ有効ノ婚姻ニ化スル能ハズ凡ベテ利害ノ係關チ有スルモノハ何時コテモ皆チ其不成立ノヲ唱フルヲ得ベク婚姻ヲ爲セルモノノ確認ハ何等ノ効チモ生ズル丁能ハザルナリ

然レドモ無効ノ婚姻即チ不成立ニ爲シ得ベキ婚姻ハ不完全ナカラモ其成立ヲ保ツモノナリ之ヲ全ク存在セザルモノト同視スベカラズ例ヘバ猶ホ病者ノ如ク然リ療養如何ニヨリテハ救ヒ得ベカラサルニアラサルナリ之ヲ治シ能ハザル死者ト同シク視ル能ハサルハ論ナキノミ夫レ無効ノ婚姻ハ病者ノ如シ故ニ之レニ確認ノ藥石ヲ與ヘテ完全ニスルヲ得ベク暗黙ノ確認即チ法律ノ定メタル時間ニ

無効ノ請求ヲ爲ササルニヨリ有効ト爲ルベシ只一定ノ期間ノ中ニ
 請求ヲ爲シテ以テ破滅スルヲ得ルノミ否ラサル以上ハ其存在成立
 ナ妨クルコトアラサルナリ
 尤トモ不成立ノ婚姻ノ場合ト雖ドモ一方ハ不成立ナラズト主張
 シ他ノ一方ハ不成立ナリト言ヒ兩者ノ間ニ争論ヲ生シ判事ノ裁決
 ナ要ムルコトアルベキモ此場合ニ判事カ爲スベキ裁決ハ無効ノ請求
 ノ場合ニ於ケル裁決ノ如クニ裁判ノ効ノ爲メニ不成立ト爲ルニア
 ラズ裁判ハ其不成立ナルコトヲ認定スルニ過キザレバ此ヲ無効ノ場
 合ニ於ケル裁判ト同視スルコトナキヲ要スルナリ
 今婚姻ノ成立ニ妨礙タルモノヲ擧ケレバ其數凡ベテ三アリ第一、
 婚姻ヲ爲スモノカ性ヲ同フスル時第二、承諾ヲ爲ササル時第三、法
 律ノ禁セル或者ノ間ニ婚姻ヲ爲セル時即チ是レナリ而シテ其婚姻
 ノ無効タラシムルコトヲ得ル原因ハ第一、強暴ニヨリテ承諾ヲ爲サ

（現實ノ利益）トハ

シメラレタル時第二、許諾ヲ受ケヘキモノヨリ許諾ヲ受ケサリシ
 時第三、身分取扱吏カ管轄違ナル時第四、身分取扱吏ニ婚姻ノ申
 出ヲ爲サズ又ハ其差止ヲ爲サレタルニモ拘ハラズ儀式ヲ行ヒヘル
 時第五、二人ノ証人ノ立會ナクノ儀式ヲ行タル時第六、婚姻ヲ爲
 スヘキ申出ヲ身分取扱吏ニ爲シタル日ヨリ三日ヲ經サル前又ハ三
 十日ヲ過ギシ後ニ儀式ヲ行ヒタル時、即チ是レナリ其理由ノ如キ
 ハ此冊子中ニ説キ盡シ得ヘキニアラザレバ後日ノ機會ニ讓ル
 第五十五條 人違 喪心又ハ強暴ニ因リテ雙方又ハ一方ノ承諾ノ全
 ク欠缺シタル婚姻ハ不成立トス
 第三十四條乃至第三十七條ノ規定ニ違ヒテ爲シタル婚姻モ亦不
 成立トス
 婚姻ノ不成立ハ何人ニ限ラス何時ニテモ之ヲ申立ツルコトヲ得
 第五十六條 第三十條、第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ニ違ヒテ

現在切實ノ利益ノ
謂ヒニシテ將來ニ
或ヒハアルベキ希
望ノ如キモノニア
ラザルナリ

(不適齡)トハ法律
ノ要スル男ハ十七
年女ハ十五年ノ年
齡ニ付テノ條件ニ
欠ケルヲ云フ

婚姻ヲ爲シタルトキハ雙方、尊屬親又ハ現實ノ利益ヲ有スル者ヨ
リ何時ニテモ其無効ヲ請求スルコトヲ得
右同一ノ場合ニ於テ檢事ハ夫婦ノ生存中ニ限り職權ヲ以テ婚姻ノ
無効ヲ請求スルコトヲ得

第五十七條 不適齡ニ付キ無効ヲ請求スル權利ハ左ノ場合ニ於テ消
滅ス

- 第一 適齡ナラザリシ者カ適齡ニ至レル後明示ニテ婚姻ヲ認諾
シ又ハ三ヶ月ヲ過キタルトキ
- 第二 無効ノ請求後ト雖モ婦カ適齡ナラスニテ懷胎シタルト
キ
- 第三 夫カ適齡ナラスシテ婦ノ懷胎シタルトキ但婦ノ姦通ヲ證
スルトキハ格別ナリトス

第九十八條 重婚ニ原因スル婚姻無効ノ請求アリタル場合ニ於テ後

(管轄)トハ支配ト
ニフニ同シ

婚ノ雙方カ前婚ノ不成立、無効又ハ離婚ヲ主張スルトキハ先ツ其
裁判ヲ爲ス可シ
前婚ノ配偶者カ失踪シタルトキハ其失踪中ハ重婚ノ無効訴訟ヲ行
フコトヲ得ス

第五十九條 左ノ場合ニ於テハ婚姻ハ無効トス

- 第一 身分取扱吏ニ婚姻ノ申出ヲ爲サス又ハ其差止ヲ受ケタル
ニ拘ハラス儀式ヲ行ヒタルトキ
 - 第二 身分取扱吏ノ營繕違ナルトキ
 - 第三 第四十八條ノ規定ニ違ヒテ儀式ヲ行ヒタルトキ
 - 第四 證人二人ノ立會ナクシテ儀式ヲ行ヒタルトキ
- 此無効ハ第五十六條ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ請求スルコトヲ得但婚
姻儀式後一个年ヲ過キタルトキハ無効訴訟ヲ行フコトヲ得ス。

第六十條 第三十八條乃至第四十二條ニ定メタル許諾ナクシテ婚姻

(強暴)トハ人ニ謂

ハレナク或事ヲ爲シ又ハ或事ヲ爲ササルベク強フル所ノ力ヲ謂フ

チ爲シタルトキハ其許諾ヲ與フ可キ者又ハ之ヲ受ク可キ者ヨリ其無効ヲ請求スルコトヲ得
許諾アリタル場合ト雖モ其許諾カ強暴ニ原因シタルトキモ亦同シ

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ婚姻ノ許諾ヲ與フ可キ者カ婚姻ヲ認諾セシテ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ法律ニ定メタル順位ニ從ヒテ其許諾ヲ與フ可キ者ハ無効訴權ヲ行フコトヲ得

第六十二條 第六十條ニ掲ケタル無効訴權ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

第一 婚姻ノ許諾ヲ與フ可キ者カ認諾ヲ爲シ又ハ婚姻アリタルコトヲ知リシ後三ヶ月ヲ過キタルトキ

第二 三個月内ト雖モ許諾ヲ受ク可キ者カ婚姻上ノ成年ニ至リ

(瑕疵)トハキズト云フナリ

又ハ死亡シタルトキ

第六十三條 強暴ニ因リテ承諾ニ瑕疵アル婚姻ノ無効ハ強暴ヲ受ケタル者ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

第六十四條 前條ノ場合ニ於テ配偶者強暴ヲ免カレタル後明示ニテ認諾シ又ハ三個月間引續キ同居シタルトキハ婚姻ノ無効ヲ請求スルコトヲ得ス其同居セサル場合ニ於テモ無効訴權ハ一年ヲ以テ消滅ス

第六十五條 裁判所ハ婚姻ノ不成立又ハ無効ノ訴訟中夫婦ノ一方ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ又ハ夫ニ住家ヲ去ル可キヲ命スルコトヲ得

第六十六條 無効ノ言渡アリタル婚姻ハ子ニ付テハ其出生ノ婚姻前後ナルヲ問ハス法律上ノ効力ヲ生ス

第六節 婚姻ノ効力

(解) 婚姻ハ一ノ契約ナリ契約ハ當事者ノ意思ノ合同ニヨリ義務ヲ生スルモノナルガ故ニ婚姻ノ或効力ヲ生サルヘカラサルハ論ヲ待タザルナリ

婚姻ノ効力ハ婚姻ヲ爲セル結果ナルガ故ニ婚姻ノ成レル時ヨリ生スヘキハ論ヲ待タス然ルニ夫婦財産契約ニ就テノミ第三者ニ對シテハ婚姻ノ届出ヲ爲セル時ヨリ後ニアラザレバ婚姻ノ効力ヲ援用スルコト能ハサラシメタルモノハ夫婦財産契約ハ第三者ニ害ヲ及ボスヲアルモノナルニ第三者ハ婚姻ノ届出アリシ後ニアラザレバ婚姻ノ成立ヲ知ルコト能ハサルニ由ル

婚姻ノ効力ノ重モナルモノハ婦ニ夫ノ權ニ聽順スベキノ義務ヲ生シテ或ルコト爲スニ無能力ト爲ルコト即是ナリ我立法者ハ此事ヲ規定スルニ就キ殆ンド全節ヲ充タセリ敢テ問フ女ノ婚姻ヲ爲ス時ハ何故ニ其能力ニ制限ヲ受クルカ夫ノアラザル時ニ完全ナル能

カチ有スルガ故ニ男タラザルノコトハ能力ニ制限ヲ受クルノ理由ト爲スコト能ハザルナリ女ハ婚姻ヲ爲スニヨリテ能力ニ制限ヲ受ケ婚姻ノ解消スルニヨリテ能力ノ回復ヲ爲スガ故ニ婚姻ヲ爲スニヨリテ能力ニ制限ヲ受クル者ハ婚姻其物ノ中ニ存スル者ト言ハザル可ラズ婚姻ハ異性ノ二人ガ新家族ヲ創設スルガ爲メニ相救護シ相扶助スルノ目的ヲ以テ正當ニ結合スルノ謂ヒナルガ故ニ何レカ一方ノ能力ヲ制限シ他ノ一方ニ之ヲ統裁スルノ權力ヲ附與セザル可ラス然ラザレバ彼レノ爲ス處ト此レノ爲ス所ト相抵牾シ紛雜擾亂ノ結果、支離滅烈、忌ムベク嫌フベキ狀況ヲ現出スルコト免カレサルベシ是レ即チ女カ婚姻ヲ爲スニヨリテ其能力ニ制限ヲ受クル所以ナリ天ニ二ツノ日ナク地ニ二人ノ王アルヘカラザル諺ハママ婦カ婚姻ニヨリテ其能力ヲ抑制セラル、所以テ説明スルモノト謂フベシ

(夫婦財産契約)トハ夫婦ニ爲ラントスル者ガ其有スル資産ニ關シテ爲ス所ノ契約ヲ云フ

(受諾)トハ承諾ト云フニ同シク(讓渡)トハ所有權ヲ移スチ云ヒ(擔保)トハ契約ノ執行ヲ保スルガ爲メニ物ヲ供スルチ云ヒ(領收)トハ受取ルチ云フニ異ナルヲナシ

(羈絆)トハ拘束ト云フニ同シク自由ニ制限ヲ受ケタルヲ云フ

(約束)トハ義務ヲ創設シ變更シ又ハ消滅スル合意ニ名ツク

(和解)トハ諍アル

權利ニ付キ互ヒニ讓合ヒテ爲シテ其諍論ヲ止息スル契約ヲ云フ
(訴訟)トハ裁判所へ持出サレタル諍ヒナリ

(特定許可)トハ一箇又ハ數箇ノ限ラレタル許可ヲ云ヒ(總括ノ許可)トハ汎ク制限ヲ付セラレズニ爲サルル許可ヲ云フ

(廢罷)トハ變更消滅スルヲ云フ

(監置)トハ監禁シ置クヲ云フ

(銷除)トハ取消ノヲナリ

第六十七條 婚姻ハ其儀式ヲ行ヒタル日ヨリ効力ヲ生ス但夫婦財産契約ニ付テハ婚姻ノ届出後ニ非サレハ第三者ニ對シテ婚姻ノ効力ヲ援用スルコトヲ得ス

第六十八條 婦ハ夫ノ許可ヲ得ルニ非サレハ贈與ヲ爲シ之ヲ受諾シ不動產ヲ讓渡シ之ヲ擔保ニ供シ借財ヲ爲シ債權ヲ讓渡シ之ヲ質入シ元本ヲ領收シ保證ヲ約シ及ヒ身體ニ羈絆ヲ受クル約束ヲ爲スコトヲ得ス又和解ヲ爲シ仲裁ヲ受ケ及ヒ訴訟ヲ起スコトヲ得ス

第六十九條 夫ノ許可ハ特定又ハ總括ナルコトヲ得但總括ノ許可ハ證書ヲ以テ之ヲ與フルコトヲ要ス

夫ハ夫婦財産契約ニ依リテ與ヘタル總括ノ許可ト雖モ之ヲ廢罷スルコトヲ得

第七十條 左ノ場合ニ於テハ婦ハ夫ノ許可ヲ得ルコトヲ要セス

第一 夫カ失踪ノ推定ヲ受ケタルトキ

第二 夫カ禁治產又ハ准禁治產ヲ受ケタルトキ

第三 夫カ癡癪ノ爲メ病院又ハ監置ニ在ルトキ

第七十一條 夫ハ婦ニ與ヘタル許可ニ因リテ義務ヲ負擔セス

第七十二條 夫ノ許可ヲ得スシテ婦ノ爲シタル行爲ハ之ヲ銷除スルコトヲ得ス

此銷除ハ夫婦ノ各自及ヒ婦ノ承繼人ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得

第七十三條 夫ニ屬スル銷除訴權ハ其銷除シ得ヘキ行爲ヲ知リタル日ヨリ五ヶ年ノ時効ニ因リ又ハ婚姻ノ解消ニ因リテ消滅ス

婦及ヒ其承繼人ニ屬スル銷除訴權ハ婚姻解消ノ日ヨリ五ヶ年ノ時効ニ因リテ消滅ス

財產編第五百四十四條以下ノ規定ハ本條ノ銷除訴權ニ之ヲ適用ス

第七節 罰則

(解) 制裁ハ法律ニ要スル必須ノ條件ナリトハ法學者ノ一時ハ一般ニ主張セル所ナリ此説ノ誤謬タルハ吾人之ヲ疑ハサルモ一時ハ人ヲシテ爾カク信セシメシガ如ク實トニ必要ノモノナリシナリ蓋シ人ハ樂チ好ミ苦チ避ケ利チ欲シテ損ヲ惡ムモノナルガ故ニ或必要ノ爲メニ法律規則ノ發布ヲ爲スアリトモ之ヲ犯シテ制裁ノ件フアラサルニ於テハ守ルニ不利ナル時ニハ常ニ背カレ到底法律タルノ効力ヲ有シテ人民ヲ羈束スルヲ能ハサルベシ故ニ制裁ノ法律ニ必要ナルハ論ヲ待タサルナリ我立法者ハ婚姻ニ關スル或事項ノ確然ト行ハレノトチ欲シテ其所爲ヲ無効又ハ不存ノモノトスルニ止マラズ刑罰ヲ科シテ以テ其執行ヲ確保セリ本節ニ規定スルモノ即チ是ナリ

第七十四條 婚姻申出ノ時ニ必要ノ書類ヲ差出タサザメサル身分取

扱吏ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ過料ニ處ス

第七十五條 婚姻ノ不成立又ハ無効タル可キ法律上ノ原因アルチ知リテ其儀式ヲ行フコトヲ差止メサル身分取扱吏ハ三圓以上三拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十六條 第三十二條ノ制禁ニ違背シテ再婚ヲ爲シタル婦ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス其情ヲ知リテ婚姻ヲ爲シタル夫及ヒ婚姻ノ儀式ヲ行フコトヲ差止メサル身分取扱吏モ亦同シ

第七十七條 夫婦ノ一方ニシテ婚姻ノ無効ヲ致シタル原因ヲ知り之ヲ他ノ一方ニ隱秘シタル者ハ三圓以上三拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第五章 離婚

(解) 離婚トハ法律ガ命スル方式ト條件トニ依リテ爲ス双方ノ協議又ハ或特定ノ原因ガ存スルニヨリ裁判所カ許ルス婚姻ノ破斷ナリ

(情ヲ知ル)トハ譯ヲ知リナガラノ意ナリ

此ノ離婚ハ古ヘヨリ皆ナ許セルモノニアラズ又各國皆ナ之ヲ許ス
 モノニアラズ離婚ノ善ナルカ將タ惡ナルカ離婚ハ之ヲ許スモ可ナ
 ルベキカ又之レヲ許スベカラサルカ是レ古ヘヨリ噪然タル法學上
 ノ一問題ナリ之ヲ許スベカラズト主張スルモノハ曰ク若シ離婚ヲ
 認許スルトキハ夫婦ハ漸ク其婚ヲ結ベバ些少ノ諍論若クハ一時ノ
 情慾ヲ恣ニセンガ爲メ直チニ其婚姻ヲ解カント欲スルニ至リ愈
 其過失ヲ重大ニシ遂ヒニ以テ共住ヲシテ堪エ難カラシメテ求
 ムルニ至ル可シ今若シ其婚姻ハ再ヒ解クベカラザルモノトスルト
 キハ夫婦ハ必ず其途グ可キヲ思慮シ遂ニ以テ共供ノ幸福ヲ見ルニ
 至ル可シ
 抑其婚姻ヲシテ離解セシムルニハ許多ノ要件ヲ定メテ之ニ從ハシ
 メンカ又之レヲ姦進暴虐若クハ犯罪等ノ所爲アリ其共住ニ耐エ難
 キヲ証スル時コノミ限ランカ夫婦ハ其法律ヲ奇貨トシ殊更ラニ

其亂業罪惡ヲ爲スニ至ラン

且ツ夫レ一度婚姻ヲ爲シ之レニ耐フル能ハズシテ悲ム可キ離婚ノ
 實驗ヲ經歷シタルモノニ更ラニ復タ婚姻ヲ結ブヲ許スハ何事ヅヤ
 其爲セル再婚ニ於テ復タ前婚中ニ於ケルカ如キ不祥ナル活劇ヲ演
 セシメンガ爲ナルカ更ニ又其子ノ利益ニ就キ之ヲ考フルニ寧ナキ
 可憐ノ兒ヲシテ其父母ノ非理無道ナル犠牲ニ供セシムルハ何ヅヤ
 其子ハ親シク婚姻破解ノ惡例ヲ目撃シ一族分離ノ狀況ニ遭遇シ家
 則ノ維持セラレザルガ爲ニ父ハ其威嚴ヲ失ヒ子トシテ其父母ヲ尊
 敬スルノ念慮ヲ消滅セシメ遂ヒニ以テ其將來ヲ錯ラシムルニ至ラ
 ソ若シ其父母ニシテ更ラニ再婚センカ其成行ハ果シテ如何ヅヤ
 後夫若クハ繼妻ハ前婚ノ子ヲ疎シ之レヲシテ其家ヲ去ラシメ其
 得ベキ利果ハ之レヲ後婚ノ子ニ得セシムルヲ計ルニ至ル可シ
 ト

以上ノ理由タル固トヨリ強大安ソ之レテ承認セザルテ得ンヤ
 然リト雖モ余ハマタ此等ノ理由ニ對シテハ其答解ヲ得ザルニアラ
 ザルナリ請フ左コ之レヲ論述セン
 論者ハ先ツ離婚ハ夫婦相互ノ利益コ於テ不可ナリト云ヘリ何ガ故
 ニ然ルカ余ハ之レヲ解スルヲ能ハサルナリ抑婚姻ヲ解クノ可否
 如何ヲ判スルニハ夫婦自身ヲ以テ其尺度ト爲サルベカラズ他人
 之ノ臆測ハ其肯綮ヲ得ルヲ能ハサルナリ法律ハ唯夫婦ヲシテ鎖少
 ノ憤怒若クハ一時ノ情慾ニヨリ離婚ヲ爲スカ如キナカラシムル
 爲メ適宜ノ關防ヲ施スベキノミ其意志ノ堅確ニ決定スルトキハ法
 律ヲ以テ之レヲ壓セントスルモ竟コ利益アルヲ見ザルナリ
 次キニ論者ガ前婚ノ遠ケラレザリシヲ引キ來リテ後婚ノ生テ過ス
 ニ堪エザルモノナルヲ証セントタルハ實トニ據ルトコロナキ
 空論ト云ハザルベカラス縱令ヒ一度離婚ノ不幸ニ遭遇セシモノト

離モ再婚シテ琴瑟調和ノ美ヲ見ルヲ能ハサルモノニアラサルナ
 リ
 併シ其子ノ利益ヨリセシ論議ニ至リテハ頗ル有力ナルモノト云ハ
 サルヘカラズ何トナレバ人ノ自カラ己レヲ害スルヨリハ他人ニ害
 テ蒙ラシムルハ一層ノ重ヲ加フレバナリ故ニ若シ其親子ノ間ニ於
 テ論者カ云ヘルガ如キ不幸ノ結果ヲ生ズル時ハ（縱令ヒ或場合即
 チ子ノアラサル場合ニ於テハ此說ノ如キハ全ク其勢力ヲ失ハザル
 ベカラザルモ）余モ亦タ離婚ノ禁スベキヲ認ム可シ然レトモ論者
 ガ論述スル所ノ結果ハ實トニ大言ニ過グルモノニ非ザレバ婚姻不
 解ノ法ニ於テモ亦（婚姻ヲ許スノ法ニ等シク）現出スベキモノナ
 リトス
 論者ハ離婚ハ其子ニ婚姻破解ノ惡例ヲ示スベキヲ以テ不可ナリト
 云ヘリ然レトモ其惡例ハ日々其子ヲシテ夫婦相罵リ相闘ヒ以テ其

家政ノ紊亂セルヲ目撃セシムルニ孰レツヤ又親族ノ縁繩カ弛ムニ從ヒ父ノ威嚴ヲ衰ヘシムルハ實トコ論者ノ言ノ如シ努メテ之レヲ去ラサルヘカラスト雖モ然レトモ此惡弊タル實トニ避クベカラザル者ナリ蓋シ離婚ヲ許サバルノ國ニ於テモ自然ノ勢ヒ止ムテ得サルヨリ唯其夫婦ガ再婚ヲ爲スヲ能ハザルノ別アルニ過キザル夫婦ノ分居ヲ許セリ然リト雖トモ其親族ノ關係ニ於テハ其結果ハ即チ一ナリ其子タル裁判所ヨリシテ夫婦ノ一方又ハ之レニ關セサル第三者ニ附託スルニヨリ其家則ハ到底至重ノ害ヲ受ケサルヘカラサルナリ

然リ而シテ論者ハ其論ノ畢リニ於テ若シ其父母ノ再婚ヲ爲ストキハ前婚ノ子ニ於ケルノ愛情ヲ以テ新婚ノ子ノ上ニ移シ去ル可シト述ベ以テ前婚ノ子ノ運命ニ於テ悲ムベキ彩色ヲ施セリ蓋シ其運命タル婚姻ノ自然ニ解除シタル時即チ夫婦中ノ一方ガ死去セルノ故

ヲ以テ婚姻ノ離解アリタル時ニ於テモ亦全ク同一ナルニアラズヤ然ルニ此時ニ在リテハ人、其後ニ生存セル所ノ夫婦ノ一方ニ於テ生涯、寡居セシム可シト主張スルモノアラザルナリ然ラバ何ゾ獨リ其離婚ヲ爲セル時ニ於テノミ之レヲ難ズベケンヤ且ツ夫レ離婚ヲ爲サズシテ彼ノ猥行多キ分居（分居ヲ爲セルモノニシテ不法ノ淫事アラサルモノ殆ンド稀ナリ故ニ然カ言フモノナリ）ヲ爲サシメ子ヲシテ其父母ノ醜行ヲ見聞セシムルハ大ヒニ德育ニ害アルガ故ニ離婚ヲ爲サバルハ決シテ子ノ利益ニアラザルナリ

此他尙各種々ノ駁撃ナキニアラズト雖モ皆ナ其根基スル所ノ理由・薄弱ナルニヨリ別ニ齒牙ニカクルニ足ラザルナリ故ニ離婚ハ到底之ヲ許サバルベカラズ離婚其物ハ決シテ嘉スベキモノニアラズト雖モ尙シ之レヲ許サバルトキハ却テ之レニ優ルノ弊アル可シ是レ余ガ此ニ離婚ノ許サバルベカラサルヲ主張スル所以ナリ

第一節 協議ノ離婚

(解) 我立法者ハ協議上ノ離婚ヲ許セリ是レ蓋シ合フテ承諾シ得ルモノハ離ルルコトモ亦承諾シ得サルベカラズトノ規則ヲ認メシニ由ル

婚姻ヲ爲スニ付テハ當事者ハ或者ノ承諾ヲ受ケシカ故ニ其反對ナル離婚ヲ爲スニ付テハ又其曾テ承諾ヲ與ヘタルモノノ承諾ヲ經サルベカラサルハ論ヲ待タズ

而シテ又當事者ハ婚姻ヲ爲セル時ニ身分取扱吏ノ許ニ届出テタレバ其破解ヲ爲シテ相互ノ關係ニ變動ヲ生セルニ於テハ又此旨ヲ届ケテ以テ公ケニスベク之ヲ爲スニ付テハ必要ノ書類ヲ添付セサルベカラサルモノトス

第七十八條 夫婦ハ下ニ定メタル條件及ヒ方式ニ從ヒ協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得

(協議)トハ相談ノ上ニテ調ヘル商議ヲ云フ

第七十九條 離婚セントスル夫婦ハ婚姻許諾ノ爲メ第四章第一節ニ

定メタル規則ニ從ヒ各其父母、祖父母又ハ後見人ノ許諾ヲ受ケルコトヲ要ス

第八十條 夫婦ハ離婚協議書ニ左ノ書類ヲ添ヘテ身分取扱吏ニ届出

(死亡證書)トハ死ヲ證スル書付ナリ(事由)トハ事ノ原由ヲ云フナリ

ツ可シ

第一 婚姻證書

第二 離婚ノ許諾ヲ與フ可キ者ノ許諾書若シ其者死亡シ又ハ意思ヲ表スル能ハサルトキハ死亡證書又ハ其事由ヲ證スル書

類

第二節 特定原因ノ離婚

(解) 當事者雙方ノモノ協議成ラズ一方ヨリシテ他ノ一方ノ者ノ意思ニ反シテモ離婚ヲ爲サントスルモノニハ固ヨリ合テ承諾セルモノハ離モ亦爲シ得サルヘカラストノ規則ノ適用ヲ爲スコト能ハザ

ルナリ且ツ離婚ハ之ヲ許スベカラズト批難スル説ノ頗フル勢力アルカ如クニ離婚ハ決メ之ヲ嘉スヘキモノニアラサレバ契約ニ背キ一方ノ意思ニ忤フテ以テ求ムル所ノ離婚ハ無闇ニ之ヲ爲スヘカヲナルナリ乃チ我立法者ハ茲ニ特定原因ノ離婚ナル一節ヲ設ケ協議ニヨリテ爲ス所ノモノノ外ハ或原因ノ存スルニアラサレバ即チ離婚ヲ求ムルヲ許ササルモノト爲セリ

第一款 離婚及ヒ不受理ノ原因

(解) 離婚ヲ求メ得ル原因ハ凡ヘテ七箇アリ第八十一條ニ規定スル所ノモノ即チ是ナリ此原因ハ一方ノモノガ同居ニ耐ヘ難キ苛虐ヲ他ノ一方ニ施スカ又重大ナル名譽ヲ傷ヒ耻辱ヲ蒙ムラシメ又ハ婚姻ノ名ハアルモ其實ノ存セザル如キ場合等ニノミ存スルモノナレバ其用意ヤ至レリト云フヘシ

離婚ノ請求ヲ爲ス一方ニ對シテ離婚ノ原因ノ存スル時ハ他ノ一方

(刑ニ處セラレタル云々)故ニ罪アリト判定セラレサモ刑ヲ科セラレサル時ハ離婚ノ原因トナラサルナリ(重罪)トハ死刑・懲役ノ刑ニテ罰

ノ者ハ反訴ヲ以テ離婚ヲ求メ得ルニ其第八十一條第三第四兩號ニ記スル重罪又ハ輕罪ノ刑ニ處セラレタル者ニ他ノ一方ノ處刑セラレタルヲテ原由トシテ離婚ヲ請求スルコトヲ許サザル者ハ己レモ處刑セラレテ其配偶者ト同一ノ地位ニアルカ故二人ノ囚人ト爲ルコトニ付テハ苦情ヲ唱ヘ不服ヲ鳴ラヌノ名義ナキニ由ルナリ

法律カ此ニ掲ケタル離婚ノ原由ハ制限的ノモノナレバ此他ノ原因ハ如何ニ重大ノモノタルニ拘ハラヌ婚姻ノ破斷ヲ爲スヘキ原由タルカチ有セサルナリ

第八十一條 離婚ハ左ノ原因アルニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得

- 第一 姦通但夫ノ姦通ハ刑ニ處セラレタル場合ニ限ル
- 第二 同居ニ違ヘサル暴虐、脅迫及ヒ重大ノ侮辱
- 第三 重罪ニ因レル處刑

ヒラルヘキ所爲ヲ云フ
 (傍盜)トハ他人ニ屬スル有形動産ヲ不正ニ領得スル意ヲ以テ爲ス奪取ノ所爲ニ名ツク
 (詐欺取財)トハ欺罔又ハ恐喝ノ手段ニ因リテ財物ヲ騙取スル所爲ヲ云フ
 (惡意ノ遺棄)トハ困難ニ陥ルベキヲ知リナカラテ故意ニ遺テ去ルヲ云フ
 (脅迫)トハ身体財産等ニ危害ヲ加フベキヲ宣言シテ以テ人ヲ畏懼ノ中ニ陥ルルヲ云フ
 (侮辱)トハアナルヲハツカシムルノ義ニシテ人ニ耻ヲ

- 第四 竊盜、詐欺取財又ハ猥褻ノ罪ニ因レル重禁錮一年以上ノ處刑
- 第五 惡意ノ遺棄
- 第六 失踪ノ宣言
- 第七 婦又ハ入夫ヨリ其家ノ尊屬親ニ對シ又ハ尊屬親ヨリ婦又ハ入夫ニ對スル暴虐、脅迫及ヒ重大ノ侮辱
- 第八十二條 離婚ノ請求ヲ爲ス一方ニ對シテ離婚ノ原因存スルトキ他ノ一方モ反訴ヲ以テ離婚ヲ請求スルコトヲ得
- 然レトモ前條第三號及ヒ第四號ニ記載スル重罪又ハ輕罪ノ刑ニ處セラレタル一方ハ他ノ一方ノ處刑ヲ原因トシテ離婚ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第二款 假處分
- (解) 離婚ハ其協議上ノモノナル時ハ届出ニヨリ其特定理由ノモ

與フルヲ言フ
 (反訴)トハ已レニ對シテ爲サレタル訴訟ニ於テ已レヨリ其對手ニ對シテ爲辯ノ憑據トシテ爲ヌ要求ヲ云フ

ノニ在リテハ裁判ノ確定スルニヨリ始メテ其ヲ効チ生スルモノナルカ故ニ離婚ノ訴訟中ト雖ドモ夫タリ婦タルノ關係ハ變セサルナリ然レドモ一方ヨリシテ離婚ヲ請求シ相互ノ間ニ風波チ生ゼル以上ハ又常ニ處スルノ道ヲ以テ處スル能ハザルナリ夫レ通常ノ資産上ノ訴ニ付テモ之レヲ後日ニ延ハストキハ裁判執行ノ爲シ得ベカラザル恐懼ノアリテ存セルトキニハ未ダ裁判ノアラザル前ト雖ドモ假リニ其權利ノ保全ヲ爲スチ得セシメタレバ資産上ノ争ニアラサルモ又豫シメ假リニ處分スルコトヲ得セシメサルベカラザルノ必要アルコトアルベシ即チ子女ノ屬スルモノハ婦ナルカ夫ナルカ其決定ニ至ラザルモ子女ノ監護養育ハ一日モ之ヲ忽ニスルコト能ハザルカ故ニ其訴訟ノ何レノ勝ニ歸スルニ拘ハラス之ヲ定メサルヘカラズ又夫婦中其何レニモ之ヲ委スル能ハザルコトアルヘシ然ルトキハ之ヲ如何ニスベキヤ(第八十二條)婦ハ夫ノ住所ニ在ラサルベ

(監護)トハ監督保
護ノ零語ナリ
(婿養子)トハ已レ
ノ女ニ婿トシ爲セ
ル所ノ養子ヲ云フ

(日用物品)トハ日
常用フル物品ヲ云
フ手廻ハリ道具ト
云フニ均トシ
(正當ノ理由)其認
定ハ判事ノ職權ニ
在リ

(入夫)トハ戸主タ
ル寡婦ノ配偶者ト
ナルヲ云フ

(財産)トハ公私ノ
法人ノ資産ヲ組成
スル權利ナリ
(保存)トハ物ノ本
質ヲ傷ハズ其形ヲ
保ツヲ云フ

カラサルモノナルモ同居ニ耐エ難キ強暴苛酷ニ遇フテ理由トシテ
婦ヨリ夫ニ對シテ離婚ヲ求ムル時ノ如キハ強暴其他苛酷ノ所爲ノ
爲メニ訴訟ノ落着スル間ト雖、仍ホ同居スルニ耐ヘザルコトアル
ベシ如此時ニモ婦ニ忍ンデ夫ト同居セサルベカラザルモノトセ
ハ婦ノ迷惑ハ一方ナラザルベシ故ニ此際ニハ相當ノ仮處分ヲ爲サ
サルベカラズ之ヲ爲スニ付テハ如何ナル手續ニ依ルベキカ之ヲ爲
セルニヨリ生スベキ効果ハ如何ナルカ等訴訟ノ落着テ見サル前ト
雖、戻りニ處分ヲ爲スヲ得セシメサルベカラズシテ而シテ之ヲ
得セシムルニ付テハ之カ規定ヲ設ケサルベカラサルナリ即チ本節
ノ規定アル所以ナリ

第八十三條 離婚ノ訴訟中子ノ監護ハ原告又ハ被告タルヲ問ハス夫
ニ屬ス但入夫及ヒ婿養子ニ付テハ婦ニ屬ス
然レトモ裁判所ハ夫婦、親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ子ノ利益ヲ

慮リテ其監護ヲ他ノ一方又ハ第三者ニ命スルコトヲ得

第八十四條 離婚ノ訴訟中婦ハ原告又ハ被告タルヲ問ハス裁判所ノ
許可ヲ得テ住家ヲ去ルコトヲ得此場合ニ於テハ自己ノ衣服其他ノ
日用物品ヲ持去リ且必要アルトキハ養料ヲ請求スルコトヲ得
裁判所ハ夫ノ意見ヲ聽キテ婦ノ移居ス可キ家居ヲ指示スルコトヲ
要ス若シ婦カ正當ノ理由ナクシテ其家屋ヲ去ルトキハ夫ハ養料ヲ
拒ムコトヲ得

第八十五條 入夫及ヒ婿養子ニ付テハ裁判所ハ離婚ノ訴訟中夫ヲシ
テ住家ヲ去ラシムルコトヲ得此場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ
適用ス

第八十六條 裁判所ハ住家ヲ去ル婦又ハ夫ノ請求ニ因リ其財産ヲ保
存スル爲メニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第三款 離婚ノ訴

(訴權)トハ權利ノ救済ニシテ運動中ノ權利ニ名ク

(解) 裁判所ニ向テ要求スル所アルモノ之ヲ訴ト云フ故ニ離婚ノ訴トハ婚姻ノ破斷ヲ爲サシムベク裁判所ニ向テ爲ス所ノ要求ナリト云フヲ得ベシ

要求ヲ爲シ得ル權利ハ所謂ル一身ニ屬スル權利ニシテ之ヲ人ニ移轉スルコト能ハサルモノナレバ他人ハ仮令ヒ債權者ト雖トモ配偶者ニ代ハリテ之ヲ行フヲ得サルナリ又其死ト共モニ此權利モ消滅スベキカ故ニ此權利ニ付テハ何人モ承繼人タルヲ得サルヲ知ラサルベカラズ

其離婚ノ原因ヲ證明スルノ方法ニ通則ノ例外ヲ設ケ自白ノミニニテハ之ヲ證明スルコト能ハス卑屬親ヲ除クノ外ハ親族姻族又ハ雇人ニ關スル忌避ノ理由ニ付テハ訴訟法ニ讓リテ茲ニ贅セズ

第八十七條 離婚ヲ請求スル訴權ハ夫婦ノミニ屬ス

第八十八條 離婚ノ原因ハ通常ノ證據方法ヲ以テ之ヲ証ス可シ但自

(自白)トハ已レニ不利ナル事實ト已レ自カラ認ムルヲ云フ

白ノミテ以テ之ヲ証スルコトヲ得ス又卑屬親ヲ除ク外親族、姻族又ハ雇人ニ關スル忌避ノ規定ヲ適用セズ

第三節 離婚ノ効力

(解) 離婚ノ効果ハ一ニシテ足ラズト雖、其主要ナルモノハ婚姻ノ破斷即チ是ナリ

協議上ノ離婚ノ場合ニ在リテハ届出ヲ爲スニ因リテ成ルモ特定原因ノ離婚ノ場合ニ在リテハ離婚ヲ許セル裁判言渡ノ確定セルニアラザレバ則チ判然セザルナリ即チ協議上ノ離婚ニ在リテハ届出ヲ爲スノ前、特定原因ノ離婚ノ場合ニ在リテハ裁判言渡ノ確定セサル前ニ在リテハ未ダ離婚アリシト云フコト能ハサレバ之ヲシテ毫モ効アラシムベカラサルナリ第二審ノ裁判ヲ受ケテ了リ上告ヲ爲スノ外ハ其裁判ヲ攻撃スルコト能ハサルニ至レル時ト雖モ同シ故ニ讀者ハ離婚ノ訴ニ關スル裁判言渡ノ効力ハ他ノ場合ニ於ケルヨ

リモ稍々異様ノ觀アルヲ感ゼン何トナレハ他ノ凡ベテノ場合ニ於テハ裁判ハ第二審ノ裁判ヲ受ケテ了リ拒訴シ得ベカラサルニ至ル時ハ假令ヒ後ニ破毀セラル、トアリトモ裁判ノ執行ハ之ヲ止ムルモノニアラサルニ離婚ノ場合ニ在リテハ之ヲ許サザレハナリ然レドモ此別アル所以ノモノハ容易ニ之ヲ知ルヲ得可シ蓋シ他ノ場合ニ於テハ終審ノ裁判ヲ受ケタル時ニ執行ヲ爲サシムルモ大審院ニテ破毀セラレ他ノ拒訴院ニ移サレ茲ニテ先キノ敗者ハ勝者ト爲ルトアリトモ其爲サレタル執行ヲ取消シ之ヲ執行セラレザル舊地位ニ復スルトハ容易キモ離婚ノ場合ニ於テ之ヲ同一ニ取扱ヒ終審ノ裁判ヲ得シ上ハ上告中ナンニモ拘ハラズ終審ノ裁判言渡ニ効アラシメンカ婦ハ他ノ夫ヲ娶リ又ハ他ノ家ニ嫁スルヲ得サルヘカラス然ルニ後ニ其裁判ノ破毀セラレ移サレタル控訴院ニテハ離婚ノ原因ナント認メテ先キノ裁判ヲ覆ストアリトモ婦ノ害セル貞操ハ之

ヲ回復スルコト能ハザルナリ離婚ノ裁判ヲシテ確定前ニ効アラシムルノ弊害此ノ如クナリトセバ確定前ニ其効アラシノサル法律ノ規定ハ豈ニ賛スベキコトニアラズヤ
 離婚ハ婚姻ヲ破斷シ夫婦タルノ關係ヲ止息スルモノナルガ故ニ其効ノ將來ニノミ及ビテ泝及スルノ力ナキハ論ヲ待タズ之ヲ以テ既デニ生セシ所ノ効果ノ維持セラル、ハ固ヨリ將來ニ生スベキモノト雖モ其効果ガ婚姻ノ繼續セルト否トコ關セザルモノナルニ於テハ則チ永續スルヲ妨ケサルナリ例之ヘバ離婚ノ宣告ノ下ルニ先チ懐胎セル子ハ離婚ノ裁判ノ確定セル後ニ出産スルト雖モ其嫡出ノ子タルニ害ナキカ如キ即チ是レナリ
 離婚ノ効果ノ將來ニノミ生ジテ既往ニ及ハザルノコトハ即チ此ノ如クナルガ故ニ讀者ハ婚姻ノ無効ノ原因方アリシニヨリ取消サレタルモノトハ大ヒニ其性質ヲ異ニスルモノナルコトヲ知ラル、ナラン

蓋シ無効ノ婚姻ノ場合ニ於ケル裁判ノ言渡ハ婚姻執行ノ日マデニ
 訴ホリ及ビ婚姻ヲシテ存セサリシ者ノ如クニスルモ離婚ニ對スル
 裁判言渡ハ訴ヲ起シタル日ヨリ以前ニ及バサルカ否ニ其以前ニ在
 リテハ婚姻ノアリツト明カニ認ムレバナリ之レヨリシテ許多ノ
 輕視スヘカラサル効果ヲ生スルモ永キニ涉レハ之ヲ零スルトナ
 シス

第八十九條 離婚ハ其届出又ハ裁判確定ノ後ニ非サレハ効力ヲ生セ
 ス

第九十條 離婚ノ後子ノ監護ハ夫ニ屬ス但入夫及ヒ婿養子ニ付テハ
 婦ニ屬ス
 然レトモ裁判所ハ夫、婦、親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ子ノ利益ヲ
 慮リテ之ヲ他ノ一方又ハ第三者ノ監護ニ付スルコトヲ得

第六章 親子

(第三者)トハ此所
 ニテハ離婚ノ請求
 事件ニ干與セサル
 他人ヲ云フ

(解) 如何ナル之ヲ親ト曰ヒ如何ナル之ヲ子ト云フカ人ノ通常抱
 ク所ノ思想ニ依ルトキハ男ト女トノ交合ニ因リ分娩セシ所ノ者之
 チ子ト曰ヒ此子ヲ産ミシモノ及ヒ産マシメシモノ之ヲ概稱シテ親
 ト曰ヒ別ニ疑フ者アルコトナシト雖トモ此思想ハ子ニ就テ正確ナル
 チ失ハサルノミ親ナル語ノ意義ニ就テハ則チ當ラサルナリ親ナル
 語ハ法律上ニ在リテハ世間ニ人ノ使用スル所ヨリハ狹隘ノ意義ニ
 用サラルルカ故ニ世間ニ用アル所ニ從ヘバ親コハ相違ナキモ法律
 ノ上ヨリ之ヲ云フトキハ親タラサルコトノ之レアルヲ見ル即チ私生
 子ノ父ニシテ未ダ認知チ爲サザルモノノ如キ即チ是ナリトス
 親ニハ二種アリ父及ビ母即チ是ナリ親ニシテ男ナルモノハ父ヨシ
 テ其女ナルモノヲ母ト云フ
 子ニ三種アリ嫡出子、庶子及ヒ私生子即チ是ナリ
 適當ニ婚姻ヲ爲シタル二人ノ作爲ニ係ル人之ヲ嫡出ノ子ト曰フ他

ノ二子ニ比スレバ大ヒニ優レル權利ヲ有ス
 適法ニ婚姻ヲ爲ササル以前ニ懐胎ヲ爲シ又ハ出産ヲ爲セルモ後チ
 ニ其父母ガ正當ニ婚姻ヲ爲シ又ハ婚姻ヲ爲セル後ニ父ノ之ヲ認ム
 ルニヨリ嫡出ノ子ト爲ルヲアリ第九十八條第百三條及ヒ其次條ニ
 規定スルモノ即チ是レナリ然レドモ是レ本來然ル者ニテラザルカ
 故ニ法律假想ノ結果ト謂ハサルベカラス
 正當ニ婚姻ヲ爲サレタル二人ノ作爲ニヨリ懐胎ヲ分娩セラレタル
 モノ之ヲ庶子ト云フ若シ其父ノ知レサル時ハ之ヲ呼ンデ私生子ト
 曰フナリ此二子ハ嫡出ノ子ニ比スレバ其有スル權利薄弱ナルモ更
 ラニ此ノ二子ノ中ニ就テ其優劣ヲ較スル時ハ庶子ノ權利ノ私生子
 ノ權利ニ勝レルヲ見ルナリ第一ニ庶子ハ父母ノ共モニ知レ居ルモ
 ノナレバ兩者ノ相續又ハ其家族ノ相續ニ與カルヲ得ルモ私生子ハ
 其母又ハ母ノ家族ノ相續ニ與カリ得ルニ過キズ而シテ私生子ハ父

母カ正當ニ婚姻ノ前ニ在リテハ父ノ之ヲ認ムルニヨリテ庶子ト爲
 リ其婚姻ヲ爲セル後ニ於テハ父ノ之ヲ認知シタルニヨリ始メテ嫡
 出子ト爲ルニ過ギサルモ庶子ハ之レニ異ナリ父母カ婚姻ヲ爲スニ
 ヨリテ當然ニ嫡出ノ子トナルノ權アルヲハ讀者ガ本章ノ規定ヲ見
 ルニ於テ知り得ル所ナリ
 此他ニ尙ホ養子ナルモノアリテ存在シ立法者モ亦之ヲ認メシモ之
 レハ婚姻ノ如クニ養子縁組ナル一ノ契約ヨリシテ生スル所ノ關係
 タルニ過ギザレバ之ヲ以テ他ノ子ニ比スル時ハ大ヒニ其性質ヲ異
 ニスルモノト謂フベシ故ニ我立法者ハ之ヲ別章ニ規定スルヲト爲
 セリ
 第一節 親子ノ分限ノ証據
 (解) 親タリ子タルノ關係ハ數多ノ義務ヲ生シ又數多ノ權利ヲ生
 スル源泉タリ今之ヲ掲ゲ言ハシニ親子ハ相互ヒニ婚姻ヲ爲スヲ能

ハズ子ノ婚姻ヲ爲スニハ或年齢ニ達セサル中ハ親ノ承諾ヲ得サル
 ベカラズ親ハ其子ニ對シテ所謂親權ナル者ヲ有スルカ故ニ子ハ
 親ニ服從セサルベカラズ親子ハ互ヒニ相續チ爲シ得ルノ權利ヲ有
 シ又相互ヒニ養料ヲ受クルノ權アルモ此等ハ皆ナ親屬タルノ關係
 テ有セザルモノノ間ニハ見ルハ能ハサルモノニシテ而シテ親屬タ
 ル關係アルモノノ間ニ於テモ尙ホ見ルハ能ハサルモノアリテ存セ
 リ果シテ然レバ親子タル關係ノ有無ハ之ヲ知ルハ極メテ必要ナリ
 ト謂フベシ本節ハ即チ此レヲ知ルノ證據ニ就キ規定ヲ爲セルモノ
 ナリ

羅馬人ガ父ハ婚姻ノ指示スル所ノモノニ異ナラスト言ヘル如ク婚
 姻ノ中ニ懷妊セルモノ、夫ノ子タルハ明ラカナレドモ併シ懷妊ノ
 一タル事極メテ隱微ニ屬シ女自身スラモ之ヲ知ルハ能ハサルモノ
 ナレハ懷胎ガ婚姻中ナルカ否ヤハ如何ニシテ之ヲ確知スヘキカ醫

學上ノ經驗ヨリシテ得タル結果ニヨレハ人ハ百八十日前ニ分娩セ
 ラルベキモノニアラズ又三百日以後マデ胎中ニ在ルベキモノニア
 ラズサレバ此中間ニ於テ生レタルモノハ婚姻中ニ懷妊セルモノト
 言ハザルベカラズ(第九十一條二項)

要求スル所アルモノハ其要求ノ基ク事實ヲ証明セサルベカラザル
 ハ立証ノ責任ニ關スル大則ナルカ故ニ嫡出子タルヲ主張シ嫡出
 子ノ有スル權利ヲ享有セント欲スルモノハ其父母ナリト主張スル
 所ノモノガ婚姻ヲ爲セルヲ又ハ之ヲ爲シタルヲ此者等ノ間ニ子ア
 リシヲ其子ハ婚姻中ニ懷胎セルモノナルヲ又ハ婚姻前ニ懷妊セラ
 レタルモノナルモ父母ハ正當ニ婚姻ヲ爲セルヲ等ヲ証シ而シテ自
 ガ其子タルヲ明カササルベカラザルナリ

第九十一條 婚姻中ニ懷胎シタル子ハ夫ノ子トス
 婚姻ノ儀式ヨリ百八十日後又ハ夫ノ死亡若クハ離婚ヨリ三百日內

ニ生マレタル子ハ婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定ス

第九十二條 嫡出子ハ出生証書ヲ以テ之ヲ證ス

第九十三條 出生証書ヲ呈示スル能ハサルトキハ親子ノ分限ハ嫡出子タル身分ノ占有ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ得但第二百九十一條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

(湊合)トハ集合ト云フニ同シク集リノコトナリ

第九十四條 身分ノ占有トハ夫婦ト其婚姻ニ因リテ生マレタリト主張スル者トノ間其者ノ出生ノ時ヨリ親子ノ分限ヲ證スルコト足ル可キ事實ノ湊合スルヲ謂フ其事實ノ著明ナルモノ左ノ如シ

第一 子ナリト主張スル者カ常ニ其父ナリトスル者ノ氏ヲ稱シタルコト

第二 子ナリト主張スル者カ常ニ其父母ナリトスル者ヨリ嫡出子ノ如ク取扱ハレ其養育、教育ヲ受ケタルコト

第三 子ナリト主張スル者カ常ニ親族及ヒ世上ニ於テ嫡出子ト

認メラレタルコト

第九十五條 庶子ハ父ノ届出ニ基ク出生証書ヲ以テ之ヲ證ス但身分ノ占有ニ關スル規定ヲ適用ス

第九十六條 父ノ知レサル子ハ私生子トス

第九十七條 私生子ハ出生証書ヲ以テ之レヲ證ス但身分ノ占有ニ關スル規定ヲ適用ス

第九十八條 私生子ハ父之ヲ認知スルニ因リテ庶子ト爲ル

第九十九條 庶子ノ出生届及ヒ認知ハ父自ラ身分取扱吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス未成年者ト雖モ自ラ之ヲ爲スコトヲ得

第二節 否認訴權

(解) 子アルノ夫ハ則チ其子ノ父タル推測ハ多クノ場合ニ於テハ正確ナルチ失ハザルナリ然レドモ常ニ必ラスシモ然リト云フベカラザルナリ何トナレバ夫ノ數年家ヲ離レテ外國ニ在リタル中ニ

婦ノ子ヲ産ムコトナシト言フベカラズ又夫ノ病ノ爲メ又ハ其他ノ事情ノ爲メニ交接ニ不能ナル時ニ婦ノ分娩ヲ爲セル時ノ如キハ不幸ニシテ敢テ稀有ノ例ニアラズ然ルニ其婦ニ夫タルノ故ヲ以テ此子ノ父ナリトシ以テ權利義務ノ生出スルコト多キ親子ノ關係ヲ其間ニ設ケンカ何人モ其不正ナルヲ認識スルナルヘシ於是乎此ノ如キ事情ノ存セル場合ニハ夫ヲシテ其婦ノ産メル子ノ我子ニアラサルコト否認スルヲ得セシメサルベカラズ夫ガ有スル此權利ハ則チ謂フ所ノ否認訴權ナリ

此權利ハ只々夫ノミニ屬ス如何ナル場合ニ於テモ婦ニ屬スルコトハアラザルナリ何トナレバ子ハ夫ニ關セズニ懷胎スルコトアルモ母ノ胎ヲ假ラスニ産マルルコトハ能ハザルガ故ニ子ヲ産メルノ人ハ則チ其子ノ母タルコトハ疑フベカラサル也否認訴權ハ親ノ如クニ觀ユルモ其實親ニアラサルモノニ與フル所ノ權利ナルコトハ余ガ右ニ爲セ

ル説明ニヨリテ明ラカナルベシ其レ然ルトキハ實際親タルニ相違アラサル母ニ否認訴權ノ存スベカラザルヤ明ラカナルベシ

第百條 否認訴權ハ夫ノミニ屬ス但子ノ出生後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第百一條 夫カ民事上ノ禁治產ヲ受ケタルトキハ後見人又ハ後見監督人ハ親族會ノ許可ヲ得テ否認訴權ヲ行フコトヲ得

第百二條 夫カ子ノ出生ノ場所ニ在ルトキハ出生ヨリ三ヶ月ノ期間内ニ限り否認訴權ヲ行フコトヲ得但夫カ婦ト住家ヲ異ニシ又ハ婦カ子ノ出生ヲ夫ニ隱秘シタルトキハ此期間ハ子ノ出生ヲ知リタル日ヨリ起算ス
若シ夫カ遠隔ノ地ニ在ルトキハ訴權ノ期間ヲ四ヶ月トシ子ノ出生ヲ知リタル日ヨリ起算ス

第三節 庶子及ヒ私生子ノ嫡出子ト爲ル權

(隱秘)トハカクシテ知ラセザルヲ云フ
(遠隔)トハ遠ク隔タレルヲ云フ

(解) 正當ノ婚姻ニヨリ作爲セラレタルニアラザル子ヲ嫡出子ト爲シ之ヲ適法ノ婚姻ニヨリ生レタル子ト同一ニ對遇セラルルニ至ラシムルハ遠ク羅馬法ニ既デニ行ハルルヲ見ルナリ今學理上ヨリ其定義ヲ下サバ父母ノ適當ニ婚姻ヲ爲スニ因リ又ハ適法ノ婚姻ヲ爲セル後ニ爲ス父ノ認知ニ因リ嫡出ノ子タル品位ニ登ホルヲ云フト言フヲ得ヘシ然レモ此事タル事實ニ違フ者ナレハ法律ノ明定アルコアラサレハ存スルヲ得ザルモノニシテ而シテ此事タル法律ノ恩惠ヲ以テスルニアラサレハ即チ到底説明スルヲ能ハザルナリ

佛蘭西民法ノ規定ニ付キ之ヲ視ルニ佛國法律ハ嫡出子ト私生子トノ只二種ノ子ヲ認ムルニ過キザルモ私生子ノ中ニ付テ相互ヒニ婚姻ヲ爲サズ又婚姻ニ就テノ關係存セス且ツ相互ヒニ法律カ婚姻ヲ爲スヲ禁ズル所ノ親屬ニ非サル二人ノ交通ヨリ作爲セラレタル

者即チ單純ノ私生子ト二人ノ中少クモ一方カ婚姻ノ關係ヲ有スル者トノ間ニ爲サレタル交接ノ結果トシテ作爲セラレシ者即チ姦通ノ子ト法律カ婚姻ヲ爲スヲ禁ズル親屬間ニ於テ爲サレタル交接ニヨリテ作爲セラレタル者即チ亂倫ノ子ト三種ニ細別シ單純私生子ハ其作爲セルモノニ之ヲ認知スルヲ許スモ他ノ二種ノ子ニハ之ヲ許サズ單純私生子ニハ適法ニ子タルノ證明學カニ於テハ其父母ノ相續兄弟等ノ相續ニ於テ或ル重大ノ權利ヲ行フヲ許セルモ他ノ二子ニハ母ノ相續ニ於テ只少許ノ權利、權利ト言フニ足ラザル程ノ極メテ輕微ナル權利ヲ付與セルニ過ギズ是レ德義ノ感情ニ支配セラレタル結果ニ外ナラス余輩ハ佛國立法官ノ德義ヲ尊重スルニ強キヲ賞ス然レトモ怒ヲ遷セテ以テ毫モ辜ナキモノニ責罰ヲ被ラシムルハ何事ソ法律ニ背キ有罪ナル快事ヲ爲セルモノハ疾ムヘシ故ニ之ヲ罰シ之ヲ懲サ、ルベカラズト雖ドモ此者等ノ爲メ

ニ作爲セラレタル者果シ何等ノ罪アルカ其責ムベキ點ハ何處ニ存
 スル、人ノ罪ヲ犯セルカ爲メニ責テ其所爲ニ與カラサリシ他人ニ
 負ハシムルニ至リテハ余ハ如何ニ之ヲ考索スルモ其適當ナル理由
 ヲ發見スルコト能ハサルナリ我立法官ノ佛國立法官ノ爲セル此誤謬
 ヲ襲ハサリシハ余ノ大ヒニ謝スル所ナリ

嫡出ノ子ニアラサルモノヲ嫡出ノ子ト爲スヲ許スハ余カ右ニ述ベ
 グル佛國立法官ノ誤謬ニ付キ之レヲ考ヘテバ設ケサルベカラザル
 眞制タルヲ知ルニ充分ナルベシ子ニハ責ムベキ點在リテ存セズト
 モ然レドモ其子ハ少クトモ不適當ノ方法ニテ作爲セラレタルモノ
 ナレバ之ヲ嫡出ノ子ト同視スベカラサルヤ明ラカナリ父母カ爲シ
 得ル丈ケノコトヲ爲シテ以テ其不規則ナリシノ點ヲ補ヒタル上ハ之
 レニ瑕瑾ノ滌除ヲ得セシメサルベカラザルナリ倘シ此ノ如キ規則
 ヲ設クルニ於テハ其結果私通ヲ勸奨スルニ至ルベシノ淺薄ナル恐

怖ニ出デテ之ヲ取ラサル彼ノ英國ノ制度ノ如キハ論スルニ足ルベ
 キ價アルヲ見サルナリ

第三百三條 庶子ハ父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子ト爲ル

私生子ハ父母ノ婚姻ノ後父ノ認知シタルニ因リテ嫡出子ト爲ル

第三百四條 死亡シタル子ト雖モ前條ノ規定ニ依リ嫡出子ト爲ル此

合ニ於テハ其効力ハ子ノ生ミタル子チ利ス

第三百五條 父母ノ婚姻ノ時マテニ父子ノ分限確定シタル者ハ確定ノ

日ヨリ又婚姻ノ後ニ確定シタル者ハ確定ノ日ヨリ嫡出子ノ權利チ

有ス

第七章 養子縁組

(解) 養子縁組ノコトハ佛國民法ニモ之レアレ併シ佛國ニハ古來
 ヨリ存セル者ニアラズシテ普魯西國ノ法律ヨリ之ヲ取り來レルコ
 トハ疑チ容レザルナリ

(確定)トハ動かカス
 ベカラザルニ至レ
 ル有様ヲ指シテ云
 フ

養子縁組トハ、養親ガ己レノ家督ヲ繼カシムルノ目的ヲ以テ己ト
養子トノ間ニ親タリ子タルノ關係ヲ作為スヘク人ノ子ヲ賞ヒ受ク
ルヲ言フナリ

養子ヲ爲スノ一ハ古來我朝ニ存スル所又印度ニモ古クヨリ此制度
ノ行ハレシヲ見ル思フニ我邦ノ俗タル家名ヲ尊ブコト甚ダシク其
斷絶ヲ以テ祖先ニ對スル罪トシ痛ク之レヲ憂フルヲ見ル之レヲ以
テ子ナキモノハ養子ヲ爲シテ以テ其家名ヲ繼カシムルノ俗頗フル
熾ンナリ此制ヤ之ヲ批難スルモノナキニアラスト雖トモ（小野梓
君著民法之骨上卷參看）養子ノ制タル婚姻ノ如ク一ノ契約ニシ
テ其意ニ欲セザレバ之ヲ爲スヲ要セザルノミナラズ從來行ハレ居
ル結果ニ付キテ之ヲ見ルモ格別著シキ弊ノアルヲ見ズ然レバ即
チ之ク行ハルル慣習ヲ認メテ之ヲ許スモ決シテ不當ナリト言フ
ヘカラザルナリ

第一節 養子縁組ニ必要ナル條件

（解） 養子ハ己レノ家督ヲ繼カシムルカ爲メニ之ヲ爲サルモノ
ナルカ故ニ家督相續ヲ爲スベキ男子アルニ於テハ養子ヲ爲スノ必
要アルヲナシ故ニ之ヲ許スヘカラズ

戸主ニアラサルモノハ家督ノ繼カシムヘカラサルモノナシ然レト
モ推定家督相續人ハ他ニ家督ヲ繼クヘキノ望ミアルモノナレバ繼
クヘキ家督ノ全クアラサルモノトハ同ク視ルヲ能ハサルナリ故
ニ前者コハ養子ヲ爲スヲ許スヘカラサルモ後者ハ之ヲ爲ササル
ヘカラズ

養子縁組ハ親子ノ關係ヲ作為スルモノナリ而シテ子ニシテ親ヨリ
年長ナルモノアルベキヲナケレバ養子ハ必ラズ養親ヨリ若年ナラ
サルベカラズ其養親ガ成年ナルヲ要スルモノハ能ク利害ノ所在ヲ
考究シ得ルニ至ルヲ待ツモノナリ

今養子ヲ爲スニ就キ要スル條件ヲ擧グレバ養親ト養子トニ共通ノモノト養親ト養子ノ各自ニ特別ノモノトノ三種ニ分ツテ得ベシ其兩者ニ共通ノモノハ養親及養子ハ共モ養子ヲ爲スニ付キ承諾セサルベカラサルヲ即チ是ナリ其養親ニ要スル特別ノ條件ハ第一、養子ト爲ルベキモノヨリ年長ニシテ且成年ナラサルベカラズ第二、家督相続ヲ爲スベキ男子アラサルヲ第三、配偶者アリ其意思ヲ表ハシ得ル時ハ其ノ承諾アリタルヲ第四、養子ト爲ルベキモノノ後見人タリシニ於テハ管理ノ計算ヲ成セシヲ第五、戸主又ハ推定相続人ニシテ戸主ノ許諾ヲ經タルヲ即チ是ナリ其養子ニ具セサルベカラサル條件ハ第一、他人ノ養子ト成リシモノニアラザルヲ第二、戸主又ハ推定相続人ニアラザルヲ第三、配偶者アルトキハ配偶者ノ承諾セルヲ第四、養親タルベキモノヨリ年少ナルヲ第五、日本人タルヲ即チ是レナリ若シ夫レ其然ラサルヲ得サル理由ノ如

キハ此小冊子中ニ陳フベキ餘地ヲ有セサルカ故ニ他ノ註釋書ノ出ヅル時ニ譲ラン

第百六條 何人ト雖モ養子ト爲ルベキ者ヨリ年長ニシテ成年ナルニ非テハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

遺言ヲ爲ス能カアル者ハ遺言養子ヲ爲スコトヲ得

第百七條 家督相続ヲ爲スコトキ男子アル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第百八條 後見人ハ管理ノ計算ヲ爲ササル前ニ被後見人ヲ養子ト爲スコトヲ得、且遺言養子ト爲スハ此限ニ在ラス

第百九條 戸主ニ非サル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス但推定家督相続人ニシテ戸主ノ許諾ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

第百十條 配偶者アル者ハ其配偶者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ養子ヲ爲スコトヲ得ス但配偶者カ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ此限ニ

在ラス

配偶者アル者ハ其配偶者ト一致スルニ非ザレハ養子ト爲ルコトヲ得ス

第百十一條 家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ他人ノ養子ト爲ルコトヲ得ス

又推定家督相續人ハ他人ノ養子ト爲ルコトヲ得ス

然レトモ分家ヨリ本家ヲ承繼スル必要アルトキハ本條ノ規定ヲ適用セス

第百十二條 外國人ハ日本人ノ養子ト爲ルコトヲ得ス

第二節 養子縁組ノ儀式

(解) 養子縁組ノ契約タルハ既デニ述ベシ所ナリ此契約ハ證人

二人ノ立會ヲ得テ慣習ニ從ヒ縁組ノ儀式ヲ行フニ因リテ爲ル者ナルカ故ニ(第百十三條)婚姻ノ契約ニ同シク又是レ一ノ要式的契約

ナリ故ニ其儀式ニシテ執行セラレザル中ハ假令協議ノ調ヒル後ニアルモ之ヲ爲サザルヲ得ルナリ

養子縁組ヲ爲スニ付テハ身分取扱吏ニ縁組ノ申出ヲ爲ス時ニ或書類ヲ出サシムルモノハ養子縁組ヲ爲スニ付キテ妨ト爲ルベキ法律上ノ原因ノ有無ヲ調査セシメメナリ

而シテ其養子ト爲ルベキ者ガ或ル年齢ニ達セズ又尊屬親ヲ有スル者ニ自ラ欲スル所ニ任セテ養子ト爲ルコトヲ許ササル者ハ一ハ利害ヲ考量スルニ粗ナルヲ補ヒ一ハ尊屬親ヲ畏敬シ之レニ服從セシムルニ在リトス

第百十三條 養子縁組ハ當事者ノ承諾ニ因リテ成ル此承諾ハ証人二人ノ立會ヲ得テ慣習ニ從ヒ縁組ノ儀式ヲ行フニ因リテ成立ス

縁組ノ儀式ヲ行フニ付テハ第四十三條、第四十六條及ヒ第四十八

條ノ規定ヲ適用ス

條百十四條

當事者ハ身分取扱吏ニ縁組ノ申出ヲ爲ス時ニ於テ左ノ

書類ヲ差出タス可シ

第一 養子ヲ爲ス者及ヒ養子ト爲ル者ノ出生證書又ハ之ニ代用

スル保証書

第二 家督相續ヲ爲ス可キ男子ナキコトヲ証スル身分取扱吏ノ

認定書又ハ推定家督相續人廢除ノ證書

第三 配偶者ノ承諾書又ハ承諾ヲ得ル能ハサル事由ヲ証スル書

類

第四 後見管理ノ計算ヲ爲シタル証明書

第五 縁組ニ必要ナル承諾書又ハ承諾ヲ得ル能ハサル事由ヲ証

スル書類

第百十五條

滿十五年ニ至ラサル子ノ縁組ハ父母之ヲ承諾スルコト

ヲ得

父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方

ニ於テ縁組ヲ承諾スルコトヲ得

父母共ニ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ其家ノ祖父母

若シ其一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方

ニ於テ縁組ヲ承諾スルコトヲ得

第百十六條 滿十五年ニ至リタル者ハ父母ノ承諾ヲ受ケテ縁組ヲ承

諾スルコトヲ得

父母ノ一方カ死去シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方

ノ承諾ヲ以テ足ル

父母共ニ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ其家ノ祖父母

ノ承諾ヲ受ク可シ若シ祖父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル

能ハサルトキハ他ノ一方ノ承諾ヲ以テ足ル

第一百七七條 父母、祖父母悉ク死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ二十年未滿ノ者ニ限り前二條ニ定メタル年齢ノ區別ニ從ヒテ後見人之ヲ承諾シ又ハ其許諾ヲ與フ

第一百十八條 私生子ノ養子縁組ニ付テハ母之ヲ承諾シ又ハ其許諾ヲ與フ

父母ノ知レサル子ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用ス

第一百十九條 前數條ノ場合ニ於テ繼父又ハ繼母アルトキハ第三十八條第三項ノ規定ヲ適用ス

第一百二十條 育児院ニ在リテ父母ノ知レサル子ノ縁組ハ二十年未滿ニ限り第一百十五條及ヒ第一百十六條ニ定メタル年齢ノ區別ニ從ヒテ院長之ヲ承諾シ又ハ其許諾ヲ與フルコトヲ得

第一百二十一條 婚養子縁組ニ付テハ婚姻ノ申出ヲ爲ス時ニ於テ當事者ハ婚養子縁組ヲ爲スノ意思ヲ身分取扱吏ニ申出ツ可シ

此縁組ニ必要ナル條件ノ欠缺スルトキハ身分取扱吏ハ婚姻ノ儀式ヲ差止ムルコトヲ得

此縁組ハ婚姻ノ儀式ヲ行フニ因リテ成ル

第一百二十二條 遺言養子縁組ハ遺言書ヲ以テ之ヲ爲ス

此遺言ハ養子ヲ爲ス者ヲ死亡日ニ家督相續ヲ爲ス可キ卑屬親アルトキハ其効ヲ失フ

第一百二十三條 遺言養子ヲ爲ス者ノ死亡シタルトキハ第一百十五條以下ノ規定ニ從ヒテ縁組ノ承諾ヲ爲ス可シ

第一百二十四條 縁組ノ儀式ヲ行ヒ又ハ縁組ノ受諾ヲ爲シタルトキハ當事者ヨリ十日内ニ身分取扱吏ニ届出ツ可シ但此届出ハ代理人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第一百二十五條 第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ之ヲ縁組ニ適用ス但本章第一節ニ定メタル條件ニ違背セサルコトヲ要ス

第三節 養子縁組ノ證據

(解) 余カ此ニ述ベント欲スル所ノ者ハ本篇第四章第五節婚姻成立ノ證據ナル題目ノ下ニ於テ述ベタルモノト異ナルヲナレバ讀者ニ之ヲ復讀セラレントノ注意ヲ記スルニ止マリ更テ之ヲ復言スルヲ爲ササルベシ

第二百二十六條 縁組ハ縁組證書ヲ以テ之ヲ證ス但第二百九十一條ノ

規定ノ適用ヲ妨ケス

第五十四條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ適用ス

第四節 養子縁組ノ不成立及ヒ無効

(解) 此ニ所謂ル不成立ナル語ハ本篇第四章第四節ノ下ニ於ケル不成立ナル語ト其義ヲ同フシ此ニ所謂ル無効ナル字ハ又其所ニ所謂ル無効ナル字ト其意ヲ等フスルニヨリ無効ノ養子縁組契約ト不成立ナル養子縁組契約トノ間ニ存スル差別モ亦彼此異ナルヲナシ

之ヲ以テ此處ニハ別ニ之ヲ言ハズ唯々左ニ如何ナル條件カ具ハラサル時ハ養子縁組契約ヲシテ不成立ナラシメ如何ナル理由ノ存スルモノハ養子縁組契約ヲ無効タラシムルカ其理由ヲ列擧シ示スニ止メントス

養子縁組契約ヲ不成立ト爲スノ理由ハ左ノ如シ

人違 喪心又ハ強暴ニ遭ヒ承諾ノ全ク欠ケタルヲ

故ニ養子縁組ヲシテ不成立タラシムルハ只一ノ理由ニ過キスト言フベシ然レトモ無効ノ理由ハ甚ダ多シ

第一 本章第一節ニ於テ養子ヲ爲スニ要スル條件トシテ掲ゲタル其中ノ一ニ違ヒルヲ

第二 第二百二十九條ノ理由中ノ一ガ存スルヲ

第三 第二百十六條乃至第二百二十條ニテ定メラレタル者ノ與フベキ許諾ノ欠缺セルヲ

第四 強暴ノ爲メニ承諾コ瑕疵アラシメタル

等皆ナ是ナリトス故ニ之ヲ唱フルニ利害ノ關係ヲ有スルモノハ其所爲ニ付キ責ムベキ点ノ存セサル時ニハ皆之ヲ唱フルヲ得ヘシ此無効ヤ此不成立ヤ皆ナ法律ノ重要ナル事項ニ背キテ爲セル所爲ノ報酬ニシテ即チ法律ノ効力ヲ確保スル制裁ナリトス

第二百二十七條 縁組ハ人違、喪心又ハ強暴ニ因リテ承諾ノ全ク欠缺シタルトキハ不成立トス

第二百二十八條 縁組ハ本章第一節ニ定メタル條件ノ一二違背シタルトキハ無効トス

此無効ハ第三百十條ノ場合ヲ除ク外當事者其他現實ノ利益ヲ有スル者及ヒ檢事ヨリ何時ニテモ之ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十九條 縁組ハ左ノ場合ニ於テ無効トス

第一 縁組ノ申出ヲ爲サス又ハ身分取扱吏ノ差止ヲ受ケタルコ

拘ハラス儀式ヲ行ヒタルトキ

第二 證人二人ノ立會ナクシテ儀式ヲ行ヒタルトキ

第三 第四十八條ノ規定ニ違ヒテ儀式ヲ行ヒタルトキ

第四 縁組ノ申出ヲ受ケタル身分取扱吏ノ管轄違ナルトキ

此無効ハ儀式後一ケ年内ニ限り前條ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ請求スルコトヲ得

第三百十條 第八條又ハ第九條但書ノ規定ニ違ヒタル縁組ノ無効ハ被後見人又ハ養家ノ戸主ニ非サレハ之ヲ請求スルヲ得ス

被後見人カ成年ニ至リ又ハ戸主カ縁組ヲ知リタル後縁組ヲ認諾シ又ハ三ヶ月ヲ過キタルトキハ其訴權ヲ失フ

第三百十一條 強暴ノ爲メ承諾ニ瑕疵アル縁組ノ無効ハ強暴ヲ受ケタル者ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得但強暴ヲ免カレタル後縁組ヲ

認諾シ又ハ三ヶ月ヲ過キタルトキハ其訴權ヲ失フ

第三百二十二條 第三百十六條乃至第二十條ニ定メタル許諾ナクシテ爲シタル縁組ノ無効ハ許諾ヲ與フ可キ者又ハ許諾ヲ受ク可キ者ニ非ケレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第六十條第二項、第六十一條及ヒ第六十二條ノ規定ハ此無効訴訟ニ之ヲ適用ス

第三百二十三條 婿養子縁組ニ付テハ當事者ハ縁組又ハ婚姻ノ無効言渡テ原因トシテ婚姻又ハ縁組ノ無効ヲ請求スルコトヲ得但無効言渡ノ後三ヶ月ヲ過キタル片ハ其訴權ヲ失フ

第五節 養子縁組ノ効力

(解) 養子ハ己レノ家督ヲ相続セシムルカ爲メニ他人ノ子ヲ養テ己レノ所生ノ子ト同シクスルモノナルガ故ニ其契約ノ成レル上ハ嫡出ノ子ト同シキ關係ヲ親子ノ間ニ形クテサルベカラザルナリ故ニ嫡出子ノ其親ニ對シテ有スル權利義務ノ如何ナル方チ知

レル讀者ニ對シテハ之ヲ述フルノ必要ナキナリ

第三百二十四條 養子ハ縁組ノ日ヨリ養家ニ於テ嫡出子ノ權利及ヒ義務ヲ有ス

第三百二十五條 養子ハ特別ニ職業ヲ營ムニ因リテ取得シタル利益及ヒ其齎帶シ又ハ相続、贈與若クハ遺贈ニ因リテ取得シタル財産ノ所有權ヲ有ス但未成年中ノ財産管理ハ第九章ノ規定ニ從ヒテ養父母ニ屬ス

第六節 罰則

第三百二十六條 縁組申出ノ時ニ必要ノ書類ヲ差出タサシメサル身分取扱吏ハ一圓以上二十圓以下ノ過料ニ處ス

縁組ノ不成立又ハ無効タル可キ法律上ノ原因アルコトヲ知リテ其儀式ヲ行フチ差止メサル身分取扱吏ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八章 養子ノ離縁

(解) 合テ諾セルモノハ離ニ就テモ亦諾シ得ザルベカラズトノ古ノ規則ハ今仍ホ其正確ヲ失ハズ而シテ婚姻ニ於テ其破斷ヲ許ササルベカラズトセバ之レト幾ンド其趣ヲ同フスル養子縁組ノ契約ニ於テモ亦然ラザルヲ得サルノ理ヲ發見スルナルベシ

我立法者ハ多クノ場合ニ於テ養子縁組ノ契約ト婚姻ノ契約ト同視セルガ離縁ノ方法ニ於テモ亦婚縁ノ破斷ニ於ケルガ如ク協議上ノモノト特定原因ニ因レルモノトノ二種アルヲ認メタリ

第一節 協議ノ離縁

(解) 協議ニ因レル此離縁ノ場合ニ於テ讀者ニ異様ノ感覺ヲ爲サシムルモノハ第三百三十七條末項ノ規定ナルベシ倘シ離縁ヲ以テ合テ諾セルモノハ離ヲ諾シ得サルベカラズトノ古ノ規則ヲ認メタルモノニ過ギズトセバ滿十五年以上ヲ經過セル時ニモ例外ヲ設ケ得

ベカラサルニ似タリ然ルニ立法者ハ協議ヲ以テ爲シ得ル離婚ノ年期ニ制限ヲ付セリ是レ如何ナル理由ニ基ケルモノナルカ必ラズヤ故アリテノ事ナルヘキモ養子縁組契約ニ似タル婚姻破斷ノ協議ニ付此種ノ制限ナキニ獨リ此場合ニノミ存セサルハ我レ得テ其理由ヲ説明スルヲ能ハザルナリ故ニ疑ヲ記シテ識者ノ教示ヲ祈ル

第三百二十七條 養子ヲ爲シタル者及ヒ養子ト爲リタル者ハ協議ヲ以テ離縁ヲ爲スコトヲ得

然レトモ十五年未滿ニテ養子ト爲リタル者ノ離縁ハ滿十五年ニ至ラサル間ニ限リ養子ヲ爲シタル者ト縁組承諾ノ權ヲ有スル者トノ協議ヲ以テ之ヲ爲ス

第三百二十八條 離縁ヲ爲サントスル養子ハ縁組承諾ノ爲メ定メタル規則ニ從ヒ其父母、祖父母又ハ後見人ノ許諾ヲ受クルコトヲ要ス

第三百二十九條 當事者ハ離縁協議書ニ左ノ書類ヲ添ヘテ身分取扱吏ニ届出ツ可シ

第一 縁組証書

第二 離縁ノ爲メニ必要ナル許諾書又ハ許諾ヲ得ル能ハサル事由ヲ証スル書類

第二節 特定原因ノ離縁

(解) 養子ハ已レノ家督ヲ相續セシムルノ目的ヲ以テ他人ノ所生ニ係ル者ヲ養フテ子トスルモノナルカ故ニ其家名ニ侮辱ヲ加ヘ又ハ家産ノ蕩盡ヲ爲シ家ノ不爲ヲ爲スモノノ如キハ之ヲ離縁セシメサルベカラザルナリ其養子ヨリ養家ノ尊屬親ニ對シ養家ノ尊屬親ヨリ養子ニ對シテ暴虐脅迫ヲ加ヘ又ハ遺棄ヲ爲スガ如キ一ノ相互ニ離縁ノ原由タル一ハ別ニ論ヲ待マザルナリ

第四百十條 離縁ハ左ノ原因アルニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得

ス

第一 養子ヨリ養家ノ尊屬親ニ對シ又ハ養家ノ尊屬親ヨリ養子

ニ對スル暴虐、脅迫、遺棄又ハ重大ノ侮辱

第二 重罪ニ因レル處刑

第三 竊盜又ハ詐欺取財ノ罪ニ因レル重禁錮一年以上ノ處刑

第四 浪費

第八十二條及ヒ第八十八條ノ規定ハ離縁ニ之ヲ適用ス

第四百十一條 離縁ヲ請求スル訴權ハ養子ヲ爲シタル者及ヒ養子ト

爲リタル者ノミニ屬ス

養子ヲ爲シタル者又ハ養子ト爲リタル者カ死亡シタルトキハ離縁ノ訴權ハ消滅ス但訴訟中ニ死亡シタル場合ニ於テハ現實ノ利益ヲ有スル者其訴訟ヲ續行スルコトヲ得

第四百十二條 養子ヲ爲シタル者カ禁治産中ニ在ルトキハ後見人又

ハ後見監督人ハ親族會ノ許可ヲ得テ離縁ヲ請求スルコトヲ得

養子ト爲リタル者カ禁治産中ニ在ルトキハ寄家ノ父母、祖父母又

ハ戸主ヨリ離縁ヲ請求スルコトヲ得

第一百四十三條 養子ノ滿十五年ニ至ラサル間ハ縁組承諾ノ權ヲ有ス

ル者ヨリ離縁ヲ請求スルコトヲ得

第一百四十四條 養子カ養父母ト同居スルトキハ裁判所ハ離縁ノ訴訟

中養子ヲシテ住家ヲ去ラシムルコトヲ得

此場合ニ於テハ養子ハ衣服其他ノ日用物品ヲ持去リ且必要アルト

キハ養料ヲ請求スルコトヲ得

裁判所ハ養子ノ請求ニ因リテ其財産ヲ保存スル爲メニ必要ナル處

分ヲ命スルコトヲ得

第一百四十五條 離縁ハ養子ノ家督相續後之ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 離縁ノ效力

(解) 養子縁組ノ離縁ハ養子縁組ノ契約ニ因リ親子ノ關係ノアラ

サリシ者ノ間ニ作爲セラレタル親タリ子タリノ關係ヲ破滅スルニ

アルガ故ニ離縁ノ後ニハ此關係全ク止熄シ舊ノ他人ト爲ルガ故ニ

法律ヲ以テ特ニ規定シアラサル限りハ他人ト他人トノ關係ト同一

ナルニ至ルベキナリ

其婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁ヲ請求シ又ハ離縁ヲ原因トシテ離

縁ヲ請求スルコトヲ得セシムルモノハ養子縁組ト婚姻トノ間ニ密接

ノ關係アリ相互ヒニ原因ヲ爲セルモノナリト法律ニ於テ思料セル

ニ由ル之ヲ以テ離縁又ハ離縁ノアリシヨリ請求スルコトナシニニケ

月ヲ經過セル時ニハ其訴權ヲ失ハシメサルベカラス何トナレバ婚

姻ト養子縁組トノ間ニ密ナル關係ノアリシモノハ其訴權ヲ行ハズ

ニ爾カク永キ時間ノ間黙過スルコトアラサルベケレバナリ

第一百四十六條 離縁ハ其届出又ハ裁判確定ノ後ニ非サレハ效力ヲ生

セス

第四百十七條 離縁ト爲リタル養子ハ自己ノ過失ノ有無ニ拘ハラズ其所有財産ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得但養家ノ爲メニ消費シタルモノハ此限ニ在ラス

第四百十八條 婚養子縁組ニ付テハ當事者ハ離縁ヲ原因トシテ離婚ヲ請求シ又離婚ヲ原因トシテ離縁ヲ請求スルコトヲ得但離婚ハ離縁ヨリ三ヶ月ヲ過キタルトキハ其訴權ヲ失フ

第九章 親 權

(解) 親權トハ子ノ丁年又ハ後見免除ニ至ル迄ノ間子ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ親ガ子ノ身上及財産ノ上ニ行フベク法律ガ與ヘタル權利ノ集合ヲ謂フ此等ノ權利ハ親ガ養子ニ對シテ有スル鞠育扞護ノ義務ヲ盡スニ付キ容易ナラシムルモノトス
佛朗西民法ハ此種ノ權利ヲ呼ブニ父權ナル語ヲ以テセリ然レドモ

此稱呼ハ甚ダ穩ヤカナラズ何者此權ヲ有スルモノハ父ノミニアラズ母モ父ニ同シク有スルモノナレバナリ其父ノミニ之ヲ行ハシムルモノハ之ヲ母ト父トノ二人ニ同時ニ行ハシムルニ於テハ兩權相抵觸シテ子ハ其適從スル所ヲ知ラサルノ弊アルニ由ル故ニ此愛ノナキ時即チ父カ其有セル親權ヲ行フ能ハザルノ地位ニ在ル時ニハ母ヲシテ之ヲ行ハシムルニアラズヤ之ヲ如何ゾ意義ノ狹隘ナル父權ナル語ヲ以テ言ヒ顯ハスヲ得ンヤ
親權ニ二種アリ子ノ身上ニ對スル權利及子ノ財産上ニ有スル權即チ是レナリ

第一節 子ノ身上ニ對スル權

(解) 親ガ子ノ身上ニ對シテ有スル權利ハ分テ之ヲ二種ト爲スヲ得ヘシ一ハ則チ守護監督ヲ爲スノ權ナリ親ハ此權ヲ有スルガ故ニ其子ヲ教育スルニ付テ適當ナリト思料スル方法ヲ選ブテ得ベク又

子ヲシテ自己ノ家ニアラシムルヲ得ベシ自己ノ家ニ在ラシムルヲ得ルガ故ニ其許可ヲ得ズシテ其住家ヲ去レル時ニハ強制シテ歸家セシムルヲ得ベシ

他ハ懲戒ヲ加フルノ權ナリ親ハ此權利ヲ有スルカ故ニ其子ノ命令指示ニ隨ハズ其爲ス所ノ教導監督ヲ無効ナラシムルノ有ニ於テハ之ヲ懲ラノ將來ヲ戒シムルヲ得ベシ夫レ法律ハ制裁ノ之ヲ守ラハル者ニ及フアリテ始メテ完全ニ執行セラルル者ナレバ親ノ子ニ對シテ有スル守護監督ノ權利モ亦之ヲ行ハレシムルニハ懲戒ノ權利ノ必要ナルヲ知ラン然レドモ又無限ニ其權利ヲ行フヲ得セシムベキニアラザレバ之ヲ適當ノ限域内ニ制限セサルベカラス而シテ其如何ナル程度迄カ適當ノ度ナルカ如何ナル點ニ及ビテ過度ノ稱ヲ得ルニ至ルカハ是レ事實ニ屬スルノ問題ナレバ判事ノ專恣ナル認定ニ依リテ始メテ定マルモノトス

(親權)トハ子ニ對シテ親タルノ資格ガ有スル權利ナリ

(感化場)トハ徐々ト誨ヘ諭トシテ性質ノ不良ヲ矯ムベク爲ス所ノ場所ヲ云ヒ(懲戒場)トハ懲ラシ困ラシメ以テ其將來ヲ慎マシムベク爲ス處ヲ云フ故ニ前者ハ其方法大ヒニ緩ヤカナレバ後者ハ之レニ別反シテ急ナルノ別アリ

(代表)單ニ代ハリトスルト云フニ同シ

第四百九條 親權ハ父之ヲ行フ

父死亡シ又ハ親權ヲ行フ能ハサルトキハ母之ヲ行フ父又ハ母其家ヲ去リタルトキハ親權ヲ行フコトヲ得ス

第五百十條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ受クルニ非

サレハ父母ノ住家又ハ其指定シタル住家ヲ去ルコトヲ得ス子カ許可ヲ受ケスシテ其住家ヲ去リタルトキハ父又ハ母ハ區裁判所ニ申請シテ歸家セシムルコトヲ得

第五百十一條 父又ハ母ハ子ヲ懲戒スル權ヲ有ス但過度ノ懲戒ヲ加

フルコトヲ得ス

第五百十二條 子ノ行狀ニ付キ重大ナル不滿意ノ事由アルトキハ父

又ハ母ハ區裁判所ニ申請シテ其子ヲ感化場又ハ懲戒場ニ入ルルコトヲ得

入場ノ日數ハ六個月ヲ超過セサル期間内ニ於テ之ヲ定ム可シ但父

又ハ母ハ裁判所ニ申請シテ更ニ其日數ヲ増減スルコトヲ得
 右申請ニ付テハ總テ裁判上ノ書面及ヒ手續ヲ用ユルコトヲ得ス
 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キテ決定ヲ爲ス可シ父、母及ヒ子ハ其決
 定ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二節 子ノ財産ノ管理

(解) 幼者ノ經驗ニ乏シキ之レニ財産ノ管理ヲ放任スルハ宜シキ
 ナ得タルモノニアラズ當ニ宜シキヲ得ザルノミナラズ其極メテ幼
 稚ナルモノニ至リテハ則チ管理ヲ爲スト能ハサルナリ故ニ親タル
 モノチシテ其子ノ身上ニ監督保護ノ權利ヲ有セシムルガ如ク其財
 産上ニモ亦管理ノ權ヲ有セシメサルヘカラス況ンヤ幼者ニ金錢ヲ
 自由ニセシムルガ如キハ其教育上ニ大ナル障礙ヲ與フルモノナル
 ニ於テチヤ故ニ我立法官ハ未成年ナル子ノ財産ニ付キ父ニ管理ヲ
 爲スノ權利ヲ附與セリ必要アリテ此權利ヲ附與ス父カ之ヲ行ヘル

(所有權)トハ不
 獨ノ方法ヲ以テ
 專物ヲ使用シ以テ
 一物ヲ得ル權利
 シ處分シ得ル權
 ナリ

所ノ凡ベテノ行爲ハ其子ニ對シテ効アリ子自カラガ之ヲ行ヒルト同
 ジク視サルヘカラサルヤ論ヲ待タザルナリ

第一百五十三條 父ハ未成年ナル子ノ總テノ行爲ニ付テ之ヲ代表シ自
 己ノ財産ニ於ケル如ク其財産ヲ管理ス

第一百五十四條 父ノ管理ニ於テハ第九十四條ニ記載シタル行爲ハ
 尙ホ之ヲ管理行爲ト看做ス

第一百五十五條 子ハ特別ニ職業ヲ營ムニ因リテ取得シタル利益及ヒ
 相續、贈與又ハ遺贈ニ因リテ取得シタル財産ノ所有權ヲ有ス

第一百五十六條 父ハ管理ニ止ミタルトキハ子ニ其財産ヲ引渡ス可シ
 但收益ハ子ノ養育教育ノ費用及ヒ管理ノ費用ニ供シタルモノト看
 做ス

第一百五十七條 本節ノ規定ハ母カ子ノ財産ヲ管理スル場合ニ之ヲ適
 用ス

然レトモ母ハ管理ヲ辭スルコトヲ得

第三節 嫡母、繼父及ヒ繼母ニ特別ナル規則

(解) 嫡母繼父及繼母ニ於ケル親權ニ就テノ特別ハ此等ノ者ハ父ニ異ナリ獨立シテ之ヲ行フ能ハサル場合アリテ存スルニ在リ相談人ニ付セラルル場合即ハ是レナリ此ノ如キ特別ヲ設ケシ所以ノモノハ一言以テ之ヲ言ヘバ子ノ利益ヲ保護スルノ一點ニ外ナラザルナリ蓋シ繼父ヤ繼母ハ其親權ヲ行フ所ノ子カ已レノ所出ニアラサルノ故ヲ以テ之レニ對シテ有スル愛情ノ薄キハ自然ノ一ニシテ從テ之レヲ待ツニ苛酷ニ涉ルヲ免カレザレバ也而シテ其財產ノ管理ヲ許スニ就テモ自己ノ利益ヲノミ計リテ子ノ損害ヲ計ルコトナントセズ此ノ如キハ吾人ノ屢々目撃シ耳聞スル所ナリ故ニ其所爲ヲ監督シ其ヲシテ恣ナラサラシムルガ爲メニ協議ニ與カルベキ相談相手ヲ附スルノ必要ヲ見ルナリ嫡母ノ如キハ骨肉ヲ同フセシ親情ノ

(遺言書) トハ死後

第五十八條

嫡母、繼父又ハ繼母ノ親權ヲ行フ場合ニ於テハ相談

アルモノナレバ此ノ如キノ恐レハ萬々ナカルベキモ婦人ハ凡ベテ經驗ニ乏シク且ツ世故ニ慣熟セザルコト常ナルカ故ニ世界ノ行路難チ安全ニ踐ミ涉ルハ困難ナルベキニ由リ子ノ利益ノ爲メニスルニハ之レニ相談人ヲ附シテ協議セシムルノ利益アルヲ見ル然レドモ嫡母ノ中ニモ劫テ男子ニ優ルモノアルベク繼父繼母ニシテ嫡父母ニ優リテ慈愛ノ情ノ深キモノナキニアラザレバ相續人ヲ設クルト否トハ配偶者ノ之レヲ定メサリシ時ハ親屬會議ノ必要ナリト認ムル時ニ限レリ

相續人ヲ設クルノ必要ソレ此ノ如クナリトセバ之ヲ附セラレタル嫡母繼父又ハ繼母ハ親權ヲ行フニ付キ必ラス相續ヲ爲サザルベカラザルナリ立法者ハ其強行ヲ保スルカ爲メニ之レニ從ハサル親權ノ行使者ニ其行使ヲ禁止スルヲ得ル制裁ヲ以テセリ

ニ其効アラシムベク生前ニ認メ置ケル書付ナリ

(権限)トハ權利ト云フニ同シ
(義務)トハ爲不爲ニ付キ拘束セラル、法鎖ナリ
(招集)トハ呼ヒ集ムルコトナリ
(區裁判所)トハ司法部内ニ於ケル最下級ノ裁判所ナリ
(任務)トハ任セラレタル職務ノ謂ヒナリ
(利害關係人)トハ爲メニ利ヲ受ケ又ハ害ヲ受クルモノヲ云フ
(代務者)トハ茲ニ

人ヲ付スルコトヲ得

此相談人ハ配偶者証書若クハ遺言書ヲ以テ之ヲ定メ又ハ親族會其議決ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十九條 相談人ハ後見監督人ト同一ノ權限反ヒ義務ヲ有ス

第六十條 配偶者カ相談人ヲ定メタル場合ニ於テ親族會ヲ招集セサルトキ又ハ配偶者若クハ親族會ノ定メタル相談人ニ相談セサルトキハ區裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ嫡母、繼父又ハ繼母ニ對シテ親權行使ノ禁止ヲ宣告スルコトヲ得

第十章 後見

總則

(解) 後見トハ法律或ヒハ人意ヲ以テ命セラレタル委任ニシテ且ツ之レニ依リ能力ヲ有スル一人ハ後見ヲ免除セラレザル幼者或ヒハ被禁治產者ヲ監護シ其財産ノ管理ヲ爲シ及ビ民法上ノ諸行爲ニ

テハ任務ヲ怠ル後見人ニ代換シテ後見人ノ職務ヲ執ル人ヲ云フ

於テ之ヲ代表スルノ義務ヲ受クル委任ナリ

後見ハ未成年者ノ父又ハ母ニシテ生存スル者ノ死亡ニ因リテ開始ス是レ第六十一條ノ明規スル所ナリ故ニ父母ノ中其一方ノ存在セル時ハ後見ナルモノ存セザルナリ蓋シ子ハ其父又ハ母ノ恩愛ニヨリテ充分ナル保護ヲ得ベキガ故ニ後見ノ如キ規則的ナル錯雜セル制度ノ下ニ委スルハ却テ害アルベキナリ

後見ノ制ニハ必要ナルモノ三アリ後見人、後見監督人、親族會議即チ是レナリ立法者ハ以下ニ其各ノ爲メニ一節ヲ設ケテ規定セリ
第六十一條 後見ハ未成年者ノ父又ハ母ニシテ生存スル者ノ死亡ニ因リテ開始ス

父母共ニハ存シ又ハ其一方ノ生存スルモ親權ヲ行フ能ハサルトキ又ハ母カ子ノ財産ノ管理ヲ辭スルトキモ亦同シ
第六十二條 一家ニ未成年者數人アルモ後見人ハ一人タル可シ

第六十三條 後見人ハ親族會ノ免除ヲ得サル限リハ後見ヲ承諾ス可シ若シ後見人之ヲ承諾セス又ハ其任務ヲ怠ルトキハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ區裁判所ハ代務者ヲ命スルコトヲ得後見人ハ代務者ノ管理ノ費用ヲ負擔シ且其管理ニ付キ責ニ任ス

第七節 後見人

(解) 後見人トハ後見ナル委任ヲ承諾シ幼者或ヒハ被禁治産者ノ身ヲ監護シ其財産ノ管理ヲ爲シ民法上ノ行爲ニ於テ代表スル所ノモノヲ謂フ

幼者ハ知識薄ク經驗ニ乏シ故ニ之レニ財産ヲ治メシメ其欲スル所ニ放任スルハ幼者ノ爲メニ利ナラズ而シテ又被禁治産者ハ事實上又ハ法律上、自カラ其産ヲ治ムル能ハサルモノナレバ之レニ代ハリテ管理ヲ爲スモノナカルベカラサルナリ
父ハ一家ノ主長ニシテ主宰ノ權利ヲ有ス故ニ其子ノ爲メニ後見人

(調査)トハ調査サレタルトテ記シ置ク書付ナリ

(戸主)トハ一家族ノ長ヲ云フ

ヲ選任スルヲ得ベキハ論ヲ待タズ而シテ母ハ之レニ次デ親權ヲ行ヒ得ルモノナレバ父ガ後見人ノ選任ヲ爲ス能ハザルノ地位ニ至ル時ハ後見人ヲ定ムルコトヲ得サルベカラズ
第六十四條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ其生前ニ於テ親族、姻族又ハ他人ノ中ヨリ後見人タル可キ者ヲ指定スル權ヲ有ス
第六十五條 後見人ノ指定ハ遺言書若クハ証書ヲ以テ之ヲ爲シ又ハ區裁判所ニ口述シテ之ヲ爲ス可シ此口述ニ付テハ調査ヲ作ルコトヲ要ス
第六十六條 父又ハ母ガ後見人ヲ指定セザリシトキハ其家ノ祖父後見人ト爲ル但未成年ノ家族ニ付テハ成年ノ戸主後見人ト爲ル
第六十七條 遺言後見人モ祖父若クハ戸主タル後見人モ有ラサルトキ又ハ此等ノ後見人カ免除セラレ除斥セラレ罷黜セラレ若クハ死亡シタルトキハ親族會ニ於テ後見人ヲ選定ス

(事故)トハ事柄ト云ハンガ如シ

第六十八條 未成年者ヲ有スル人ノ死亡シタルトキ又ハ未成年者ヲ有スル父若クハ母ノ婚姻其他ノ事故ニ因リテ他家ニ入りタルトキハ區裁判所ハ未成年者ノ親族若クハ利害關係人ノ請求ニ因リ後見人ヲ設定スル爲メ親族會ヲ招集ス可シ

第二節 後見監督人

(解) 後見監督人トハ幼者ノ利益ヲ保スルカ爲メニ後見人ノ管理ノ行爲ヲ監察シ後見人ガ幼者ノ利益ニ抵觸スベキ地位ニ至レル時ニ之レニ代ハリテ幼者又ハ禁治産者ヲ代表シ後見ノ欠缺セル時ニ之ヲ選任スル所ノモノヲ謂フ
身ヲ殺シテ仁ヲ爲シ利ヲ殺テ義ヲ行フハ實ニ君子ノ行ニシテ嘉ミスベキニハ相違ナキモ澆季ノ今日ニ於テハ之レヲ望ミ得ベキコアラズ故ニ後見人ニシテ幼者ノ利益ヲ計ルニ不適當ナルベキ地位ニ至ルコトアルヲ豫想シ之レニ其ノ行爲ヲ監察シ又ハ必要ナル場合

(手續)トハ方法ト云フカ如シ成事ヲ爲スニ付キ履踐スベキ順序ナリ

ニ於テハ之レニ代ハリテ幼者ヲ代表スルモノヲ選任スルコトヲ許ササルベカラズ然レドモ我立法者ハ許可法ヲ用ヒテ規定ヲ爲シタレバ其斯ノ如キ恐アルコトナキ場合ニ於テハ之レヲ選任セサルモ可ナリ

第六十九條 後見ニハ一人ノ後見監督人ヲ付スルコトヲ得

後見監督人ハ後見人ヲ定ムルト同一ノ手續ニ從ヒテ之ヲ指定シ又ハ親族會ニ於テ之ヲ選定ス

本章第四節及ヒ第五節ノ規定ハ後見監督人ニ之ヲ適用ス

第七十條 後見監督人ヲ置カサル場合ニ於テ監督ヲ要スルコト有ルトキハ親族會ニ於テ會員一人ヲ選定シ臨時ニ後見監督人ノ任務ヲ行ハシム

第三節 親族會

(解) 親族會トハ幼者又ハ禁治産者ノ最近親ヨリ組成セラルル會

合ニ名ヅク亦是レ後見制度ノ下ニ於テノ必要的機關ニシテ後見人ノ監督ニ任スルモノナリ

本節ニ親族會ノ會員コシテ利害ノ干係アルモノニ協議ニ與カルベキ權利ヲ奪却セルハ人ハ自己ニ親シク利害ノ干係ヲ有スル時ハ公平ノ見ヲ持スルヲ能ハサルハ其常ナルニ由ル

(最近親族)トハ最近トモ近キ親族ノ謂ヒナリ
(補足)トハ不足ヲ足シ充タスヲ云フ

第七十一條 親族會ハ未成年者ノ最近親族三人以上ヲ以テ之ヲ設ク但親族三人ニ滿タサルトキハ未成年者ニ縁故アル者ヲ以テ之ヲ補足ス

本家及ヒ分家ノ戸主ハ親族會ニ列スルコトヲ得

第七十二條 親族會ハ親族、後見人、後見監督人、保佐人又ハ利害關係人ノ求メコ因リテ集會ス

第七十三條 戸主成年ナルトキハ家族ノ爲メ親族會ヲ設クルコトヲ要セス

第七十四條 養子ノ親族會ニハ實家ノ親族モ其ノ會員タルコトヲ得

第七十五條 會員ハ自己ノ利害ニ關係アル會議ニ列スルコトヲ得ス

第七十六條 親族會ヲ設クル能ハサルトキハ區裁判所其事ヲ行フ

第七十七條 未成年者ノ親族會ノ外親族會ヲ組成スル必要アルトキモ亦本節ノ規定ヲ適用ス

第四節 後見ノ免除
(解) 後見ハ一ノ義務的負擔ナリ幼者又ハ被禁治者ノ利益ノ爲メニハ其履々變更セサルヲ欲ス併シ如何ニ義務的負擔ニシテ又如何ニ幼者ノ利益ノ爲メニハ其履々變更セサルヲ欲スト雖トモ社會ノ公益モ之ヲ思ハサルベカラズ後見人其人ノ身上ヲモ察セサルベカ

ラズ故ニ法律ハ其免除ノ一ニ就キテ規定ヲ爲シ以テ此場合ニ處セ
 リ
 此原由ト爲ルベキモノニアリ一ハ當然ノ原由ニシテ第七十八條
 ニ記スル二箇ノモノ即チ是ナリ他ハ決定ニ因レル原由ニシテ後見
 人カ後見免除又ハ其解任ヲ求メタル時ニ親族會ノ協議ヲ以テ之ヲ
 決スルモノ即チ是レナリ

第七十八條

左ニ掲グル者ハ當然後見人タルコトヲ免除セラル

第一 現役ニ服スル軍人、軍屬

第二 被後見人住居ノ市又ハ郡ノ外ニ於テ公務ニ從事スル
 人

人

第七十九條

後見免除ノ求メハ親族會之ヲ決ス後見人解任ヲ求メ
 タルトキモ亦同シ

第五節

後見人及ヒ親族會員ノ缺格、除斥及ヒ廢黜

(當然)トハ何等ノ
 所爲ヲモ要セズト
 ノ謂ヒナリ
 (現役ニ服スル)ト
 ハ現在役務ニ從セ
 ルヲ云フ故ニ豫備
 後備ニ在ルモノハ
 此レト同シカラス
 (軍屬)トハ藉ヲ海
 陸軍部内ニ有スル
 モノヲ云フ
 (軍人)トハ海陸軍
 ニ屬スル其他ノ人

ヲ云フ
 (市)モ(郡)モ共モニ
 自治制ニ於ケル行
 政區畫ナリ

後見人ト曰ヒ親族會議ト曰ヒ皆ナ是レ幼者又ハ被禁治産者ノ利益
 ヲ保護スルノ目的ヲ以テ設ケラレタルモノナルトハ余ガ其各ノ定
 義ヲ述ベシニヨルモ之ヲ知ルヲ得ンソレ然ル片ハ幼者又ハ被禁治
 産者等ノ爲メニ不利ナリト認ムルニ足ル恐レアルニ於テハ後見人
 タラシムベカラズ又之ヲ廢除セサルベカラサルナリ
 此ニ缺格トハ資格ノ欠缺ヲ云フ即チ後見人又ハ親族會ノ會員タル
 ニ要セシ資格ヲ欠缺スルニヨリ其職務ヲ失ハサルベカラザルニ至
 ル原由ヲ云フナリ
 缺格ハ其文字ノ既デニ異ナルガ如ク之ヲ免除ト混スベカラズ免除
 ハ後見人ノ一權利ニ屬スルガ故ニ之ヲ求ムルト否トハ一ニ其意ニ
 因ルモ缺格ハ其義務ニ屬スルガ故ニ已レノ自由ヲ以テハ之ヲ避ク
 ルヲ能ハザルナリ
 又缺格ハ人ヲシテ後見人タラシメザル原由ナルガ故ニ後見人ト爲

レルモノヨリ其職務ヲ止メシムル斥除又ハ缺格ト斥除及廢黜ハ之ヲ混同セサルベカラザルナリ前者ハ自己ノ意思ニ關セサル原由ニヨルモノナルガ故ニ名譽ヲ傷ツクルコトアラザルモ後者ハ大ヒニ之レニ異ナリ之ヲ受ケタルモノハ多少ノ名譽ヲ毀損スルコトヲ免カレサルナリ

又斥除ト廢黜モ之ヲ混同セザルヲ要ス除斥モ廢黜モ共ニ等シク第百八十一條ニ列記スル所ノ原由アルニヨリ生スルト雖ドモ除斥ハ未ダ任務ニ從事セザルモノヲ後見又ハ親族會ニ近ツケサル原由ナルモ廢黜ハ其文字ノ既テコト明ラカニ之ヲ示スガ如ク既テニ其從事セル任務ヨリ遠ケラル、モノナレバナリ

第百八十條 左ニ掲グル者ハ後見人タルコトヲ得ス又親族會員タルコトヲ得ス

第一 未成年者

(不行跡)トハ素行ノ修マラサル人ヲ云フ然レ其然ルヤ否ヤヲ認ムルハ一ニ判事ノ職權ニ在リ

(不能)トハ茲コテハ管理ヲ爲シ得サルヲ云フ

(不正實)トハ其範圍頗ブル廣シ凡ベテ其爲サレタル信任コト背キテ後見人タルニアルマシキコトヲ爲シ又ハ爲ササルヲ云フ

(裁判上ノ保佐人)トハ裁判ニ因テ付セラル、保佐人ヲ

第二 民事上禁治産者及ヒ准禁治産者

第三 未成年者ノ身分又ハ財産ニ對シテ訴訟ヲ爲ス人及ヒ其人ノ尊屬親、卑屬親、配偶者

第百八十一條 左ニ掲グル者ハ後見及ヒ親族會ヨリ除斥セラル可シ現ニ任務ニ從事スル者ハ之ヲ罷黜ス

第一 甚シキ不行跡ナル人

第二 後見管理ニ不能又ハ不正實ヲ顯ハセル後見人

第三 任務ヲ免黜セラレタル裁判上ノ保佐人

第四 公權剝奪公權停止及ヒ刑事上禁治産ヲ受タル人

第五 復權ヲ得サル破産者及ヒ家資分散者

第百八十二條 後人見及ヒ親族會員ノ除斥又ハ罷黜ハ親族會ニ於テ之ヲ爲ス

第六節 後見人ノ管理

云フ (公權) トハ人が國
民タル資格ニ於テ
有スル權カナリ
(剝奪) トハ取リ上
グルト云フニ同シ
(停止) トハ只行用
ヲ止メシムルヲ云
フ
(復權) トハ權利ノ
回復ヲ得セシムル
ヲ云フ
支拂ヲ停止セル商
人ノ狀況ニ於テ(破
産)ト云ヒ此狀況
ニ於テ在ル商人之
ヲ(破産者)ト云
フ
負債ノ有高ニ超過
セル者ノ有様之ヲ
(家資分産)ト云フ
即チ所謂ル身代限
ナリ此地位ニ於テ
在ル者之ヲ(家資
分産者)ト云フ

(解) 余輩ハ先キニ後見人ノ事ヲ陳フルニ際リ之ヲ言ヒルガ如ク
幼者父ハ被禁治産者ノ監督ヲ爲シ及ビ民法上ノ行爲ニ付テ代表ス
ルモノナルカ故ニ其ノ有スル所ノ管理ノ權利ハ此二種ニ關シテ存
スルナリ
後見人ハ財産ノ管理ニノミ任スルモノニアラズ其行爲ニ付テモ監
護ヲ爲シ之ヲ教誨シ之ヲ導カサルモノナルカ故ニ此權利否ナ此義
務ヲ果サンカ爲メニハ後見ヲ受クルモノノ身ニ對シ懲戒ヲ加フル
ヲ得サルベカラズ(第八十五條)但々此者ハ親シク之ヲ産ミ
又ハ産マシメタルモノニアラザルガ故ニ苛酷ニ流ルルヲナキヲ保
セズ全ク之ヲ放任スベカラサルナリ故ニ親族會議ノ許可ヲ得サル
ベカラズ(同條)
又後見人ハ被後見人ノ利益ヲ計リ其資産ノ管理ヲ爲ササルベカラ
サルモノナルガ故ニ若シ其管理ノ方ヲ誤リ被後見人ノ損害ヲ醸ス

(開始) トハ始マレ
ルヲ云フ
(擔任) トハ引受ケ
テ其事ニ當ルヲ云
フ

「アランカ其損害ハ之ヲ償ハザルベカラサルナリ
立法者ハ第九十四條ニ於テ親族會ノ許可ヲ得ルニアラザレバ爲
ス可能ハザル行爲ヲ規定セリ是レ事ノ重大ナルガ故ニ之ヲ後見人
ノミニ獨斷ニ委テルハ危險ナリト思料セルニ由ル
後見人ハ民法上ノ行爲ニ於テ被後見人ヲ代表スルモノナレバ其行
爲ハ被後見人ニ効力アラサルベカラザルハ勿論ナリ
第八十三條 後見人後見ノ開始ヲ知ルトキハ直チニ任務ニ就クコ
トヲ要ス
親族會ニ於テ後見人ヲ選定シ其後見人在席スルトキハ直チニ任務
ニ就キ若シ在席セサルトキハ通知ヲ得タル日ヨリ任務ニ就クコト
ヲ要ス
第八十四條 後見人ハ未成年者ヲ監護シ其教育ヲ擔任ス
尊屬後見人及ヒ戸主後見人ヲ除ク外後見人若シ未成年者ノ在來ノ

(教育方法)トハ教育ノ仕方ト云フニ同シ故ニ其方向モ亦此中ニ含マル(協議)トハ相談ト云フニ同シ(事由)トハ理由ト云フニ同ジク事ノ起レル譯柄ト云フ(處分)トハ處置ト云フニ異ナラス(濫用)トハ權外ニ出デ、使用スルチ云フ(失當)トハ其仕方ノ途ヲ得サルチ云フ(損害)トハ事ノ結果トシテ及ボス資産ノ減少ト應サニ得ラレヘカリシチ妨ケラレタル利益ヲ云フ故ニ(損害賠償)トハ之レガ支拂ヲ爲シテ之レ

住居又ハ教育方法ヲ變更セントスルトキハ親族會ニ協議ス可シ
 第百八十五條 後見人ハ父母ノ如ク未成年者ヲ懲戒スルコトヲ得
 未成年者ノ行狀ニ付キ重大ナル不滿意ノ事由アルトキハ後見人ハ親族會ノ許可ヲ得タル上第百五十二條ノ規定ニ從ヒテ未成年者ニ對スル處分ヲ爲スコトヲ得
 後見人カ其權ヲ濫用シ又ハ其義務ヲ怠ルトキハ未成年者及ヒ其親族ハ親族會ニ之ヲ申告スルコトヲ得
 第百八十六條 後見人ハ未成年者ノ總テノ行爲ニ付テ之ヲ代表シ善良ナル管理者ノ如ク其財産ヲ管理シ管理ノ失當又ハ過失ヨリ生スル損害賠償ノ責ニ任ス
 第百八十七條 後見人ハ當然其任務ニ就ク可キ日ヨリ十日内ニ後見監督人ノ立會ヲ得テ未成年者ノ財産ヲ調査ス可シ
 財産目録ノ調製ハ二ヶ月内ニ之ヲ終了スルコトヲ要ス但親族會ハ

ヲ受ケタル者ヲ損害ヲ受ケケサリシト同一ノ地位ニ至ラシムルチ云フ(調査)トハシラフ(財産目録)トハ財産ノ品目ヲ記セル書付ナリ(債權)トハ人が直接ニ人ノ上ニ有スル資産タル權利ナリ之ヲ有スル者チ(債權者)ト云ヒ其對手ト爲リ要求ヲ充タスニ付キ拘制ヒラルベキ地位ニ在ル人之チ(債務者)ト云フ(需用)トハ入り用即チ入費ヲ指ス(自己)ノ責任ヲ以テ故ニ後見人ハ其者ノ爲セル結果ノ不都合ナル片ハ

狀況ニ從ヒテ延期ヲ許スコトヲ得
 第百八十八條 後見人カ未成年者ノ債務者又ハ債權者ナルトキハ目録ノ調製前ニ其旨ヲ公証人又ハ親族會ニ明言スルコトヲ要ス
 後見人カ債權ノ存立ヲ知リテ之ヲ明言セサリシトキハ其債權ヲ喪失ス又債務ノ存立ヲ知リテ之ヲ明言セサリシトキハ區裁判所ハ其後見人チ罷黜スルコトヲ得但罷黜ノ場合ニ於テハ三十圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得
 第百八十九條 目録調製ヲ終了セサル間ハ後見人ハ要急關ク可カラサル管理行爲ノミヲ爲スコトヲ得
 第百九十條 後見人ハ任務執行ノ初ニ於テ親族會ニ協議シ未成年者ノ養育ノ需用、教育ノ程度ト其資産トニ從ヒ毎年費ス可キ金額及ヒ財産管理ニ係ル費用ヲ定ム
 親族會ハ相當ノ給料ヲ與フル一人又ハ數人ノ管理者ヲ後見人ノ自

已レニ於テ償フノ責ニ任セサルベカラサルナリ但シ其者ニ對シテ反求ヲ爲スハ妨ナシ
 (元本)トハ資本ト云フニ同シ
 (收益)トハ利潤ナリ
 (剩額)トハ餘リ高チ云フ
 (預ケサリシ金額)ニ利息ヲ生セシムルモノハ之ヲ使用セシテ推測スルナリ
 (利用方法)トハ利益トナルベク使用スル仕方ナリ
 (物權)トハ人カ直接ニ物上ニ有スル權利ナリ

己ノ責任ヲ以テ使用スルヲ許スコトヲ得
 第九十一條 後見人ハ未成年者ノ元本及ヒ收益ノ剩額ヲ毎次ニ官ノ貯金預所又ハ確實ナル銀行ニ預ク可シ其預ケサリシ金額ニ付テハ法律上ノ利息ヲ辨濟ス可シ
 後見人カ未成年者ノ財産ノ利用方法ヲ變更セントスルトキハ親族會ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
 第九十二條 尊屬後見人及ヒ戶主後見人ヲ除外後見人ハ一个年内ノ管理ノ狀況ヲ親族會ニ報告ス可シ
 第九十三條 後見人ハ未成年者ノ財産ニ付テハ管理ノ權ヲ有スルニ止マリ此權外ノ行爲ハ法律ニ定メタル條件ニ依ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第九十四條 左ニ掲グル行爲ニ關シテハ後見人ハ親族會ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

(仲裁)トハ論者ノ依頼又ハ承諾ニ依リ其兩間ニ介リテ其當否ヲ決定スルコト云フ
 未ダ在ラザリシ處ニ新タニ設立ヲ爲ス之ヲ(新築)ト云ヒ其有様ヲ變更スルコト之ヲ(改築)ト云ヒ既デニ建テラレタル者ニ付加ヘテ更ラニ新タニ建設ヲ爲ス之ヲ(増築)ト云フ故ニ増築ハ到底新築タルヲ免カレズ
 (賃貸)トハ賃貸人ト稱スル一方ノ者ガ賃貸人ト稱スル他ノ一方ノ者ニ己レニ辨濟スベキ代價ヲ得テ或期間己レノ物件又ハ勞務ノ用ニ供スル義務

第一 元本ヲ利用シ又ハ借財ヲ爲スコト
 第二 不動産及ヒ重要ナル動産ヲ讓渡シ之ニ物權ヲ設定シ又ハ之ヲ取得スルコト
 第三 動産、不動産ニ係ル訴訟又ハ和解、仲裁ニ關スルコト
 第四 相續、遺贈若クハ贈與ヲ受諾シ又ハ拋棄スルコト
 第五 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ爲スコト
 第六 財産編第九十九條ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸ヲ爲ス
 第九十五條 後見人ハ未成年者ノ財産ヲ讓受クルコトヲ得ス又未成年者ニ對スル權利ヲ讓受クルコトヲ得ス
 第九十六條 後見人ハ親族會ノ許可ヲ得ルニ非サレハ未成年者ノ不動産ヲ賃借スルコトヲ得ス
 第九十七條 後見人ノ其權内ニ於テ爲シタル行爲ハ未成年者ヲ爲ス

ヲ負フコトヲ云フ
(羈束)トハ拘束制
縛ト云フニ等シク
爲シ又ハ爲ササル
ハク餘儀ナクスル
ヲ云フ
(監視)トハ監督視
察ノ略語ナリ

(利益相反スル時)
トハ一方ノ利益ハ
即チ他ノ一方ノ不
利タル時ノ謂ヒナ

第七節 後見監督人ノ任務

(解) 此事ニ就テハ余ハ既テニ之ヲ前ニ述べ盡シタレバ今更ラニ
之ヲ言ハス

第九十八條 後見監督人ハ後見人ノ管理ヲ監視スルコトニ任ス

後見監督人ハ後見人ヲ缺クトキト雖モ後見ノ任務ヲ行フコトヲ得
ス此場合ニ於テハ直チニ後任ノ後見人ヲ定ムル手續ヲ爲スコトヲ
要ス

第九十九條 未成年者ト後見人トノ間ニ利益相反スルトキハ後見
監督人ハ未成年者ヲ代表ス

第二百條 必要ナル場合ニ於テハ後見監督人ハ保存行爲ヲ爲スコト
ヲ得

第二百一條 法律上後見監督人ノ立會フ可キ行爲ニシテ其立會ナク
シテ爲シタルモノハ無効トス

第八節 後見人ノ終了

(解) 後見人ハ人ノ爲メニ或ル事ヲ爲スノ義務ヲ負フモノニシテ
而シテ信用ニ基ク一ノ委任ニ成ル者ナルガ故ニ其義務ハ後見人ノ
ミニ限ラレ其相續人ニ及ハサルハ明ラカナリ何トナレハ信用ハ人
ヲ異ニスルニヨリ異ナルモノナレバ一人ニ對シテ爲シタル信用
ハ他ノ人ニ對シテモ同一ナリト言フベカラザレハナリ然ルニ相續
人ノ成年ニシテ後見ヲ免カレシモノナルニ於テハ後任ノ後見人ガ
職務ニ就クニ至ルマデノ間代テ後見ノ職ヲ執ルベキモノト爲セル
ハ之ヲ後見ナシニ置クヨリハ稍々優ル所アルベシト思料セルニ因
ル

假リニ管理ヲ爲スモノハ已ムヲ得ザルカ故ニ之ヲ爲スモノナレバ
其已ムヲ得ル場合ニ於テハ固トヨリ之ヲ爲スヲ能ハサルナリ
第二百二條 後見ノ任務ハ後見人ノ一身ニ止マリ其相續人ニ移轉セ

(計算) 差引精算ス
ルノ謂ヒコシテ所
謂勘定之レナリ
(終了) トハ單ニオ
ハリト云フニ同シ

ス然レトモ相續人カ成年者ナルトキハ後任ノ後見人ノ任務ニ就ク
マテ管理ヲ繼續ス可シ

第二百三條 未成年者カ成年ニ達シ又ハ自治産ニ至ルニ因リテ後見
ノ止ムトキハ後見人ハ其計算ヲ終了スルマテ管理ヲ繼續ス

第二百四條 假ニ管理ヲ爲ス者ハ必要ナル行爲ノミヲ爲スコトヲ
得

第九節 後見ノ計算

(解) 後見ノ計算トハ後見人ガ其處理セルヲテ檢査セシムル爲メ

後見繼續ノ時期中ニ於テ爲セシ者ニ占メ括リテ付クルヲ云フ

人ニ代リテ事ヲ執レルモノハ省テ計算ヲ爲スノ義務アリ後見人ハ

人ニ代リテ即チ幼者又ハ被禁治産者ニ代ハリテ事ヲ執ルモノナル

ガ故ニマタ計算ヲ立テ差引勘定ヲ爲ササルベカラス

第二百五條 後見人ハ管理ノ終了スルトキハ其計算ヲ爲スコシ

第二百六條 後見ノ計算ハ後見監督人ノ立會ニテ未成年者ノ成年ニ

達シタル者又ハ其自治産ニ至リタル者ニ對シテ之ヲ爲ス

後見カ後見人ノ身上ニ係リテ終了スルトキハ決算ハ後任ノ後見人

ニ對シテ之ヲ爲シ親族會ノ許可ニ付ス但第百八條ノ場合ニ於テハ

決算ハ後見監督人ニ對シテ之ヲ爲ス

後見カ未成年者ノ死亡ニ因リテ終了スルトキハ決算ハ其相續人ニ

對シテ之ヲ爲ス

後見ノ決算ニ係ル費用ハ未成年者ノ負擔ニ屬ス

第二百七條 後見ノ決算ハ管理終了ノ日ヨリ三個月内ニ之ヲ爲スコ

シ但親族會ハ常事者ノ求メニ因リテ延期ヲ許スコトヲ得

第二百八條 後見人ト未成年者ノ成年ニ達シタル者トノ合意ニシテ

後見ノ決算前ニ爲シタルモノハ總テ無効トス

第二百九條 後見ノ費用ハ豫算ノ定額ヲ超ユルト雖モ後見人其有益

(完結)トハ完了結
局ノ謂ヒニシテ極
リチ付ケルコトヲ云
フ
(利息)トハ民法上
ノ一葉實ニシテ金
額ヨリ生スルモノ
即チ是ナリ
(催告)トハ催促
告クルヲ云フ
(代理契約)トハ人
ガ他人ノ爲メニ他
人ノ名義ヲ以テ他
人ニ屬スルコトヲ爲
スベク義務ヲ負フ
契約ナリ
(原則)トハ例外ニ
對シテ呼ブ稱ニシ
テ性質ヨリ生スル
本原ノ規則ヲ指ス

タルコトヲ証スルトキハ未成年者ノ負擔ニ屬ス

第二百十條 後見人ヨリ未成年者ニ返済ス可キ金額ハ決算完結ノ日
ヨリ當然利息ヲ生ス

未成年者ヨリ後見人ニ返済ス可キ金額ハ決算完結ノ後後見人ノ催
告ニ因リテ利息ヲ生ス

第二百十一條 後見ノ計算ニ係ル未成年者ノ訴權ハ五ヶ年ノ時効ニ

因リテ消滅ス後見人其他假ニ後見管理ヲ爲シタル人ノ未成年者ニ
對スル訴權モ亦同

未成年者ト後見監督人又ハ親族會員トノ間ノ後見ニ係ル訴權ニ付
テモ亦前項ノ規定ヲ適用ス

此期間ハ未成年者ノ成年ニ達シ又ハ死亡シタル日ヨリ起算シ第二
百八條ノ場合ニ於テ後見ノ計算ニ係ル訴權ニ付テハ合意無効ノ裁
判言渡ノ日ヨリ起算ス

第二百十二條 後見監督人及ヒ假ニ後見管理ヲ爲シタル人ハ代理契

約ノ原則ニ從ヒテ過失ノ責ニ任ス

第十一章 自治産

(解) 自ラ財産ヲ治ムル之ヲ自治産ト曰フ

自治産ハ當然ニ之ヲ得ルコトアリ許可ニヨリテ得ルコトアリ

當然ニ自治産ノ權ヲ得ルコトハ第二十三條ニ規定セリ未成年者ハ
婚姻ヲ爲スニ因リテ後見ヲ免カレ自カラ其財産ヲ治ムルヲ得ルニ

至ル此地位ニ至ルカ爲メニ別ニ人ヨリ許諾ヲ受クルコトヲ要セサ
ルナリ是レ何ノ故ニ然ルカ婚姻ヲ爲スモノハ即チ其精神ノ發達セ

ルチ推定スルニ足ル加之結婚ヲ爲セルモノハ婦ニ對シテ夫權ヲ
有スルモノナレバ之ヲ後見ノ下ニ置クハ宜シキヲ得タルモノト言

フベカテ是レ即チ結婚ヲ以テ自治産ノ權ヲ得ル當然ノ原由ト爲
セル所以ナリ

許可ニ因レル自治産ノ權ヲ得ルノ原由ハ第二百五條ニ規定スル所ナリ此條ノ規定スル所ニヨレバ後見ノ下ニ在リシ未成年者ハ滿十五年ニ成ルコヨリ父又ハ母ヨリ、其父母ノアラサルモノト雖ドモ滿十七年ニ達スルニヨリ、親族會ヨリ自治産ノ權利ヲ得ルコトアルヘシ

未成年ノ父母ノ存セル時ハ其在ラザル時ヨリ早ク自治産ヲ許サル、トテ得ルモノハ何ソ余ハ曾テ之ヲ聞ケリ臣ヲ知ルハ君ニ若クハナク子ヲ知ルハ親ニ若クハ無シト蓋シ此語ニ其ノ源ヲ取レルモノナヘルシ父母ハ親シク且ツ永ク其子ニ接セルカ故ニ其氣質其知識、其經驗等ハ自カラ財産ヲ治メシムルモ危險アラサルカ未ダ此權利ヲ與フヘカラザルカ之ヲ知リテ以テ其許否ヲ爲セルニハ之ヲ親族會員ニ比スレバ一層精確ナルベク且ツ父母ノ情トシテ其子ヲ愛セザルモノナキカ故ニ其利益ヲ計ルモ密ニ若シ之ヲ許シテ不可

ナルトテ知ルニ於テハ之ヲ許スカ如キコトハナカルベク之レニ早クヨリ其子ニ自治産ノ權ヲ許スコトテ許スモ危險アルコトナシト思料セルニ由ルナリ

自治産ノ權ヲ行ヒ得ルニ至レルモノニ保佐人ヲ付シ或ル所爲ニ付テハ未成年者ヲシテ此保佐人ノ立會ヲ受クベキコト爲セルモノハ後見ノ下ニ服セル無能力ヨリ一躍シテ完全ノ能力ノ資格ニ遷ラシムルハ危險ナシトセザレバ之レニハ相續人ヲ附シテ以テ暫クノ間世ニ處スルノ準備見習ヲ爲サシムルハ必要有益ノコトナレバナリ

第二百十三條 未成年者ハ婚姻ヲ爲スニ因リテ當然自治産ノ權ヲ得

第二百十四條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ滿十五年ニ達シタル未成年ノ子ニ自治産ヲ許スコトヲ得

此自治産ニ身分取扱吏ニ届出ツ可シ

第二百十五條 後見ニ服スル未成年者ノ満十七年ニ達シタルトキハ親族會ハ其未成年者ニ自治産ヲ許スコトヲ得
此自治産ハ後見人ヨリ身分取扱吏ニ届出ツ可シ

第二百十六條 自治産ノ未成年者ハ之ヲ保佐ニ付ス
親權ヲ行ヒタル父又ハ母ハ當然保佐人ト爲ル
親權ヲ行フ父又ハ母ハ其生前ニ第六十五條ノ規定ニ從ヒテ保佐人ヲ指定スルコトヲ得若シ之ヲ指定セサリシトキハ其家ノ祖父保佐人ト爲リ家族ニ付テハ成年ノ戸主保佐人ト爲ル
夫ハ當然未成年ノ婦ノ保佐人ト爲ル
此他ノ場合ニ於テハ親族會ニ於テ保佐人ヲ選定ス

(保佐) トハ補助ト云フニ同シ茲コトハ或行爲ニ付キ人ノ立會ヲ得セムルヲ云フ故ニ(保佐人)トハ評議人又ハ相談人ト見レバ即チ可ナリ

第二百十七條 後見人ニ關シテ定メタル免除、缺格、除斥及ヒ罷黜ノ規則ハ之ヲ保佐人ニ適用ス

第二百十八條 自治産ノ未成年者ハ保佐人ノ立會アルニ非サレハ元

(領收) トハ受領收

納ノ謂ニシテ受取ノヲ指スナリ(常況)トハ平生ノ有様ヲ云フ(本心)ハ本然ノ心ヲ云フ

本ヲ領收スルコトヲ得ス

第二百十九條 第九十四條ニ掲ケタル行爲ニ付テハ自治産ノ未成年者ハ保佐人ノ立會アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二百二十條 父母ヲ除ク外供佐人ハ後見人ト同シク過失ノ責ニ任ス

第二百二十一條 自治産ヲ許サレタル未成年者カ不行跡又ハ財産管理ノ失當ニ因リテ自治産者タルニ適セサルトキハ親族會ハ其自治産ヲ廢止スルコトヲ得

親權ヲ行ヒタル父母又ハ自治産ヲ廢止スルコトヲ得若シ此等ノモ

ノアラサルトキハ親族會員又保佐人ハ此廢止ヲ親族會ニ求ムルコトヲ得

未成年者ハ自治産廢止ノ日ヨリ親權又ハ後見ニ服シ成年ニ達スルマテ復タ自治産者ト爲ルコトヲ得ス

第十二章 禁治産

(解) 禁治産ニ三種アリ民事上禁治産、刑事上禁治産及ビ準禁治産即チ是レナリ

立法者ハ之カ爲メニ各々一節ヲ設ケテ規定ヲ爲セリ而シテ其各ニハ皆ナ特別ノ原由ト特種ノ目的ヲ有スルモノナリ余輩ハ以下ニ於テ之ヲ一言セン

第一節 民事上禁治産

(解) 此禁治産ハ精神ノ缺乏者ニ付スルモノナリ今之ガ定義ヲ下セハ或ル親族ヨリ爲サレタル請求ニ對スル裁判上ノ判決ニヨリ民法上凡ベテノ權利ヲ實行スルヲ能ハザル人ノ狀況ニ名ヅクト云フヲ得ヘシ

其此狀況ニ至ルヘキ原由ハ第二百二十二條ニ規定セリ精神ノ缺乏即チ之レナリ

(既判力)トハ既ダニ一度判決ヲ受ケタル事件ガ有スル効力ニシテ之レニ付キ論スルヲ得サシムルハ其力ノ最モ大ナル者ナリ

法律ハ自カラ事ヲ爲ス能ハザルノ地位ニ在ルモノハ保護ヲ與ヘサルベカラサルカ故ニ精神缺乏シ其財産ヲ治メ其身ヲ處スルニ適當ナラサルモノニハ之ヲシテ家産ヲ墜スヲナク靜安ニ世ヲ沙ラシムルノ方法ヲ取ラサルベカラズ

精神缺乏ノ狀況ニ於テアルモノハ白痴ナルト瘋癲ナルト將タ又狂疾ノ如キモノナルトヲ問ハズ皆ナ之レニ禁治産ヲ言渡サザルヘカヲサルモ此等ノ狀況ナク只一時、腦裡ニ攪擾ヲ起セルカ爲メニ其感覺ヲ失ヒル者ノ如キハ固トヨリ禁治産ヲ言渡スベキ原由トハナラサルナリ左レバトテ法律ハ精神喪失ノ狀況ガ繼續スベキヲ必要ト爲サザレバ(時々本心ニ復スルヲ有ルモノノ語論甚)時ニ或ヒハ平愈セルノ狀況アルモ禁治産ノ言渡ヲ爲シ得ル妨碍トナラサルナリ

第二百二十條 心神喪失ノ常況ニ在ル者ハ時時本心ニ復スルコト

有ルモ其治産ヲ禁スルコトヲ得

第二百二十三條

禁治産ハ配偶者、四等親内ノ親族、戸主及ヒ檢事

ヨリ之ヲ區裁判所ニ請求スルコトヲ得

禁治産ヲ請求スル權利ヲ有スル一人、申立ニ因リテ言渡シタル裁

判ハ總テノ人ニ對シテ既判力ヲ有ス

第二百二十四條

禁治産者ハ之ヲ後見ニ付ス

配偶者ハ當然相互ニ後見人ト爲ル若シ配偶者アラサルトキハ其家

ノ父後見人ト爲リ父アラサルトキハ親權ヲ行フコトヲ得ヘキ母後

見人ト爲ル

父又ハ母ハ第六十五條ニ定メタル方式ニ從ヒテ後見人ヲ指定ス

ルコトヲ得若シ指定セザリントキハ第六十六條ノ規定ヲ適用

ス

法律上ノ後見人モ遺言後見人モ有ラス又ハ此等ノ後見人カ免除セ

(後見ニ付ス)トハ
後見ノ下ニ置クノ
謂ナリ

ヲレ除斥セラレ若クハ罷黜セラレタルトキハ第十章ニ定メタル方
式ニ從ヒ親族會ニ於テ後見人ヲ撰定ス

第二百二十五條

配偶者、尊屬親、卑屬親及ヒ戸主ヲ除ク外何人タ

リトモ十个年以上禁治産者ノ後見ヲ擔任スルコトヲ要セス

第二百二十六條

未成年者ノ後見ニ係ル規定ハ禁治産者ノ後見ニ之

ヲ適用ス

第二百二十七條

疾病ノ性質ト資産ノ狀況トニ從ヒテ禁治産者ヲ自

宅ニ療養セシメ又ハ之ヲ病院ニ入ラシムルハ親族會ノ決議ニ依ル

但瘋癲病院ニ入ラシメ又ハ自宅ニ監置スル手續ハ特別法ヲ以テ之

ヲ定ム

第二百二十八條

法律上ノ後見人ハ第九十二條ニ定メタル管理狀

況ノ報告ヲ爲スコトヲ要セス

第二百二十九條

禁治産者ノ財産ヲ以テ其子孫ノ教育、婚姻又ハ營

業ノ資ニ供セントスルトキハ親族會ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第二百三十條 禁治産者ハ禁治産ノ裁判言渡ノ日ヨリ無能力者トス

裁判言渡後ニ爲シタル禁治産者ノ行爲ハ之ヲ銷除スルコトヲ得ス
禁治産ノ裁判言渡前ニ爲シタル禁治産者ノ行爲ニ對シテモ其行爲ノ當時ニ於テ喪心ノ明確ナルトキハ銷除訴權ヲ行フコトヲ得

第二百三十一條 禁治産ノ原因止ミタルトキハ本人、配偶者、親族姻族、戸主、後見人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ其禁ヲ解ク可シ

禁治産者ハ解禁ノ裁判言渡ニアラサレハ其權利ヲ回復スルコトヲ得ス

第二節 准禁治産

(解) 此准禁治産ハ精神ノ全ク喪失セルモノニアテザルモ其不完全ナルモノ及ビ盲者ニ對シテ財産ヲ治ムルノ權利ノ幾分ヲ行ハシ

メザルヲ云フ

精神ノ全ク錯亂セルモノニ禁治産ヲ言渡ササルベカラサル必要アリトモハ精神ノ錯亂セルニ近キモノニモ亦相當ノ保護ヲ加エサルヘカラサルハ明ラカナルヘシ

然レトモ精神ノ不完全ナルニ止マルモノハ之ヲ精神ヲ全ク喪失セルモノト同一ニ取扱フ可キニアラサレバ此ノ如キモノニハ全ク財産ヲ治ムルヲ禁スベカラズ故ニ我立法者ハ半無能力者タル自治産ノ權利ヲ有セル未成年者ニ同シク或ル行爲ニ就テハ保佐人ノ立會ヲ要スルコト爲セリ

第二百三十二條 心神耗弱、聾啞者、盲者及ヒ浪費者ハ准禁治産者ト爲シテ之ヲ保佐ニ付スルコトヲ得

(心神耗弱者)トハ其才力全ク錯亂セルモノニハアラザルモ其飄搖ヲ免カレサルモノヲ云フ(浪費者)トハ當ニ收益ノミナラズ元

區裁判所之ヲ爲ス

本ヲモ早晩倒産ヲ速クベキ方法ヲ以テ不生産的ニ消費スル者ニ名ヅク然レトモ其認定ハ一ニ判事ノ見ル所ニ委セラレ

保佐人ニ付テハ第二百二十四條及ヒ第二百二十五條ノ規定ヲ適用ス

第二百三十三條 第二百十七條乃至第二百二十條ノ規定ハ之ヲ准禁治産ニ適用ス

裁判所ハ狀況ニ從ヒ保佐人ノ立會アルニ非サレハ管理行爲ヲ爲スコトヲ得サル旨ヲ言渡スコトヲ得

第二百三十四條 准禁治産者カ保佐人ノ立會ナクシテ爲シタル行爲ニ付テハ第二百三十條ノ規定ヲ適用ス

第二百三十五條 准禁治産ノ原因止ミタルトキハ本人、配偶者、親族、姻族、戸主、保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ其禁ヲ解ク可シ

第三節 刑事上禁治産

(解) 刑事上禁治産トハ或犯罪ヲ爲セル責罰トシテ言渡サルル

所ノモノタリ此刑ハ附加刑ニシテ重罪犯ノ刑ニ處セラレシ者ニハ當然ニ生シ輕罪ニ處セラシ者ニハ其刑期中丈ハ宣告ヲ待タズニ生スルモノトス

是レ刑ヲシテ充分ニ効アラシメンカ爲メニ爲ス所ノモノニシテ主刑ヲ助ケテ其及ハサル所ヲ補フモノタリ刑罰ニ處セラレタルモノ

ニ治産ヲ禁スルハ自由ヲ犯者ニ奪却シ主刑ヲシテ充分ニ其効アラシメント欲セルニ外ナラサレバ犯者ニ禁スルニ自治産ノ權ヲ行フ

トテ以テセル上ハ代ハリテ之ヲ管理スルモノヲ選任セサルヘカラス我立法者ハ此場合ニ民事上ノ後見人ヲ付スルトシ之レニ民事上ノ後見人ニ關スル規則ヲ適用スルト爲セリ

第二百三十六條 刑事上禁治産ヲ受ケタル者ハ其財産ヲ管理スルコトヲ得ス又遺言ヲ以テスル外ハ其財産ヲ處分スルコトヲ得ス

第二百三十七條 刑事上禁治産者ニハ後見人ヲ付シテ其財産ヲ管理

セシム此後見人ハ指定及ヒ管理ノ方法ニ付テハ民事上禁治産者ノ後見ニ係ル規定ヲ適用ス

第二百二十九條ノ場合ニ於テハ禁治産者ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル

第四節 瘋癲者ノ財産ノ假管理

(解) 瘋癲下ハ一種ノ精神病ニシテ道徳力ノ作用ヲ失ハシムルモノナリ人此病ニ罹ル時之ヲ呼ンテ瘋癲人ト曰フ

瘋癲人ノ定解ハ實トニ斯ノ如シ然レバ則チ此者ヤ其財産ヲ治ムルノ能力ヲ有スルモノト言フベカラズ法律ハ自カラ保護スル丁能ハサルモノヲ保護セサルベカラズ之ヲ以テ幼者ヲ後見ノ下ニ服セシメ心神ノ耗弱セル者、醜態者、浪費者等ヲ保佐ニ付セリ豈ニ此等ノモノヨリ一層憫レムベキ不幸ナル狀況ノ在ルモノヲ保護ノ闕外ニ放置スルヲ得ンヤ之レ此病者ニ假管理人ヲ付スル所以ナリ

(監置)トハ監禁ニ置クヲ云フ

法律ハ必要ニヨリテ瘋癲人ヲ其保護ノ下ニ入レタリ之ヲ以テ此瘋癲人ノ行爲ニハ完全ナル効力ヲ付セシムベカラズ故ニ之ヲ銷除スルヲ得ベシ

然レドモ瘋癲人ノ此ノ如キ保護ニ預カルヲ得ル所以ノモノハ瘋癲ナル一ノ病ニ罹レルカ故ナリ而シテ原因ナクシテ結果ノアルベキ理アルヲナケレバ假令ヒ入院又ハ監置ノ中ニ在リシ時ト雖ドモ本心ニテ爲セル行爲ハ有効ナラサルベカラズ

第二百二十八條 禁治産ヲ受ケサル瘋癲者アルトキハ配偶者、親族戸主及ヒ檢事ハ區裁判所ノ許可ヲ得テ特別法ニ定ムル手續ニ從ヒ之ヲ瘋癲病院ニ入レ又ハ自宅ニ監置スルコトヲ得

此場合ニ於テハ裁判所ハ直チニ假管理人ヲ指定ス

第二百二十九條 瘋癲病院ニ入り又ハ自宅ニ監置セラレタル者ハ入院中又ハ監置中其財産ヲ管理シ及ヒ處分スルコトヲ得ス

第二百四十條 假管理人ハ瘋癲者ノ總テノ行爲ニ付テ之ヲ代表シ禁治産者ノ後見人ト同視セラル但必要ナル行爲ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二百四十二條 瘋癲者ノ入院中又ハ監置中ニ行爲ヲ爲シタル証據アルトキハ其行爲ヲ銷除スルコトヲ得但相手方カ瘋癲者ノ本心ニテ行爲ヲ爲シタルコトヲ証スルトキハ此限ニ在ラス

第二百四十二條 瘋癲者ノ無能力ハ區裁判所ガ假管理ヲ解クニ因リテ止ム

第十三章 戸主及ヒ家族

(解) 一家ニ長タルモノ之ヲ戸主ト呼ヒ其下ニアル凡ベテノ親族又ハ姻屬之ヲ家族ト云フ(第二百七十三條) 本章ハ則チ戸主ト家族トノ間ニ存スル關係ヲ規定セルモノナリ其規定ノ如何ニ就テハ讀者自カラ各條ノ下ニ就テ之ヲ知レ別ニ困難ヲ感スベキ條則アル

ヲ見ザレバ之ヲ言ハズ

第二百四十三條 戸主トハ一家ノ長ヲ謂ヒ家族トハ戸主ノ配偶者及ヒ其家ニ在ル親族、姻族ヲ謂フ

戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス

第二百四十四條 戸主ハ家族ニ對シテ養育及ヒ普通教育ノ費用ヲ負擔ス但家族カ自ラ其費用ヲ辨スルコトヲ得ルトキ又ハ戸主ノ許諾ヲ受ケスシテ他所ニ在ルトキハ此限ニ在ラス

第二百四十五條 家族ハ特別ニ職業ヲ營ムニ因リテ取得シタル利益及ヒ其齎帶シ又ハ遺産相續贈與若クハ遺贈ニ因リテ取得シタル財産ノ所有權ヲ有ス

然レドモ家族カ其家ノ爲メ消費シタル財産ニ付テハ戸主ニ對シテ償還ヲ求ムルコトヲ得ス

第二百四十六條 家族ハ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲サントスルトキハ年

(齎帶シタル財産ノ所有權)トハモ
タラシキ所ノ
財産ノ所有權ヲ
フ故ニ此句ハ其家
ニ來レル養子入夫
等ニ適用セラル、
モノナリ

(復歸)トハ單ニ歸
ルト云フニ異ナル
ナシ

歸ニ拘ハラス戸主ノ許諾ヲ受ク可シ

第二百四十七條 他家ニ入りテ夫、婦又ハ養子ト爲リタル者ハ婚姻
ノ無効、養子縁組ノ無効、離婚又ハ離縁ノ場合ニ於テハ實家ニ復
歸ス

然レトモ此者カ離婚又ハ養子縁組ニ付キ實家戸主ノ許諾ヲ受ケサ
リシトキハ戸主ハ復歸ノ事由ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ身分取
扱吏ニ申立テ復歸ヲ拒ムコトヲ得

第二百四十八條 他家ニ入りテ夫又ハ婦ト爲リタル者ハ其配偶者ノ
死亡シタルトキト雖モ婚家ヨリ更ニ他ノ家ニ入ルコトヲ得ス

然レトモ婚家及ヒ實家ノ戸主ノ許諾ヲ受ケテ實家ニ復歸スルコト
ヲ得

第二百四十九條 實家ニ復歸ス可キ者又ハ復歸セントスル者カ復歸
スル能ハサルトキハ一家ヲ新立ス

第二百五十條 推定家督相續人ニ非サル家族タル男子カ戸主ノ許諾
ヲ受ケスシテ婚姻ヲ爲シタルトキハ一家ヲ新立ス

第二百五十一條 家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ其家ヲ廢ス
ルコトヲ得ス但分家ヨリ本家ヲ承繼シ其他正當ノ事由アルトキハ
區裁判所ノ許可ヲ得テ廢家スルコトヲ得

第二百五十二條 戸主カ國民分限ヲ喪失シタルトキハ廢家シタルモ
ノトシ推定家督相續人ハ一家ヲ新立シ前戸主ノ家族ハ新戸主ノ家
ニ入ル

第二百五十三條 戸主カ婚姻其他ノ原因ニ由リテ適法ニ廢家シ他家
ニ入りタルトキハ其家族亦從テ其家ニ入ル

第二百五十四條 卑屬親ヲ有スル者カ婚姻若クハ養子縁組ノ無効又
ハ離婚若クハ離縁ニ由リテ婚家又ハ縁家ヲ去ルトキハ卑屬親ハ仍
ホ其家ニ屬ス

(適法)トハ法律ニ
從テノ意ナリ
(婚家)トハ婚姻ヲ
爲セル家ニシテ
(縁家)トハ縁組ヲ
爲セル家ヲ云フ

第二百五十五條 父母ノ知レサル子ハ一家ヲ新立ス

第二百五十六條 他家ニ入りテ夫、婦又ハ養子ト爲リタル者ハ配偶者又ハ養子ヲ爲シタル者ト協議ノ上兩家ノ戸主ノ許諾ヲ受ケテ實家ニ在ル卑屬親ヲ自家ニ引取ルコトヲ得

婚姻若クハ養子縁組ノ無効又ハ離婚若クハ離縁ニ因リテ婚家又ハ縁家ヲ去リタル者ハ配偶者又ハ養子ヲ爲セシ者ト協議ノ上兩家ノ戸主ノ許諾ヲ受ケテ其家ニ在ル卑屬親ヲ自家ニ引取ルコトヲ得

第二百五十七條 戸主カ家族ニ對シテ婚姻其他ノ事件ニ付キ許諾ヲ與フ可キ場合ニ於テ未成年ナルトキ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ戸主ニ對シテ親權ヲ行フ者又ハ後見人之ヲ代表ス

第二百五十八條 入夫婚姻ノ場合ニ於テハ婚姻中入夫ハ戸主ヲ代表シテ其權ヲ行フ

第二百五十九條 戸主失踪ノ宣言アリタル後其家督相續ノ占有ヲ得

(最後ノ音信)トハ
最トモ後レテ在リ
タル音信ノ意ナリ
(絶家)トハ家名ノ
斷絶ヲ云フ

タル者ハ其占有中戸主ノ權ヲ行フ

第二百六十條 單身戸主失踪ノ宣言アリテ其亡失若クハ最後音信ノ日ヨリ三十ヶ年ニ至ルモ家督相續ノ占有者ナキトキハ絶家ス

第二百六十一條 戸主死亡シテ家督相續人ナキトキハ絶家シ其家族ハ一家ヲ新立ス

第十四章 住所

(解) 住所トハ法律上、人ノ存在スル場所ノ謂ヒナリ故ニ民法上ノ住所ハ民法上ニテ觀察スル人ノ住スル所ト言ハサルベカラズ之レヲ以テ法律上ニ所謂ニル住所トハ其身ノ所在ニ關セサルモノナルヲ知ラサルベカラズ其身ノ在ル所ハ之ヲ居所ト云チ得ルモ未タ住所ト稱ス可ラズ然レバ則チ如何ナル徵憑ノ存スル所カ所謂ル法律ノ住所ナルカ法律ハ曰ク本籍所在ノ地ヲ指スト本籍所在ノ地ハ即チ其人ノ情愛心又ハ有形上ノ利益或ヒハ又同時ニ此二ツノ利

益ノ燒點ナレハ此地ヲ以テ一時假リニ其身ヲ置クノ所ト同一視ス
 べカラサルヤ明ラカナリ法律ガ本籍地ヲ以テ住所ナリト爲セルハ
 洵トニ其宜シキヲ得タルモノト云フベシ
 然レドモ又間々本籍ヲ置ケル地以外ニ於テ主タル生計ノ地ヲ有セ
 サルモノナキニアラズ斯カル場合ニハ何レヲ以テ住所ト爲スベキ
 ヤ法律ガ本籍所在ノ地ヲ以テ住所ト爲セルモノハ此地ガ主要ノ生
 計地ナリト推定セルニ因ルモノナレハ生計ノ主要ナル地位ガ本籍
 ノ在ル所ヨリ外ニ在ルコト分明ナルニ於テハ其地ヲ以テ住所ナリト
 セサルベカラサルナリ(第二百六十六條)
 人ハ又眞ノ住所ニ拘ハラス假リニ他ニ之ヲ設クルヲ得ベシ之ヲ假
 定住所又ハ選定ニ因テノ住所ト曰フ即チ人カ其所爲又ハ約束ヲ執
 行スルカ爲メニ特ニ假定セル住所ナリ然レドモ是レ固ヨリ眞ノ住
 所ノ性質ニ反スルモノナレバ法律又ハ承諾アルコトアラザレバ存在

(民法上ノ住所)ト
 ハ民法ノ二付テ
 ノ住所ト云フニ同
 (籍)トハ身ノ寄ル
 所ノ謂ヒナリ故ニ
 (本籍地)トハ本原
 タル身ノ寄ル所ノ
 地ヲ云フト言フチ
 得ベシ

(生計)トハ俗ニ所

セサルナリ
 第二百六十二條 民法上ノ住所ハ本籍地ニ在ルモノトス
 第二百六十三條 戸主ハ本籍ヲ移ス地ノ身分取扱吏ニ申述シテ住所
 ナ變更スルコトヲ得
 未成年者又ハ民事上禁治産者タル戸主ノ住所ハ親族會ノ許可ヲ得
 テ後見人之ヲ變更スルコトヲ得
 第二百六十四條 家族カ獨立シテ一家ヲ成ストキハ本籍ヲ定ムル地
 ノ身分取扱吏ニ其意思ヲ申述シテ住所ヲ設定スルコトヲ得
 一家新立ノ未成年者ニ付テハ後見人住所ヲ設定ス可シ
 第二百六十五條 外國人始メテ日本ニ住所ヲ定ムルトキハ其意思並
 ニ本國氏名及ヒ出生年月日ヲ其地ノ身分取扱吏ニ申述シ家族アル
 トキハ其氏名及ヒ出生年月日ヲモ申述ス可シ
 第二百六十六條 本籍地カ生計ノ主要タル地ト異ナルトキハ主要地

謂ル活計ノ謂ヒナ
リ故ニ生計ノ主
要タル地トハ生
活シ居ル主タル
所ヲ指スナリ

ヲ以テ住所ト爲ス

第二百六十七條 左ノ場合ニ於テハ居所ヲ以テ住所ニ代用ス

第一 住所ノ知レサルトキ

第二 日本ニ住所ヲ定メサル外國人ニ關スルトキ

第二百六十八條 何人ト雖モ或ル行爲又ハ事務ノ爲メニ假住所ヲ選

定スルコトヲ得但此選定ハ書面ヲ以テスルコトヲ要ス

第十五章 失蹤

(解) 失蹤、此語ノ原語ノ意義ハ不在ナル語ノ有スル意味ニ同シ
ト聞ク然レドモ法律上ニ在リテハ單ニ在ラサルノミヲ以テ失蹤者
ナリトセザルナリ況ンヤ我邦ニ於テハ失蹤ノ語ガ有スル意義ト不
在ナル字ノ有スル意味ト相向シキモノニアラサルニ於テチヤ失蹤
者ハ皆ナ必ラズ不在者ナリト雖ドモ不在者ハ皆ナ必ラズシモ失蹤
者ナリト言フベカラサルナリ即チ讀者ハ失蹤ナル語ニハ失蹤者ナ

リト曰ハルル所ノ人ガ存亡不明ナルノ意ヲ有スルコトヲ知ラサルベ
カラズ之ヲ以テ如何ニ永キ時間、其居ルベキ場所ニアラズト雖ド
モ苟クモ其死生ニ就キ不明ナルコトアルニ於テハ此者ハ之ヲ呼フニ
失蹤者ナル稱呼ヲ以テスヘカラサルナリ故ニ余ハ之ヲ言ハン
失蹤者トハ人ノ踪跡ヲ没シテ音信ナク其死ト其生トヲ知ルニ由
ナキモノノ稱ナリ

ト法律ハ此失蹤者ニ二種アルコトヲ認メタリ推定ニ因ルノ失蹤者、
ハ宣言ニ因ルノ失蹤者即チ是レナリ

第一節 失蹤ノ推定

(解) 住所又ハ居所ヨリ亡失シ又ハ音信ノ絶エテ其死生分明ナラ
サル者之ヲ推定シテ失蹤者ト爲ス

此推定ヲ裁判所ノ裁判ニヨラシムルハ失蹤者一リトスルノ効果ハ
此推定ヲ受ケタルモノノ利害ニ關係チ及ホスコト大ヒナレバ能ク其

事實ノ眞否ヲ確メシカ爲メナルニ外ナラザルナリ而シテ此事實ヲ
 確ムルニ就テハ本人ノ住所ノ地ノ裁判所最トモ便宜ナル地ニ立ツ
 是レ第三百六十九條第二項ノ規定アル所以ナリ
 人ニシテ失踪ノ推定ヲ起サシムルニ足ル狀況ニ於テ在ルトキハ其
 遺セル財産ハ之ヲ相當ノ方法ヲ用テ保護セサルベカラズ何者之
 ヲ管理スルコトナシニ置ク時ハ財産ノ亡失毀損ヲ免カレズ而シテ此
 ノ如キハ當ニ本人其人ノ爲メニ不幸ナルノミナラズ又國家社會ノ
 公益ニモ害アレバナリ然レドモ此ノ保護ニハ他ノ管理人アル時ニ
 ハ無用ナリ故ニ失踪者ガ總代理人ヲ遺シ置ケル時ニハ之ヲ干涉ス
 ルヲ許サズ只事情止ムヲ得サル時ニ至リテ始メテ干涉スルヲ得セ
 シムベキノミ(第三百七十條)其部理代人ヲ遺シ置ケル時ニ其代
 理人ニ代理ノ効アラシメサルハ部理代人ハ其託セラレタル外ノ事
 件ニハ何等ノコトニモ干與スルコト能ハサルモノナレハ失踪ノ推定ノ

(推定)トハ事實ノ
 然ラサルコトアルコ
 拘ハラズ假リニ其
 然ルベキヲ推シテ
 之ヲ定ムルヲ云フ
 (總代理人)ハ制
 限セラレズシテ何
 事ヲモ爲シ得ル權
 限ヲ委セラレタル
 代人ヲ云フ
 (後任)トハ後代
 ト云フニ同ジ

下レル時ニハ此者ノ外ニナホ管理人ヲ定メサルベカラズ而シテ一
 人ノ財産ヲ管理スルニ二人ナカラズ並存スルハ得策ニアラサレハナ
 リ

第二百六十九條 住所及ヒ居所ヨリ亡失シ又ハ音信絶エテ生死分明
 ナラサル人ハ之ヲ失踪者ト推定ス
 此推定ノ裁判ハ本人ノ住所ノ區裁判所之ヲ爲ス

第二百七十條 失踪ノ推定ヲ受ケタル者カ總代理人ヲ定置キタル
 トキハ其代理人ハ失踪ノ推定中本人ノ財産ヲ管理ス但必要アルト
 キハ裁判所ハ現實ノ利益ヲ有スル關係人、推定相續人又ハ檢事ノ
 請求ニ因リテ代理人ノ解任ヲ言渡シ又ハ其後任ヲ指定スルコトヲ
 得

第二百七十一條 失踪ノ推定ヲ受ケタル者カ總代理人ヲ定置カサ
 リシトキハ裁判所ハ前條ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リテ管理人ヲ指

定ス

此管理人ニハ成ル可ク推定相続人ヲ指定スルコトヲ要ス

第二百七十二條

代理人又ハ管理人ハ管理行為ヲ爲ス權限ノミチ有
ス他ノ行為ニ付テハ必要ノ場合ニ限り裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ爲
スコトヲ得

代理人又ハ管理人ハ本人ノ利益ニ關係アル目録調製、計算及ヒ清

算ニ付テ本人ヲ代表ス

第二百七十三條

管理人ハ失踪者ノ動産及ヒ証書ノ目録ヲ調製ス可
シ又不動産ノ形狀ヲ確定セシムル爲メ鑑定人ノ選定ヲ裁判所ニ請
求スルコトヲ得鑑定人ノ報告書ハ裁判所ノ認可ニ付スルコトヲ要
ス此等ノ手續ノ費用ハ本人ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨ス
關係人、推定相続人又ハ檢事ノ請求アルトキハ本條ノ規定ヲ代理
人ニ適用スルコトヲ得

(支辨)トハ支拂ト
云フニ異ナラズ

(資財)トハ資本ヲ
ルベキ財産ヲ指ス

第二百七十四條

代理人又ハ管理人ハ推定相続人ヲ除ク外其請求ニ
因リテ裁判所ノ定メタル給料ヲ受ク裁判所ハ管理及ヒ財産返還ノ
擔保トシテ保証人其他相當ノ擔保ヲ立テシムルコトヲ得

第二百七十五條

代理人又ハ管理人ハ失踪者ノ子孫ノ教育、婚姻又
ハ營業ノ爲メ資財ヲ與フルニ付テハ區裁判所ノ許可ヲ受クルコト
ヲ要ス

第二 失踪ノ宣言

(解) 失踪ノ宣言トハ失踪者ナリトノ決定ヲ爲スヲ云フナリ

此宣言ヲ求メ得ルノ時期ハ之ヲ求メ得ルノ人ト共モニ第二百七十
六條ニ記スル所ナリ

失踪者ニシテ此地位ニ於テ在ルトキハ其死ハ未ダ確實ナリトハ言
フベカラザルモ又之レニ付テノ疑ハ深カラザルヲ得サルナリ故ニ
之カ爲メニ生スル所ノ効力ハ強カラサルベカラズ此効力ニ就テハ

立法者之ヲ次節ニ規定セリ

第二百七十六條 失踪者カ代理人ヲ定置カサリシトキハ五ヶ年又ハ代理人ヲ定置キタルキハ任期ノ長短ヲ問ハス七ヶ年ニ至ル迄其生死ノ音信ヲ爲サルコ於テハ失踪者ノ死亡ニ因リテ發生スル權利ヲ其財産上ニ有スル人ハ失踪人ノ住所ノ區裁判所ニ失踪ノ宣言ヲ請求スルコトヲ得

(最後ノ居所)トハ此ニテハ失踪ノ宣言ヲ求メテ最モハ出テ時ニ最モ近適シテ生計ヲ營ミツ、居リシ所ヲ云フ

第二百七十七條 右請求ノ許ス可キモノナルトキハ裁判所ハ失踪者ノ住所及ヒ其最後ノ居所ノ地ニ於テ証人訊問ヲ爲ス可キコトヲ命ス可シ此証人訊問ニ付テハ民事訴訟法ニ定メタル忌避ノ規則ヲ適用セス

第二百七十八條 証人訊問ヲ命スル決定ハ裁判所ノ揭示板ニ揭示シ且官報又ハ公報ニ掲載シテ之ヲ公示ス可シ

第二百七十九條 失踪宣言ノ裁判ハ証人訊問ヲ命シタル決定ヨリ一

ヶ年ノ後ニ非サレハ之ヲ宣告スルコトヲ得ス
此裁判ハ前條ノ手續ニ從ヒテ之ヲ公示ス可シ

第三節 失踪宣言ノ効力

(解) 失踪宣言ノ効力ハ假リニ配付ヲ爲スニ在リ即チ單ニ占有ヲ爲シ居レルモノハ之ヲ所有名義ト爲レル者ノ如クシ第三者ニ對シテ所有者タルノ權力ヲ執行スルヲ得セシムルナリ然レドモ是レ失踪ナル一ノ事實力之ヲテ然ラザルモノナレバ失踪者ノ存在セラルコト判明ナルニ於テハ之レニ其所有ニ係リシ物件ヲ還ササルヘカラザルナリ但其果實ハ人ガ常ニ其元本ノ管理其他ノ爲メニ費消スルモノナルカ故ニ亡失又ハ最後ノ音信ノ日ヨリ起算シ十年ヲ過キシト否トニヨリテ或ヒハ其全部又ハ只其半分ヲ還サシムルノミ

第二百八十條 失踪宣言ノ裁判アリタルトキハ失踪者ノ遺言書ハ關係人、推定相続人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ之ヲ開封ス可シ

失蹤者ノ亡失又ハ最後音信ノ日ニ於ケル推定相續人其他失蹤者ノ死亡ニ因リテ發生スル權利ヲ其財産上ニ有スル者ハ直チニ其財産ヲ占有スルコトヲ得

第二百八十一條 失蹤者ニ屬スル財産ノ占有ニ付テハ總テ相續ニ關スル規定ヲ適用ス

此占有ヲ得タル者ハ第三者ニ對シテハ財産ノ所有者トス

然レトモ占有者ハ推定相續人ヲ除ク外産財返還ノ擔保トシテ裁判所方相當ト認ムル保証人其他ノ擔保ヲ立ツ可シ其保証人ノ義務又ハ擔保ハ十五個年ノ後止ム

第二百八十二條 失蹤者ノ現出シ又ハ音信アリタルトキハ失蹤宣言ノ效力ハ即時ニ止ム

失蹤者ハ其財産ヲ現狀ノ儘ニテ取回シ又占有者ノ處分ニ因リテ不當ニ利得シタルモノヲ取戻スコトヲ得

(果實)トハ定期ノ生産物ヲ云フ

第二百八十三條 果實ニ付テハ失蹤者カ其亡失又ハ最後音信ノ日ヨリ十個年内ニ現出スルトキハ其五分ノ一ヲ取戻スコトヲ得十個年後ハ其全部ヲ失フ

第二百八十四條 失蹤者ノ相續順位ニ在ル者ハ他ノ者カ財産占有ヲ得タル日ヨリ三十個年間其財産ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

此場合ニ於テモ果實ハ前條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ取戻スコトヲ得

第四節 失蹤ノ推定及ヒ宣言ニ關スル通則

(解) 失蹤者ハ法律ニテ其死亡ヲ推定スルモノニアラサルモ又其存在ヲ証スルモノニアラズ失蹤者ハ死ト生トノ中間ニ在ルモノト曰ハサルヘカラズ故ニ此者ニ對シテ權利ヲ得シト云フモノハ證據法ノ原則ニ循テ權利ノ發生セシ當時ニ其者が存在セルヲ証明セサル可ラサルナリ此証明ノ舉ガラサル中ハ請求ノ受理ヲ爲ササルトト爲セルハ一ニハ無用ノ手數ヲ爲ヌテ避ケニハ失蹤者ノ利益

ヲ保護セント計レルモノナリ

第二百八十五條 失蹤シテ生存ノ確實ナラサル人ニ歸ス可キ權利ヲ請求スル者ハ其之ヲ權利ノ發生セシ日ニ生存シタルヲ證スルコトヲ要ス此舉證ヲ爲ササル間ハ其請求ヲ受理セス

第二百八十六條 失蹤シテ生存ノ確實ナラサル人ニ歸ス可キ相續ハ次順位ノ者ニ屬ス

失蹤者ニ歸ス可キ財産ヲ相續スル者ハ財産目錄ヲ調製ス可シ

第二百八十七條 前二條ノ規定ハ失蹤者又ハ其相續人及ヒ承繼人ニ屬スル相續ノ請求其他ノ權利ヲ行フヲ妨グルコト無シ此等ノ權利ハ普通ノ時効ニ因ルニ非サレハ消滅セス

第五節 不在者ニ關スル規則

(解) 生存ノ確實ナル人カ失蹤者ナラサルコトハ余ノ失蹤ノ定義ヲ述フルニ際リテ述ヘシモノヲ知ラハ別ニ之ヲ云フヲ須非ザルベシ

承繼人トハ權利ノ受繼ヲ爲セルモノナリ例ヘバ賣買ニ於テノ買主贈與ニ於テノ受贈者ノ如シ(普通ノ時効)トハ民法證據篇中ノ時効ヲ云フ

隨テ失蹤者ヲ支配スル規則ヲ以テ之レニ適施スル能ハサルハ明ラカナリ是レ別ニ此一節ヲ設ケタル所以ナリ然レドモ失蹤トハ其性質ヲ異ニスル此不在者ヲ同一章下ニ規定セルコト就テハ入或ヒハ之ヲ批難セン此非難ハ之ヲ免カレ得ザルベキモ此少許ナル規定ノ爲メニ、又其不在ノ点ハ則チ一ナル不在者ノ爲メニ、特ニ一章ヲ設クルハ不用ナリト思ヒシ我立法官ノ意思ヲ酌マバ此非難ハ之ヲ宥免セサル可ラサルナリ況ンヤ失蹤者ノ引續キノコトモ亦規定シテテ存セルニ於テヤ

余カ先キコ失蹤ノ事ヲ陳フルニ際リテ言ヘルガ如ク財産ヲ管理セラルルコトナシニ放棄シ置クハ國家ノ爲メニモ社會ノ爲メニモ不利タルヤ甚ダシ故ニ之ヲ放棄シ置ク不在者其人ノ所爲ニハ責ムヘキコトアリトモ其保存ハ之ヲ爲ササルベカラザルナリ

第二百八十八條 生存ノ確實ナル人カ住所若クハ居所ヲ去リテ其財